

平成28年 9 月宮崎県定例県議会
総務政策常任委員会会議録
平成28年 9 月14日～16日

場 所 第2委員会室

平成28年 9 月14日 (水曜日)

午前10時1分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 平成28年度宮崎県一般会計補正
予算(第4号)

○議案第4号 退職年金及び退職一時金に関する
条例の一部を改正する条例

○議案第9号 宮崎県公共施設等総合管理計画
の策定について

○報告事項

・損害賠償額を定めたことについて(別紙1)

・県が出資している法人等の経営状況について
公益財団法人宮崎県立芸術劇場
公益財団法人宮崎県私学振興会

・宮崎県中山間地域振興計画に基づいて行った
主な施策(平成27年度)について

○請願第3号 所得税法第56条の廃止を求める
意見書を国に提出することを求
める請願

○請願第6号 高等学校の公私間格差解消のため、
私学助成の増額を求める請
願

○総合政策及び行財政対策に関する調査

○その他報告事項

・平成27年度の取組に係る政策評価の結果につ
いて

・ゆたかさ指標について

・宮崎県開発事業特別資金について

・2巡目国体に向けた県有スポーツ施設の整備
について

・リオ五輪で顕著な功績のあった本県関係者の
顕彰について

・祖母・傾・大崩ユネスコエコパークのユネス
コへの推薦決定について

・ひなたMBAの開講について

・第3次みやざき男女共同参画プランの策定(体
系案)について

・防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラ
インの策定について

・eみやざき推進指針について

・宮崎県における事務処理の特例に関する条例
の一部を改正する条例(議案第5号関連)に
ついて

・宮崎県国土強靱化地域計画(素案)について

・霧島山火山防災協議会の設置について

出席委員(8人)

委 員 長	二 見 康 之
副 委 員 長	重 松 幸次郎
委 員	坂 口 博 美
委 員	星 原 透
委 員	中 野 一 則
委 員	日 高 博 之
委 員	満 行 潤 一
委 員	来 住 一 人

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総合政策部

総 合 政 策 部 長 永 山 英 也

総 合 政 策 部 次 長 井 手 義 哉
(政策推進担当)

総 合 政 策 部 次 長 松 岡 弘 高
(県民生活担当)

総 合 政 策 課 長 松 浦 直 康

秘 書 広 報 課 長 中 原 光 晴

広報戦略室長	藤山雅彦
統計調査課長	丸田勉
総合交通課長	野口和彦
中山間・地域政策課長	奥浩一
フードビジネス 推進課長	重黒木清
生活・協働・ 男女参画課長	弓削博嗣
交通・地域安全対策監	壹岐幸啓
文化文教課長	神菊憲一
人権同和対策課長	工藤康成
情報政策課長	蕪美知保

事務局職員出席者

議事課主査	長谷恵美子
総務課主任主事	日高真吾

○二見委員長 ただいまから、総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。日程案につきましてはお手元に配付のとおりであります。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時3分休憩

午前10時3分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

ここで、委員会の傍聴につきまして、お諮りいたします。

宮崎市の廣瀬さんから、執行部に対する質疑を傍聴したい旨の申し出がありました。議会運営委員会の確認・決定事項に基づき、許可する

ことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、傍聴人の入室を許可することといたします。

暫時休憩します。

午前10時4分休憩

午前10時4分再開

○二見委員長 委員会を再開します。

傍聴される方をお願いします。傍聴人は受け付けの際にお渡ししました「傍聴人の守るべき事項」にありますとおり、声を出したり、拍手をしたりすることはできません。当委員会の審査を円滑に進めるために、静かに傍聴してください。また、傍聴に関する指示には、速やかに従っていただくようお願いいたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

○永山総合政策部長 おはようございます。総合政策部でございます。どうぞよろしくお願いたします。

まず、初めにお礼を申し上げます。現在、県立美術館におきまして開催中の伊東マンショの肖像展につきまして、今月10日の開催記念セミナーに星原議長に御出席をいただきました。まことにありがとうございました。肖像展は10月16日までとなっておりますので、ぜひ多くの方々に足をお運びいただきまして、郷土の偉人であります伊東マンショの功績や足跡に触れていただきたいと思っております。

次に、7月15日付で人事異動がございましたので紹介をさせていただきます。

生活・共同・男女参画課長に着任いたしました弓削博嗣でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、今回提案をしております議案等につきまして、その概要を説明させていただきます。

お手元の委員会資料の表紙をめくっていただきまして、左側の目次をごらんください。

今回、お願いをしております議案は、議案第1号「平成28年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）」でございます。

右側の1ページをごらんください。

総合政策部の一般会計補正額は、一般会計の表の一番下にありますように、合計で5,331万3,000円の増額をお願いしております。これは、後ほど御説明いたします国際定期路線維持に向けた緊急対策事業等の補正でございます。

補正後の一般会計予算額は、その一番右端の欄にありますように、127億8,743万4,000円となります。

目次のほう、左にお戻りください。

Ⅱの報告事項についてであります。

県が出資している法人等の経営状況につきまして、総合政策部所管の公益財団法人宮崎県立芸術劇場、公益財団法人宮崎県私学振興会の2法人について報告をいたします。

2つ目の○の宮崎県中山間地域振興計画に基づいて行った主な施策については、宮崎県中山間地域振興条例第7条第2項に基づきまして、平成27年度に実施しました主な施策を報告するものであります。

その他の報告事項につきましては、まず、一番上の平成27年度の取り組みに係る政策評価の結果など、目次に記載しておりますとおり10件の報告をさせていただきます。詳細につきましては、後ほど担当課長から説明いたします。

私からは以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○二見委員長 部長の概要説明が終わりました。次に、議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○野口総合交通課長 総合交通課でございます。それでは、総合交通課の補正予算につきまして御説明を申し上げます。

お手元の平成28年度歳出予算説明資料の3ページをお願いいたします。

総合交通課の補正予算は、3,570万円の増額補正をお願いをいたしております。補正後の額は、9億9,965万3,000円となります。

1枚おめくりいただきまして、5ページをお願いいたします。

中ほどの事項欄、航空交通ネットワーク推進費の説明欄にあります、国際定期路線維持に向けた緊急対策事業であります。

これは、熊本地震発生による国際定期路線の利用者数が大幅に減少していることから、緊急の利用促進対策に係る事業費をお願いするものでございますが、事業内容につきましては、お手元の総務政策常任委員会資料で御説明をいたします。

別添の常任委員会資料の2ページをお願いいたします。

国際定期路線維持に向けた緊急対策事業について御説明をいたします。

まず、1の事業の目的・背景でございます。

初めに、資料の3ページ右側の表をごらんいただきたいと存じます。

国際定期路線の利用状況をまとめたものでありますが、ここ数年、利用者数は前年を上回る状況で推移をきておりました。昨年度は円安効果等による外国人利用者数の増加や、昨年3月の香港線の就航により、9万9,950人と2年

連続で過去最高の利用者数となったところでございます。

なお、この表には記載をしておりませんが、臨時の国際チャーター便の運航が別途ございましたので、これを加えた国際線全体の利用者数は、初めて年間で10万人を超えまして、10万302名となったところでございます。

しかしながら、28年度につきましては、ことし4月に発生をいたしました熊本地震の影響によりまして、5月以降、利用者が大幅に減少してきており、各路線とも厳しい運航状況が続いております。このような中、台北線につきまして、ことし10月末からの月曜便の運休が決定をされたところであります。

国際定期路線でありますソウル線、台北線、香港線は、本県のグローバル戦略の推進を図るため、いずれも欠かすことのできない重要な交通基盤でございます。したがって、今後、これまで以上の利用促進事業に取り組み、搭乗率を向上させ、台北線の月曜便の再開、ソウル線、香港線の維持に努めていく必要があることから、今回の事業をお願いするものでございます。

それでは、2ページのほうに戻っていただきまして、2の事業の概要でございます。

予算額は3,570万円、全額一般財源となっております。

事業の内容といたしましては、①にございますように、国際定期路線利用促進支援事業といたしまして、航空会社等と連携をし、モニターツアーの実施、県内からのグループ旅行への補助、旅行商品の割引への支援などにより、利用促進を図ってまいりたいと考えております。

また、②の県民利用促進PR事業といたしまして、国際定期路線の就航地であります韓国、

台湾、香港へ行ってみたいと思っただけのような機運醸成を図るために、テレビ等を活用したPRを実施したいと考えております。

これらの事業を集中的に実施をすることによりまして、搭乗率の向上を安定的に60%台、できれば60%台の後半を目指して、早期の便の回復や路線の維持に努めてまいりたいと考えているところでございます。

説明は以上であります。よろしく願いをいたします。

○奥中山間・地域政策課長 中山間・地域政策課の補正予算について御説明いたします。

お手元の平成28年度9月補正予算説明資料を御準備いただきたいと思っております。

資料の7ページをお開きください。

中山間・地域政策課の補正予算額は、264万5,000円でございます。補正後の額は、右から3番目の欄ですが、6億1,348万円となります。

それでは、内容について御説明いたします。

9ページをお開きください。

(事項) エネルギー対策推進費のうち、説明欄1、水力発電施設周辺地域対策事業であります。その上の説明にございますとおり、この事業は水力発電施設の円滑な設置・稼動を目的とした施設周辺市町村への交付金の交付に要する経費でございます。今回は、国の交付決定に伴い、増額補正をするものであります。

中山間・地域政策課からは以上であります。

○蕪情報政策課長 情報政策課の補正予算について御説明いたします。

先ほどと同じく、横長のお手元にあります歳出予算説明資料の11ページをお開きください。

当課の補正額は、1,496万8,000円の増額をお願いしておりまして、補正後の額は、右から3番目の欄ですが、13億5,871万5,000円となりま

す。

それでは、補正の内容について説明いたします。

1枚めくっていただいて、13ページをお開きください。

今回、補正をお願いしておりますのは、事項欄、電子県庁プロジェクト事業費の説明の欄にありますように、1、社会保障・税番号制度システム整備事業で、今回、国庫補助の決定に伴うものであります。

事業の内容につきましては、委員会資料のほうで説明させていただきます。縦長の常任委員会資料の4ページをお開きください。

社会保障・税番号制度システム整備事業についてです。

1の事業の目的・背景ですが、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度は、国や県、市町村などがそれぞれ管理する個人の情報が同一人であることを正確に確認するための基盤であり、来年の7月から本格運用・開始が予定されております、ネットワークを介しての機関間の情報連携を行うために必要なシステム間の総合運用テストを行うものであります。

2の事業の概要の(2)財源ですが、全額国費であります。

(4)の事業内容ですが、これにつきましては5ページの図の資料で説明いたします。

情報連携のためのシステム全体のイメージ図ということであらわしたものです。図の右下の太線で囲ってあるところ、各都道府県・市町村という枠の中のちょうど真ん中のところです。統合宛名システムというものがございしますが、これは、県が持っているさまざまな業務システムで扱っている個人情報、宛名番号というもので統一的に管理するために、昨年度、整備し

たものであります。

この宛名システムを、左横にあります中間サーバーというところを通して、図の左側にある国のほうが整備した情報提供ネットワークシステムに接続して、他の機関が保有する情報を照会したり、他の機関から求められた情報を提供するという仕組みになります。

この情報連携が来年7月から開始予定ということで、これに向けた総合的な運用テストを行うものです。

4ページに戻っていただきまして、3の事業効果ですが、他の機関との円滑な情報連携を行うことにより、社会保障や税に係る各種申請手続での添付資料の削減といった行政サービスの向上や、各種行政事務の効率化が図られるものと考えております。

情報政策課の補正予算の説明は以上であります。

○二見委員長 執行部の説明が終了しました。

まず、議案について質疑はありませんか。

○満行委員 総合交通課の2ページの県民利用促進PR事業。イメージ的には、宮崎の民放のMRT、UMKのキャスターが3地域に行って、特別番組をつくってもらって県民にアピールするとか、非常に効果的じゃないのかなと思うんですけども、そういう事業とは違うわけでしょうか。

○野口総合交通課長 今、委員からお話がありましたもの、いわゆるモニターツアーに入るのかなと思っておりますが、昨年の11月に韓国のソウル線におきまして、MRTのパーソナリティーによる韓国のモニターツアーを実施した実績がございまして、93名の参加者をいただくなど、テレビもPRをしていただきましたので、非常に効果的なものであったなと思っております。

ころでございます。

こういったものを、今回実施するかどうかにつきましては、今から旅行会社、関係機関との相談になりますけれども、この2つの事業によって、そういったことも検討していきたいと考えているところでございます。

○満行委員 中山間・地域政策課の事業。これは全然ペーパーがなくて、9ページの資料しかないんですけど、もう少し詳しくこの事業の内容を教えてください。

○奥中山間・地域政策課長 水力発電施設周辺地域対策事業につきましては、水力発電施設の設置、それから運転を円滑に図るということを目的といたしまして、発電施設の周辺地域における公共用施設の整備等を促進しまして、地域住民の福祉の向上を図るために、市町村に対して交付される国の交付金でございます。

中身につきましては、水力発電施設につきまして、運転開始後15年間を超えて経過してる水力発電所のある市町村に交付されるものでありまして、県内16市町村を対象にしております。

○満行委員 15年を超える16市町村に交付する。何を意図として、この交付金があるわけでしょうか。

○奥中山間・地域政策課長 交付金の目的といたしましては、発電施設を設置をするということで、周辺住民の理解を得るために、発電施設に係る懸念ですとか、そういったものを払拭するために公共施設を整備し、地域住民の福祉にも貢献するというものでございます。

○満行委員 もう少し詳しく聞きたいんですけども、16市町村は、この交付金でどういう事業を行うことになるのでしょうか。

○奥中山間・地域政策課長 16市町村におきましては、交付金の範囲内で、さまざまな事業が

行われるわけでございますが、例えば学校の施設整備ですとか、あるいは道路の整備、児童館の施設の整備ですとか、基本的には住民の福祉に貢献するものであれば、大概のものは使えるということになっております。

○坂口委員 それを大方のものに使えるというのでは、完全な一般財源としての交付金じゃないわけですね。ある程度の縛りがあるということになるんですか。

○奥中山間・地域政策課長 基本的には、国の要綱に対象施設が列挙されてありまして、そこに該当するものであれば対象になるということになります。

○坂口委員 これもあくまでも推測なんですけれども、15年を越したものとすると、償却し切った発電施設の固定資産税にかわるものとして、代替の財源を国から交付していくことになるんじゃないかなど。15年間ももらえないのは、固定資産税として立地市町村に入っていくから、それが償却し切ったとき、資産価値がゼロになる。しかし、発電施設はそのまま稼働していく。それに対しての代替財源とか。かわりの財源を国が交付という類いの金とは違うんですか。15年間ももらえないという理由がわからないんですけど。

○奥中山間・地域政策課長 この発電関係の交付金につきましては、水力発電施設の周辺地域交付金につきましては15年経過後なんですけど、そのほかにも、例えば、立地可能性調査開始から運転開始年までを対象にした交付金ですとか、あるいは着工年から運転開始後5年までということで作られた交付金ですとか、15年の間にもそれなりの交付金が準備をされているということがあります。

○坂口委員 いや、あるんです。あるんだか

ら、15年で、それにかわるものが、最後の償却資産としての固定資産税が交付されますよね。それが償却しきったらゼロになりますよね。だから、今度はその次にこの類いのもので新たなものが、ずっとそこで発電施設が稼動していく限りは、何らかの名目で交付金がそこに入っていくと思うんです。そうすると、その縛りが本当にあるのかなって、縛りがかかっちゃおかしいですよ。そういう理解での交付金なら、当然、自主財源ですから、そこの資産に対してのもので交付される。それに、今度は逆に縛りがある、金がそこに交付されるとなると、ちょっと性格が違うから、何なのかなってというのがちょっと理解できなかったから。

もう一回聞きますけれど、発電の立地が決まると、まず、準備期間中の交付金がなされる、そして、稼動し出したら、稼動した途端に、今度は大型償却税が交付される。それは償却税ですから、償却やって資産がゼロになったときに、引き続き発電は動いていく。さまざまな条件を整理していくっていうか、それらに対しての発電業務というものが円滑にいくことを目的として、資産価値がゼロになっても交付していくという性格の金じゃないかなってという理解があったから。交付される理由が、そういう類いの金じゃないんですかということが一つなんです。それだったら、国の縛りがあると。この施設ならいいよとか、それは補助金になりますよね。だから、ちょっと理解ができなかったから、そのところの整理をもう一回お願いしたい。

○奥中山間・地域政策課長 恐らく委員の御指摘のとおりだと思います。ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○満行委員 これは毎年の事業なのか、それとも今回は単発なのか。なぜ9月補正予算なのか

をお尋ねしたいんですけれど。

○奥中山間・地域政策課長 この交付金につきましては、今年度に入ってから交付決定がなされるものでありまして、その算定の基礎につきましては、過去10年の発電量をもとに計算されるということになっております。したがって、当初予算に間に合いませんので、今回の交付決定となったところでございます。

○満行委員 毎年なんですか。

○奥中山間・地域政策課長 毎年度交付されております。

○二見委員長 関連質問はありませんか。

○奥中山間・地域政策課長 先ほどの坂口委員の質問の答弁でございますが、交付の対象につきましては、大きなところで規定がなされておりまして、1つは公共施設に係る整備・維持補修または維持運営等の措置、企業導入・産業活性化措置、福祉対策措置、地域活性化措置等となっております。大きなところで規定されているところでございます。

○坂口委員 個別の事業とか、そういうことじゃない。

○奥中山間・地域政策課長 はい。失礼しました。

○日高委員 国際定期航路に向けた緊急対策。右側の参考の表を見ますと、8月までの実績になってるんですけれど、発生直後の5月、6月は下がってきたかしらんですけれど、回復傾向にはなっていないのかなというところをもっと詳しく聞きたいのと。

それと、県民利用促進のPRなんですか、県内の海外旅行する人をふやそうということで、具体的にどういった取り組みなのか、もっと説明していただければと思います。

○野口総合交通課長 まず、搭乗率の傾向とい

いますか、今後の見込みを含めての御質問だと思っております。

まず、5月以降、個別に申し上げますと、ソウル線につきましては、5月、6月とも5割を、搭乗率が50%を切る状況でございました。しかしながら、7月、8月は70%もしくは80%に回復をしてきております。この右側の3ページの表にございますとおり、この4カ月間で62.6%になっておりますが、これは、航空会社がかなり割安な旅行商品を発行したためということで、9月以降の予約状況を聞き取っておりますけれども、やはり60%程度ということで、ずっと伸びている状況ではないと、まだ引き続き厳しいと聞いております。

また、台北線につきましても、やはり同じように5月、6月につきましては50%程度の搭乗率。7月、8月につきましては、60%に回復はしてきておりますけれども、やはりこれにつきましても、今後の予断を許さないと考えております。

香港線につきましても、同様な傾向でございまして、8月につきましては、60%台に回復はしてきておりますけれども、やはり厳しいと認識しておりますので、私どもとしましては、先ほど申し上げましたような事業をしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

それから、PR事業、具体的には先ほど申し上げましたように、メディアを使いましたPRもあるんですけれども、やはり利用いただける方、例えば産業面では、今も行っておりますけれども、産業振興機構、そういったところを台湾を初め、交流の機会も多いものですから、そういったところの掘り起こしなり、お願いということで、いろいろ企画をされております。

また、経済団体につきましても、婦人団体と

の交流といったものを企画をされておりますし、少年スポーツ団といったものもございまして、一般的なPRとあわせて、ターゲットを絞り込んでのPRをあわせて行ってまいりたいと考えております。

○日高委員　そうですね、団体とか、つながりがある。議会でも、星原議長が台湾との交流を中心にやって。なるべく向こうから日本に来てもらうことも必要ですけど、こちらから台湾に行くことが重要だと思うんです。この辺で、何らかのPRとかいろいろするっていうことですけど、もう一頭ひねりしてもらって。単年度、28年度でやるっていうことなんで、回復させるっていう意思があると思うんです。この辺をしっかりと、熊本地震前よりも、逆に1年たったら上がったというぐらいの成果を見せてもらいたいと思っておりますので、それもよろしくお願いいたします。

○星原委員　関連で。熊本地震の影響でこういう形だということなんだけれど、九州各県、宮崎だけじゃなくて鹿児島とか、関連の大分とか、福岡とか、長崎とか、佐賀とか、そういうところも同じ割合で、こういう形で落ち込んでいるのかどうかというのはわかる。

○野口総合交通課長　今回、台北線がこういう状況になりましたので、台北線につきましては、同じチャイナエアライン社が鹿児島から運航しておりますので、鹿児島について状況を把握いたしております。宮崎と同様に地震後につきましては、やはり一時期50%台というのもございましたけれども、トータルで見ますと60%は確保しているということで。宮崎のほうは、やはり搭乗率が低くなっておりますが、率の高い低いはございますけれども、やはり傾向としては、鹿児島も厳しいとは認識をしておるところで

ざいます。

○星原委員 こういう緊急対策事業を打つのは非常に大事なことだと思うんだけど、日常の中で、一方が欠けてる部分があるんじゃないかなと思うところもあるわけです。

ということは、やはり定期便が飛んでいるところとの交流というのは、県の姿勢がどういうことでやっていこうとしているかが基本にあって。特に東アジア経済交流戦略というのが、25年度からかな、スタートしてもう3年がたつわけで、現実にはその実績がもう出てきてもいいわけなので。その辺の目的が、それぞれ韓国、台湾、香港、どういう形で、経済交流していくのか、文化・スポーツ交流なのか、あるいは姉妹都市とかいろいろなことを結びながら関係を深くしていこうとしているのか。いろいろなやり方があると思うんだけど、そういうことがこの3年間の中で、毎年いろんな課題が出てきたものを押さえながら、次はどういうふうにしていけばより相互でふえていくかどうかとかいうのが出てくると思うんです。

そういう課題を見つけながらいかないと、こういう地震が来たからだけじゃなくて、逆に言えば、地震が来てもそんなに落ち込まないために、深い交流関係になっとかないと。こういうことがあったときにはさっと引いてしまうということは、外国から来る人たちが少なくなってきたのなら、逆にどんどんこっちから行くような形の仕掛けとかを、経済界とか、あるいは学校関係でも、修学旅行だとかいろいろなことも打てると思うんです。

そういうものを常に、県の東アジア経済交流戦略の中で、どういうふうに取り組んできて、その流れがどうなのか、どう捉えたらいいんですか。

○野口総合交通課長 まさに委員が御指摘のとおり、日々の交流、そういったものが双方向の交流につながっていき、ひいては国際線の利用促進につながると認識をいたしております。

具体的にいろんな、学校、文化、それからそういったスポーツの交流、所管として商工観光労働部がやっておりますけれども、連携をとりまして、例えば、私どもが持っております支援事業、国際定期便を活用した修学旅行等、そういったものにつきましても、そんなに大きくはふえてはおりませんが、ある程度定着はしてきておりますので、こういったものをまた教育委員会等にも、改めてPRなりしていきたいと思っております。先ほどもちょっとお話を申し上げましたが、産業面での交流といったもの、私どもはビジネスサポートという補助事業を持っておりますので、これにつきましても、年々ふえてきている傾向にございます。

そういったものを改めてまたPRをして、そういった交流が俯瞰できますように、商工観光労働部とも連携しながら、しっかり取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○星原委員 最後をお願いなんですけれども、外国交流に、農政は農政で、商工は商工で、総合は総合で、それぞれいろいろ担当が、縦の社会で流れてるんだけど、本当は総合の中で全ての事業がすぐに把握できたり、あるいは対策とかをこうしたいって言えば、各部にそこからおろして行って、そのつながりの中でいかないと、それぞれがばらばらでやっていると、相手の国との人間関係のつくり方まで変わってくると思うんです。

深く入っていくには、やはり総合政策部で東アジア経済交流戦略という柱の中で、経済の交流はどういったものがあるか。要するに、農政

があったり、環境森林部があったり、あるいは学校関係もあるかもしれんし、いろいろあると思うんですけど、そういうものがトータルでつながって、それぞれの国とのやりとりをしないと、ばらばらでそれぞれの国にアタックしていたのでは、なかなか全体的なつながり、何の課題が、どういったものがあるのかとかというのは、つかみかねるんじゃないかなと思うんです。

その辺について、もう一步そういう踏み込んだ形で、国と宮崎県とでやるわけですから、そういうことを考えた上でやるべきじゃないかなと思うんですが、その辺は、部長、どうですか。

○永山総合政策部長 今回、台北線がこういうふうになったということで改めて考えてみると、やはり今回のは、事業として必要だと思いますが、対症療法的なものじゃなかなか難しいなど、御指摘をいただいているとおりでと思いますし。我々の国際線が、どちらかというインバウンドに依存していると、アウトバウンドがなかなか確保できてないというところに脆弱性があるんだなということを、改めて認識をして。御指摘があったように、継続的にどうやっていくのか、すごく大事だと思ってます。

スポーツ、文化、産業等の交流、あるいは人的なネットワークが、各部がやることで切れてしまうのではないかと、あるいはトータルの戦略になっていないのではないかという御指摘だと理解はしますけれども。総合政策部がどこまでできるかというのはありますが、こういう問題ができるだけ起きないように、安定的にやれるためにはどうしたらいいかという作戦立てのところについて、総合政策部としてしっかり役割を果たしていきたいと思ってます。

○日高委員 いつも何かあると、担当部局が中

心になってやって。観光とか教育委員会、農政でもあるんですが、当事者意識が足りないんじゃないかなと思うんです。担当部と課がやるから、補助みたいな感じだつて。横の連携をもつととって、当事者意識で、緊急対策事業は、プロジェクトぐらい組んで、こうなったら1カ月でも2カ月でも前倒しするぐらい。教育委員会では、修学旅行を何人も割り当てて、1,000人確保を頼むとか、いろんな形で、それぐらいははっきりと目に見えた行動をしたほうが。PRもよくあることですが、はっきりその辺も言ってみれば、もう動員の割り当てみたいな感じで、それぐらいの対症療法は必要なのかなと思うんです。総合政策部長がリーダーシップをとって、教育長に1,000人だとか、農政は50人とか、そういった形でやってもらいたいんですけど、その辺はどうでしょうか。

○永山総合政策部長 教育委員会の当事者意識がどうかっていうのは、いろいろあるかもしれませんが、少なくとも商工観光労働部にとってみれば、航空路線が減るということはインバウンドが減るということですから、大変な問題として認識をしています。去年の私の立場でいえばそのとおりでと思っておりますし、そこは十分に連携をしてやっていくことが必要だと思っております。

あと、教育委員会等の連携をどうとっていくかということについては、十分我々のほうで考えていきたいとは思っていますが、一生懸命取り組むことで、前回の危機を乗り越えた結果が、台北線3便になったんです。月曜便がふえたんです。このときにも、非常に危ない状況だったんですけど、全庁を挙げて一生懸命やった結果が増便につながりました。

今回、ぜひ回復をして、その次のステップま

で見据えた取り組みをやっていくことができるんじゃないかなと思ってますので、どういうふうに連携できるか等については、具体的に考えていきたいと思っておりますが、しっかりやっていきたいと思っております。

○星原委員 もう一遍、最後にPR事業のところで出るんだけど、やはり私は、本当に海外と色々な交流を宮崎県と進めていくのなら、県民運動の中に、全県民がパスポートを取得しようという運動でも展開して。パスポートを取ろうとする人は外国に行こうという気持ちになってくるわけで、何かそういったことあたりも、一方では考えるべきじゃないかな。そういうことでPRしていく。子供からお年寄りまで県民全員がパスポートを取ろうとか。前に100万泊をやったけれども、100万泊と同じで、何らかのそういうインパクトのあるような形のものも、どこかで考えていかないと。ただ割安で、少し金額をやりますよというだけで、本当にPRになるのか。パスポートを持ってないと外国に行けないわけなので、PRを作戦としてやられるんなら、そういった運動も展開したらどうかなと思います。これは、もう考えです。

○二見委員長 ほかに関連質問はありませんか。

○中野委員 関連で質問しますが、この緊急対策事業は、もともと航空交通ネットワーク推進費の事業で、今度、補正を組んだわけですが、昨年度は1億5,000万あって、本年度当初で1億2,500万。2,500万ほどダウンして、今度はプラスして、やっと1,000万円弱をふやしたような形ですが、この当初の予算と今回の緊急対策事業の中身は、事業の内容は大分変わってるわけですか。変わったそのことだけで、本当に需要が回復するのか、そのことも含めてお尋ねします。

○野口総合交通課長 今、委員御指摘の約1億5,000万から1億二千数百万との差でございますが、これにつきましては、ソウル線、台北線、香港線、それぞれの運航に対しまして、運航1便に対する補助金を従来行ってきております。

それにつきましては、香港線等が当初、それから2年目、3年目と段階で減額をしている。台北線もそうでございますけれども、そういった総額が約2,800万円ほどございましたので、差につきましてはそういった数字でございます。

事業の中身につきましては、昨年度に引き続きやってきておりますけれども、今回の地震を受けまして、一部前倒し等でやったこともございます。10月、11月以降の取り組みを集中的にやりたいということで、今回の補正をお願いしているところでございます。

○中野委員 もう既に、7、8月は4、5月からするとふえてるという説明がありましたよね。この緊急対策をせんでもふえてるわけですが、実際にこの対策をすれば、具体的にどのくらいまで行く予定なのか。この前の答弁で、副知事は、可能性があるような答弁をされましたが、60%以下になったから、これが減便になったと思うんだけど、何%になれば確実に回復するのかということをお尋ねします。

○野口総合交通課長 先ほど、回復という言葉を使わせていただきましたけれども、例えば台北線につきましても、7月、8月が合わせて60.3%ということで、やっと60%に乗った状態。香港線につきましても、60.7%ということで、まだまだ厳しいとは思っております。

今、委員が御指摘のどこら辺までということにつきましては、これはなかなか、航空会社からも、70%ならいい、80ならという数字を聞くことはできておりませんが、やはりこれ

までの経緯を見ますと、例えば、昨年度で69%台という27年度の実績がございますので、冒頭申し上げましたように、そういったところを一つの目標としながら、また、安定して続くといったことが続けば、航空会社等に対して、また増便、回復等の要求ができるのではないかなと思っておりますので、そういったところを視野に頑張っていきたいと思っておりますのでございます。

○中野委員 希望的に聞こえましたけれど、もっと具体的に取組んで、相手も商売ですから。飛行機は、人が何人乗ったからあれですから、そのあたりを具体的に。日本から台湾に行く人が極端に少ないわけだから、台湾からはもう、飽和状態とまでは行きませんが、国民の総人口当たりにすると、かなり人が来ますよね。日本からは、総人口のわずか1.4%しか行ってないわけですよね。そのうちの宮崎県は何%なのかと思うんです。高い数字だろうとは思いますが、その辺のことを細かく調査して、具体的な政策を打たないと。持続的にずっと3便が、あるいはそれが4便、5便とならないかもですから。この航空会社は、鹿児島と宮崎と合わせて、1週間フルに便があるという形ですから。だから、その形は崩さないように。できれば、鹿児島のほうは減っても、宮崎のほうはそのままカバーできるぐらいのことをしないと、非常に難しいと思います。

先ほど、星原委員から出ましたとおり、日ごろの向こうとの関係を密にしておくことが重要だと思いますから、そのあたりをきちんと。宮崎路線は運休にさせるとか云々ということは考えさせないような、日ごろのつながりをつくってほしいなと思っております。これは、県民挙げてやらないかと思うんですけども、ぜひ、そう

いう形で取り組んでいただきたいと思います。

○来住委員 今回の補正の3,570万円の2つの事業、①、②と、2ページです。国際定期路線利用促進事業、それから、県民PRの事業、これは、それぞれ幾らになるのかな。まず、この内訳をお願いします。

○野口総合交通課長 事業の構築につきましては、これから航空会社、旅行会社と相談して決めてまいりますけれども、大きく言いますと、利用促進事業で3,000万円程度、PR事業で450万円程度、その他事務費ということで考えているところでございます。

○来住委員 昔、七、八年前に、アジアナで、友達みんなでちょっとソウルに行ったことがあったんですけど、そのときに県から補助をもらったとか言ってましたが、この補助で、実際これを利用する人に幾らか出ますよね。それからもう一つは、航空会社そのものに補助を出してるのかなと思うんですが、それをちょっと教えてください。

○野口総合交通課長 各種キャンペーン事業につきましては、利用者御本人に行くケースもございますし、航空会社につきましては、例えば、旅行業者とタイアップをして、旅行商品を割り引く、そういったものへの補助が間接的に行く場合もございますし、先ほど申し上げましたけれども、運航1便に対して幾らという定額補助を今やっておりますので、そういったものもございます。

○来住委員 もう一つは、例えば、ソウル市や台北のほうの自治体は出してるんでしょうか。宮崎県は事業がありますが、向こうの自治体は、何かそういう事業をしてるんでしょうか。

○野口総合交通課長 今回といたしますか、この

国際3路線に限っては、現時点においては、向こうの国での支援等についてはございません。

○来住委員 ないわけですか。もう一つだけ。多分、各地方の、宮崎だとか、鹿児島だとか、佐賀だとか、そういう地方の空港を持っている自治体が、こういう事業をされていると思うんですが、かなりたくさん自治体がされてるんでしょうか。それは、つかんでらっしゃいますか。

○野口総合交通課長 特にこの国際線に関しましては、各県、今、自治体間での営業といえますか、誘致活動も非常に激しいものがございます。私どもも情報収集に努めておりますけれども、何らかの一定の補助、支援等をやっているというのは聞いておりますが、具体的などころまでは、全体的にはつかめていないところでございます。

ただ、隣の鹿児島県が一番近い空港でもございますので、そこはできるだけ情報をつかみながら——でない、やはり航空会社等から比較等もございますので。しっかりした情報は正直ないんですけれども、そこは普段のいろんな活動の中で、情報収集は努めているところでございます。

○坂口委員 社会保障・税番号制度システムですか、情報政策課。これは、本県の今回の補正が約1,500万円ですか。これは、全国の都道府県、市町村、それから、多分民間にもラインがつながるわけで、そこらまで全てを対象にした運用テストと思うんですけれども、最終的にこのテストに本県が負担する金額は、この補正額そのもので全てなのか、それに加算か減算かというのと。全国で、この運用テストとして総額どれぐらいの費用が使われるのかというのと、どんな作業が行われるか、ちょっと参考までに。

○蕪情報政策課長 申しわけありませんが、全国の金額というのが、ちょっと今手元にはございませんので、後ほどお時間をいただければと思います。

この部分については、県に対する補助額ということで、本県の中においても、各市町村分についても当然でございます。それを積み上げて、全体額ということになるものですから、ちょっと資料のほうをそろいましたら説明させていただきます。

今回の運用テストの内容でございますけれども、まずは各照会をかけるところ、その回答を出すところといった各機関がございまして、その機関間でのテストをまずやります。そしてあと、国のほうでつくっているこのイメージ図のほうなんですけれども、情報提供ネットワークシステムとのつながりをどうするかといった、うまく動くかといったところのテストを行うということでございます。

そのためには、実際の、直接のデータを使うわけにはいきませんので、テスト用のデータをつくったりとか、個々のシステム間の誤作動が起こらないかといった疎通の確認とか、そういったことを行うこととしております。

具体的には、本県内では、全部の市町村にペア組みをしまして、その中でちゃんと動くかということ、全ての業務についてテストをするということになっておりまして、その次には、県を越えてちゃんと動くかということで、またペア組みをしてテストをすると。最終的に、県同士についても、全国とうまく連携が図れるかといったテストを繰り返して行うということでございます。

○坂口委員 そういうことだろうって思うんです。イメージ的にもわからんのですけれども、例

例えば、県の負担分が1,500万円そのもの、この補正額がそのままそれだけなのか、それとも情報システムが持つ総額5億余りだったですか、その中からも幾らか行くのかってというのが一つ知りたいのと。

仮にこれがそっくりそのまま国から交付されて、ろ過して向こうに行くんですよということになれば、人口按分でいったときに、都道府県分の100分の1として全国では15億ぐらい。市町村が同じような負担をすれば、地方自治体の負担分だけで総額30億なんです。それに民間あたりもネットワークが当然つながるわけですから。そういったものを含めると、かなりの費用がかかるけれど、今言われたテストという、いとも簡単に各自自治体の担当者がぱぱっと操作して行って、異常なしでつながりましたとか、エラーは出ませんとか、セキュリティーは確保されてるでしょうっていう——按分でいったときの費用が余りにも大きいもんだから、かなりなテストが行われるんじゃないかなというのと。

テストのときに点検、検証したいものは、かなりな高度なものとか、労力とかも要るんじゃないかなっていうのを、おのずとこの金額から見ると思うわけです。

一体どれだけの金をかけて、どんなことをやるのかがないと、我々は、これを審査するにも、これが適か否かっていうのが、全く判断基準がないじゃないですか。

○蕪情報政策課長 先ほどございました全体額のほうなんですけれど、これは、厚労省所管の分とか、ほかのシステム分についても同じような補助制度がございまして、そちらのほうを除外して総務省系の分だけ言いますと、先ほど坂口委員がおっしゃられたとおり、全体で15.5億

円を国全体で計上しているようでございます。

あと、内容についてなんですが、一つの業務だけではなくて、今回の総合運用テストにつきましては、具体的に発生する事務全てを網羅してテストをしろということになりまして。当初の、県なり市町村が報告を受けていた主な項目のみの総合運用テストから追加をされたものですから、テストの計画とかを最初から積み上げるということになりましたので、そういった意味で今回の事業費がちょっと膨らんでいるのかなと考えているところでございます。

○坂口委員 そうすると、トータルで約15億の全ての費用が、このテストに係る総事業費ということになるわけですね。

もう一つに、市町村も含めた地方でのこの事務費は全く残さずに、出と入りが同じに、これがそっくりそのまま行く形になってますよね。そこらがちょっと、それで賄えるのかというのと。

今のからいくと、本県を100分の1で見たときに、市町村負担は全くないのか、民間負担も全くないのかというのが一つです。

○蕪情報政策課長 今回の総合運用テストに係る経費は、全額国費ということでいただいております。

システムを管理してる部門については、全国規模のシステムになるもんですから、ある程度の規模の各自自治体が入ってる、市町村も含めていろんなシステムを入れられてますので、そのシステムを管理しているところが基本的に請け負うのかなと考えておりまして、そういったところにテスト費ということで支払われることになろうかなと考えております。

○坂口委員 その作業だったら、イメージ的にあまりにもかかり過ぎるなって気がするんです。

何かちょっと腑に落ちない、高すぎるなど。

それが次の心配になるんですけれども、テストでそれだけの金がかかるんだったら、これは、毎年の運用は相当なものがかかってくるんじゃないかなと。15億もの金っていったら、それだけのテストをやろうとしたら、相当な作業量ですよ。今言われたのは、本当にもうスイッチ入れて、ぱっぱと操作して終わり、異常なし、という感じでしかイメージできないんです。もうちょっと、それに見合ったようなテストがなされるんじゃないかと思うんですけれども、そんな簡単なことなんですか。

○蕪情報政策課長 内容的には、かなりテスト計画をつくってから、実際のデータを抽出して、単体テストから連携テストということをやりますんで、テストのフェーズ全体から見ると、かなりレベルの高い業務になろうかと考えております。

しかも、事務全てを網羅しろということですので、その分に関連するシステムが多岐にわたりますので、そういったことから——ただ、今回は総合運用テストということなので、運用開始までの間に解決しなくちゃいけないものとか、それに必要になる課題を全部見つけ出すというためのテストですので、今回限りという事業になります。

通常的に行われる運用の保守管理費用については、当初予算のほうで要求させていただいておりましたので、そういった経費でいきますと、1,600万程度、前回保守費ということで上げさせていただいてますが、そういったものは経常的に何らかの形でかかるのかなとは考えております。

○坂口委員 これはなかなか切りがないけれど、イメージ的に、普通こういったシステムの運用

テストって、そんな維持管理ぐらいの金がかかるようなことって、通常あんまりない気がするんです。ちょっと金額が大きかったものだから、どんなことをやるのかなと思って、中身を知りたかっただけのことで。これはこれでやめます。

○二見委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 よろしいですか。

それでは次に、報告事項に関する説明を求めます。

○神菊文化文教課長 地方自治法及び県条例に基づき、まず、公益財団法人宮崎県立芸術劇場の経営状況等について御報告いたします。

平成28年9月定例議会提出報告書（県が出資している法人等の経営状況について）、別冊でございます。15ページをお開きください。

初めに、平成27年度の事業報告であります。

事業概要ですが、当財団は、県立芸術劇場の指定管理者として、県立芸術劇場が県民の文化芸術活動の振興拠点としての役割を十分果たしていけるよう、多様な文化事業を企画、実施するとともに、積極的に活用されるよう、管理運営に努めたところであります。

次に、下の事業実績についてであります。

県立芸術劇場の指定管理業務、施設の利用及び維持管理につきましては、記載のとおり、貸館業務や施設・設備の維持管理を行ったところであり、事業費は1億7,837万円となっております。

次に、その下の上記以外の指定管理業務等につきましては、4億7,729万9,000円となっております。その内訳としましては、まず、宮崎国際音楽祭であります。19日間にわたり15の公演と関連イベント、20周年記念事業を開催いたしまして、延べ入場者は1万7,000人余りとなっ

ております。また、次年度の第21回音楽祭開催のため、公演内容や出演者の決定、調整など、準備事業を実施しております。招へい公演事業以下、次ページの事業につきましては、記載のとおり、多彩な公演、普及事業を実施したところでございます。後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、経営状況等につきましては、同じ資料の17ページ以降に財務諸表がございますが、説明が重複いたしますので、同じ資料の161ページ、出資法人等経営評価報告書の中で御説明いたします。

まず、出資の状況であります。

総出資額は2億6,234万7,000円、県出資額も同額ですので、県の出資比率は100%であります。

その下の県関与の状況であります。

まず、人的支援であります。右側の平成28年度の状況としまして、役員9人のうち県退職者は3人、また、職員数26人のうち県職員は2人、県退職者は1人となっております。

次に、その下の財政支出等につきましては、平成27年度は、委託料として4億6,994万5,000円を支出しております。

その主なものとしましては、その下の欄にありますように、まず、県立芸術劇場管理運営事業は、劇場の維持管理等を行うもので、指定管理料3億1,931万3,000円であります。

次に、宮崎国際音楽祭開催・準備事業は、同音楽祭の開催業務等を行うものであります。指定管理料として1億119万8,000円あります。

なお、その下の県民文化振興事業につきましては、平成23年度から27年度の第2期指定管理期間については、平成5年度に県が出捐して、同財団内に創設された文化事業基金を財源としておりましたが、平成28年度から、第3期指定

管理期間については、県からの受託事業として実施するものであります。

次に、活動指標であります。

まず、劇場稼働率は、目標値77%に対しまして実績値は79.7%、達成率は103.5%となっております。

次に、主催公演の入場者率は、目標値の66%に対しまして、実績値は66.8%、達成率は101.2%となっております。

次に、友の会会員数は、目標値の1,500人に対しまして、実績値は1,646人、達成率は109.7%となっております。

活動内容につきましては、いずれの指標も目標を上回っているところでございます。

次に、162ページをお開きください。

財務状況でございますが、左側が毎年度の収支状況をあらわす正味財産増減計算書、右側が年度末の資産や負債の状況をあらわす貸借対照表であります。

初めに、正味財産増減計算書の平成27年度の列をごらんください。

経常費用は7億165万1,000円に対し、経常費用は7億6,730万3,000円で、当期経常増減額は6,565万2,000円のマイナスとなっております。

前年度までと比較し、当期経常増減額がマイナスとなっておりますが、これは、財団の顧問公認会計士との協議によりまして、平成27年の会計年度からは、基金取り崩し収益を、これまでの経常収益から、その下にあります経常外収益として受け入れることとしたためであります。

今期の基金取り崩し収益は、5,794万1,000円ありますので、当期経常外増減額は同じく5,794万1,000円となります。

その下の当期一般正味財産増減額は771万1,000円のマイナスとなっておりますが、その

主な要因としましては、本年2月に財団の自主制作企画事業の一つとして、国内3カ所で公演予定でありました「演劇・時空の旅シリーズ 三文オペラ」が、海外著作権者との間の契約上の問題により公演が急遽中止となりました。そこで、入場料収入などが得られなかったため、見込んでおりました約1,000万円の収益が減ったということによるものであります。

なお、その損失につきましては、財団の自主財源から補填することとしております。

これらによりまして、一般正味財産期首残高1億9,149万円から771万1,000円減少した1億8,377万9,000円が一般正味財産期末残高となっております。

また、その下の当期指定正味財産増減額は5,770万円となりますので、指定正味財産期首残高3億3,334万4,000円から、これを減じた2億7,564万4,000円が指定正味財産期末残高となります。

この結果、その下の一般正味財産期末残高と指定正味財産期末残高の合計であります正味財産期末残高は4億5,942万3,000円となります。

続いて、右側の貸借対照表であります。

平成27年度の列をごらんください。

資産は、流動資産と固定資産を合わせまして5億7,717万4,000円であります。

負債は、次年度公演のチケットの販売収入など1億1,775万1,000円となっております。

この結果、資産から負債を差し引いた正味財産は4億5,942万3,000円となります。

正味財産の内訳であります。基本財産が3,000万円、文化振興基金や運用基金などの特定資産が2億4,564万4,000円、一般正味財産が1億8,377万9,000円となっております。

次に、その下の財務指標であります。

まず、管理費比率は、目標値の48%に対しまして、実績値は52.8%、達成率は90%となっております。

次に、入場料収入比率は、目標値の36%に対しまして、実績値は20%、達成率は55.6%となっております。

大きく目標を下回っているその主な原因としましては、先ほど御説明いたしました本財団の自主企画制作事業の一つとして公演予定だった三文オペラの中止による入場者数の減少と考えております。

財務内容につきましては、いずれの指標も目標値を下回っておりますが、管理費比率が昨年度と比較しまして、達成率が33.4%上昇しております。目標値にあとわずかという状況に改善されているところであります。

次に、その下の直近の県監査の状況であります。

記載のとおり、県の監査におきまして、パソコンのファイナンス・リース取引について、会計処理を誤っているものがあつたとの指摘を受けております。

リース料総額が300万円以上の場合、リース資産として資産計上すべきところを計上していなかったものでありまして、速やかに適切な会計処理を実施したところでございます。

次に、総合評価の欄の右上、県の評価についてであります。

活動内容につきましては、先ほど御説明したとおり、いずれの指標も目標値を上回っておりまして、良好と認められます。

財務内容につきましても、いずれの指標も目標値を下回ったものの、管理費比率が大きく改善されたほか、国の助成金収益など、入場料収益以外の収益が増加傾向にありまして、多様な

財源からの収益の確保に向けた取り組みなどが進められているところであります。

組織運営につきましては、県民の要望にきめ細かに対応するため、工夫を凝らしたさまざまな研修を実施するなど、職員の資質向上に向けた取り組みが見られるところであります。

なお、先ほど御説明いたしました三文オペラが中止になったことにつきましては、その後のチケット購入者に対する説明や謝罪も丁寧に行われ、トラブル等も発生しておらず、損失も財団の自主財源で補填されるなど、反省すべき点がございますが、適切に処理が行われたと考えております。

県といたしましても、指導を徹底してまいりたいと考えております。

こうしたことから、その下の4段階評価につきましては、活動内容、組織運営はA評価、財団内容はB評価としたところであります。

続きまして、平成28年度の事業計画について御説明いたします。

恐れ入りますが、報告書の20ページにお戻りください。

基本方針につきましては、これまでと同様に、多様な文化事業を企画・実施するとともに、創作・発表の場として活用できるよう、管理運営を行うこととしております。

事業計画の指定管理業務については、1億4,756万7,000円、それ以外の指定管理業務につきましては、4億4,883万6,000円となっておりますが、このほかに事業は大きな変更はございませんので、ごらんいただきたいと存じます。

次に、22ページをお開きください。

収支予算書であります。

まず、一般正味財産分の部の経常増減の部であります。

経常収益につきましては、県補助金等収益が3億7,748万3,000円、チケット収入や企業協賛金などの事業収益として2億7,162万3,000円など、7億286万6,000円としております。

経常費用につきましては、人件費支出として1億1,433万9,000円、国際音楽祭や自主企画制作公演事業などの事業費支出として5億8,678万3,000円など、7億1,125万8,000円としております。

これらの合計額となるその下の当期経常増減額は、前年度から4,964万9,000円増加し、マイナス839万2,000円となっております。

次に、経常外増減の部であります。

経常外収益につきましては、全額が基金取り崩しによる収益になりますが、839万2,000円としております。

経常外費用はございませんので、経常外収益から経常外費用を除いた当期経常外増減額は、同じく839万2,000円であります。

これらにより、一般正味財産期末残高は、期首と同額の1億8,377万8,713円となります。

次に、指定正味財産の部であります。

当期は839万2,000円の基金を取り崩す予定となっておりますことから、一般正味財産への振りかえ額は839万2,000円となり、当期指定正味財産増減額はマイナス839万2,000円となります。

このことから、当期の指定正味財産期末残高は2億6,725万1,817円を見込んでおります。

また、一般正味財産と指定正味財産の期末残高を合わせた正味財産期末残高は4億5,103万530円となる見込みです。

公益財団法人宮崎県立芸術劇場の説明は、以上でございます。

続きまして、県の条例に基づきまして、公益財団法人宮崎県私学振興会の経営状況等について

て御報告いたします。報告書の159ページでございます。

本法人は、私立学校の相互の連携・協調、教育の充実及び振興を図り、本県教育文化の高揚に資することを目的としておりまして、総出資額は4億2,583万8,000円、このうち県出資額は1億9,675万5,000円で、県出資比率は46.2%であります。

次に、その下の県関与の状況であります。

まず、人的支援につきましては、右側が平成28年度の状況としておりまして、役員数は合計で11人、このうち県職員が1人、県退職者が1人です。

次に、その下の財政支出等につきましては、平成27年度は県補助金が7,669万7,000円となっております。

その内訳は、その下の欄にありますように、まず、私立学校教育研修補助金は、私立学校の設置者及び教職員の資質向上を図る研修事業に対して、研修事業経費の2分の1以内を補助するものでありまして、決算額は211万1,000円です。

次に、私立学校退職金基金事業補助金は、私学振興会が行う退職手当資金の基金造成に対する補助を行うことにより、私立学校等教職員の福利厚生の上昇を図るものでありまして、決算額は7,458万6,000円です。

次に、その下の実施事業につきましては、主な事業を申し上げますと、魅力ある学校づくり事業は、私立学校の外国人講師の招致や教育設備の購入費に対する助成など、次に、教育研修事業及び退職手当資金給付事業は、先ほど御説明したとおりでございます。

次に、その下の活動指標につきましては、まず、魅力ある学校づくり助成利用件数は、目標

値5件に対して、実績値は8件となっており、達成度は160%であります。

次に、研修参加者満足度は、教育研修事業について、研修参加者に対して行ったアンケートでの平均満足度であります。目標値90に対して、実績値97.8ポイントとなっており、達成度は108.7%であります。

次に、融資あっせん利用件数は、申請がございませんでした。

次に、160ページをお開きください。

まず、一番上の財務状況の正味財産増減計算書についてであります。

平成27年度の列をごらんください。

経常収益は7億384万6,000円に対して、経常費用は7億238万6,000円であり、当期経常増減額は146万円となります。

当期経常外増減額はございませんので、当期一般正味財産増減額は146万円となり、一般正味財産期首残高1,474万4,000円と合わせまして、一般正味財産期末残高は1,620万4,000円となります。

また、指定正味財産は、当期指定正味財産増減額がございませんので、指定正味財産期末残高は4億2,583万8,000円となりますことから、正味財産期末残高は4億4,204万2,000円となります。

次に、貸借対照表であります。

平成27年度の列を同じくごらんください。

一番上の資産は、流動資産と固定資産を合わせまして、50億8,139万1,000円です。

また、その下の負債は、流動負債と固定負債を合わせまして46億3,934万9,000円です。

この結果、資産から負債を差し引いた正味財産は4億4,204万2,000円、うち指定正味財産が4億2,583万8,000円、一般正味財産が1,620

万4,000円となっております。

次に、その下の財務指標でございますが、自己収入比率は、目標値10%に対して、実績値は10.8%で、達成度は108%であります。

管理費額は、目標値3,000万円に対して、実績値は3,226万4,000円、達成度92.5%であります。

次に、教育研修事業費比率は、目標値50%に対して、実績値は63.5%、達成度は127%であります。

最後に、一番下の総合評価の枠の右上、県の評価につきましては、まず、教育研修事業において、受講料を徴収することによる財源確保、事務局経費の節減、研修メニューの充実強化による質的向上、効率的な基本財産の運用及びホームページ等による情報交換については一定の評価ができると考えております。

また、退職手当資金給付事業のうち、幼稚園退職金事業につきましては、会員負担率を引き上げるなど、積立金の健全化が図られています。

今後とも、法令に基づき、引き続き適正な事務処理を行うとともに、さらなる退職手当資金給付事業に係る積立金の健全化、ホームページ等による積極的な情報交換に努める必要があると考えております。

その下の4段階評価につきましては、ごらんいただいた評価内容から、活動内容はB、財務内容はB、組織運営はBとしたところであります。

説明は以上であります。

○奥中山間・地域政策課長 中山間・地域政策課でございます。

別冊資料としてお配りしております平成28年9月定例県議会提出報告書(宮崎県中山間地域振興計画に基づいて行った主な施策(平成27年度)について)を御用意ください。

中山間地域対策につきましては、中山間地域振興条例及び中山間地域振興計画に基づき、各部が連携しながら取り組みを進めております。

昨年度実施しました計画に基づく主な施策について御報告いたします。

2枚めくっていただきまして、1ページをごらんください。

平成27年7月に改定いたしました中山間地域振興計画における施策の体系表でございます。

計画におきましては、4つの重点施策、仕事がある中山間地域づくり、子育て環境等の整備と移住・定住の促進、集落の維持・活性化と新たな絆の創造等、安全・安心な暮らしの確保のもと、それぞれの具体的施策に取り組んだところでございます。

2ページ以降に、施策ごとに関係部局におけます事業等の取り組み状況や主な成果、目標指標に対する実績等を記載しております。

内容につきましては、委員会資料のほうで御説明させていただきます。

それでは、委員会資料の6ページをお開きください。

先ほどの報告書につきましては、その概要をまとめております。

1、施策の実施状況でございますが、平成27年度におきましては、先ほど申し上げました仕事がある中山間地域づくりを初めとする4つの重点施策を掲げ、各部局が連携し、各種の取り組みを実施したところであります。

2、実施施策の概要であります。まず、(1)仕事がある中山間地域づくりについてであります。

①農林水産業の振興のうち、ア、農業につきましては、地域の特性を生かした生産振興や担い手の育成・確保、生産基盤の整備等に取り組

んだところであります。

枠囲いにごさいますように、花卉振興を目的とした有望新品種の導入推進や、ユズや栗の産地に対する支援などの事業に取り組んだところであります。

イ、林業につきましましては、多様で豊かな森林づくりや、循環型の林業・木材産業づくり等に取り組み、水源涵養機能の高い森林整備のための植栽や間伐、未植栽地の買収等、あるいは木質バイオマス加工施設の整備への支援等によりまして、県産材の需要拡大を推進したところでごさいます。

7ページをごらんください。

ウ、水産業につきましましては、資源の適切な利用管理や経営体づくり、漁港機能の強化等に取り組み、21魚種の資源評価を行った結果に基づき、資源管理計画等の実施を推進したほか、8つの拠点漁港におきまして、津波対策関連事業を推進したところであります。

②新たな産業の創出等につきましましては、農工商連携、6次産業化、フードビジネスの推進、企業立地活動の展開等に取り組み、中山間地域産業振興センターによります商品開発等の取り組みの支援を行ったほか、6次産業化に関する6件の取り組みについて、国から認定されたところであります。

③鳥獣被害対策につきましましては、推進体制の強化や新たな視点に立った総合的な対策を推進したところであり、人工林における強化型等防護柵の設置や鳥獣被害対策マイスターの育成等に取り組んだところであります。

④地域経済循環の促進につきましましては、地域資源を活用した地域経済循環の促進や、新エネルギー利活用の促進に取り組み、経済構造分析の理解促進に向けた研修会の開催などに取り組

んだところであります。

8ページをお願いいたします。

目標指標の達成状況を掲げております。

仕事がある中山間地域づくりの関連につきましては、農業算出額を初め21の指標を設定し、その達成に向けて取り組んできたところであります。

それぞれ現況値、平成27年度の実績値、平成30年度の目標値を記載しております。

9ページをごらんください。

次に、(2)子育て環境等の整備と移住・定住の促進についてであります。

①子育て支援等の充実につきましましては、地域全体での子育て支援の充実や、ライフステージに応じた子育て支援の充実に取り組み、未来みやざき子育て県民運動の促進による機運の醸成や、結婚支援活動に取り組む優良団体への支援を行ったところであります。

②教育の充実につきましましては、ふるさとへの誇りや愛着を育む教育の推進、教育環境の整備・充実等に取り組み、県内6カ所の地区生徒寮運営や、へき地育英資金の貸与を行ったところであります。

③戦略的な移住等の促進につきましましては、情報発信や相談体制の充実、受け入れ体制の整備等に取り組み、宮崎ひなた暮らしUIJターンセンターの開設や、市町村が行う移住者の定住に向けたフォローアップの取り組みについて、支援等を行ったところであります。

次に、目標指標の達成状況でごさいますが、合計特殊出生率を初め3つの指標を設定し、その達成に向けて取り組んだところであります。

それでは、10ページをお願いいたします。

(3)集落の維持・活性化と新たな絆の創造等についてであります。

①自主的な活力の向上につきましては、住民みずからによる集落の課題等の整理や、住民がみずから考え、行動する意識の醸成支援等を行い、県の集落対策支援員により、16集落での状況把握を行うとともに、いきいき集落の新規認定などを行ったところであります。

②都市等との交流・地域間連携の促進につきましては、中山間地域の果たす役割、魅力の発信、外部人材との交流・連携による集落機能の維持・活性化に取り組み、中山間盛り上げ隊の集落活動支援を通じた交流が図られたところであります。

③小規模・高齢化した集落対策につきましては、地域見守りの推進、集落のネットワーク化の促進等に取り組み、地域福祉コーディネーターの養成などに取り組んだところであります。

④人財の育成・誘致につきましては、地域を担う人財の育成、外部人材の誘致等に取り組み、地域おこし協力隊などを対象とした研修会を開催したところであります。

⑤地域文化の保存・継承と活用につきましては、文化資源の保護・継承、特色ある文化資源の活用の取り組み等を支援し、民俗芸能保存団体の支援やみやぎ文化財情報、あるいは宮崎デジタルミュージアム等のホームページによる情報発信に取り組んだところであります。

目標指標の達成状況であります。集落活動助成件数を初め4つの指標を設定し、その達成に向けて取り組んできたところであります。

それでは、11ページをごらんください。

次に、(4)安全・安心な暮らしの確保についてであります。

①医療の確保及び保健福祉の充実につきましては、医療提供体制の整備、住みなれた地域で暮らせる福祉社会の推進等に取り組み、県内6

診療所での僻地出張診療の実施や、ドクターヘリの運航に取り組んだところであります。

②生活機能の維持・確保につきましては、地域交通の維持・確保や暮らしのための道づくり等に取り組み、広域的バス路線を運行する市町村に対する支援や、都市部と中山間地域を結ぶ国・県道の未改良区間の道路整備に取り組んだところであります。

③水道の整備及び水環境の保全につきましては、上下水道等の整備への支援、豊かな水資源のための環境保全等に取り組み、水道施設に係る事業等の計画的な実施を推進するとともに、浄化槽整備事業等を実施した市町村への支援に取り組んだところであります。

④情報通信基盤の充実及び利活用の促進につきましては、西都市の45世帯で携帯電話サービスの利用が不可能であった地域の解消に取り組んだところであります。

⑤防災・減災対策の推進等につきましては、自然災害への対応や地域防災、減災体制の整備に取り組み、河川改修の実施や土砂災害警戒情報の提供、道路の防災対策などに取り組んだところであります。

12ページをお願いいたします。

次に、目標指標の達成状況であります。この安全・安心な暮らしの関連では、臨床研修医受入数を初め11の指標を設定し、その達成に向けて取り組んだところであります。

3、今年度以降の取り組みであります。中山間地域の実情や特性等を勘案しながら、仕事がある中山間地域づくりを初めとする4つの重点施策を展開し、部局間の連携や県民の中山間地域への理解促進などを図りながら、引き続き中山間地域推進計画の実施に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

報告事項については以上であります。

○二見委員長 執行部の説明が終了しました。

まず、県が出資している法人等の経営状況についての質疑はありませんか——ないですか。じゃあ、私から。

まず、県立芸術劇場について、ちょっと確認も含めてお伺いしますけれども、活動指標の①に劇場稼働率というのがあるんですが、これの計算式が、稼働日数に対して分母を利用可能日数としてあるわけなんですけど、これで実績値が79.7ということで、ということは、2割は開館日だけでも、そこでは何もなかったという見方になるんでしょうか。ちょっとそこら辺を教えてください。

○神菊文化文教課長 おっしゃるとおりでございます。この分母につきましては、1年の暦上の日数から休館日や保守点検のために利用できない日を除いた日数でございます。その分の分子が稼働日数でありますので、おっしゃったとおり稼働しなかった日数があるということでございます。

また、この実績値79.7というのは、全国的な平均と比べましても、結構高い数字でございます。団体が調べました全国平均は63.1%ということですので、なかなかのいい数字であろうと思っております。

○二見委員長 続けてそのことで伺いたいんですけども、2割、何も催し物がないというときでも、やはりいろんな事業の組み立てだったりとか、そういった業務はその日にされるといいう見方になるんですか。要するに、開催事業はその日はないけれども、次の準備だったりいろんな報告だったり、そういったものに充てる日という見方でよろしいんでしょうか。

○神菊文化文教課長 イベント等を行う場合の

前にいろいろ準備をする必要な日数等がございます。*その日数も、利用していない日数の中にも含まれております。

○二見委員長 それと、今、全国の平均に対しての稼働率はそれなりにいい成績だということだったんですけども、逆に次の②の主催公演に対する入場者率についてはいかがなんでしょうか。目標は達成されてるということですけど、大体全国でそれぐらいの入場率なんでしょうか。

○神菊文化文教課長 主催公演の入場者率については、キャパシティが大体1万8,000人余りなんですけれども、そのうちの入場者1万2,412名ということで数字を出したものでございます。

それから、済みません、先ほど間違えておりました。利用稼働日数の中で、準備等を行う日数は稼働日数には入っておりません。といいますのが、稼働日数というのは、実際に演奏等が行われた日数のことでありまして——要するに、稼働日数の中に準備の日数も含まれておりまして、料金等をいただいと。稼働してない日数というのは全くあいてるということになります。

○二見委員長 要するに、利用可能日数のうち、稼働日数ではない日も業務はあるわけですね。

○神菊文化文教課長 もちろん業務はございます。

○二見委員長 次の主催公演に対する1万8,000人のキャパに対する1万2,000という来場者数に対する考え方は、どうですかね。

○神菊文化文教課長 財団が行います主催公演というものがございまして、その席の合計がキャパシティとなります。

全国の数字との比較でいいますと、これは、

※このページ右段に訂正発言あり

平成23年に全国公立文化施設協会が調査したものでございますが、全国の稼働率は63.1%が平均となっております。これに対しまして、県立芸術劇場におきましては、そこに書いておりますように8割近くの実績があると――主催公演の入場者率の全国平均ということでしょうか。申しわけありません、その数字はつかめておりません。先ほど申しましたとおり、財団の主催公演というものに限定して、そのキャパで割っておりますので、全国の数字は持ち合わせておりません。

○日高委員 私学振興についてですが、県が出資を46.2%して、主な事業として、私立学校教育研修補助金ということで、私立学校の設置者及び教職員の資質向上を図るってことを書いてるんですが、これは例えば、県立とかいろんな、教育委員会が持っているのについては、県が当然関与していきますよね。私学に対する関与ってどこまでできるものなのかなと。やはり私学も、学校の先生もいるわけですから、また、専門学校があって、いろんなところがあるんです。ピンキリだと思うんですけど、どこまで県として関与できるのか、その辺をお伺いします。

○神菊文化文教課長 私学振興会が行う研修事業についてでございますが、どこまでやるのかということにつきましては、私立学校も公教育の一翼を担っていると、県内では高校生でいきますと1万人おりますけれども、約3,000人、30%が私立学校に通っております。

したがって、その教育を担う教員の資質向上なり学校法人の適正化を図るという意味では、こういった研修事業をやる意味が大きいと思っております。

また、私立学校にどこまでということござ

いますが、私立学校は建学の精神というものが非常に重要視されております。したがって、私どもも、法律上の中でも制限がございますけれども、教育の内容までは基本的に立ち入らないということにしております。

それ以外の運営の基本的なものでありますとか、安全面とか、そういったものについては、私どものほうもいろいろ指導することもできますし、そういった支援等も行っているところでございます。

○日高委員 県立だったら、教育委員会が例えばいじめの問題とか、それぞれの学校に言う。私学になってくると、もうピンからキリのところもありますよね。専門学校もあつたりする。何とか法人とか。その辺の監視までは県が見られないものかなと思ってるんです。そこら辺までは行かないんですよね。今の説明だと、結局そこまで見れないんですよね。

○神菊文化文教課長 いじめ等の重大事案につきましては、私どものほうに報告をいただくと。その上で、いじめ対策法に基づいた措置をいろいろ講じていくということで、対応はできると思っております。

また、いじめ等のそういった重大な問題につきましては、教育委員会がやっておりますいろんな研修等にも、私立学校の教職員も参加させていただくということもやっておりますし、いろいろな意味で資質向上は図っていっていると考えております。

○日高委員 基本的に、そういった業務だけには関与するけれど、中身的なやつは学校、法人に任せる、簡単に言えば、あとはもう法人がやってくれるという、それで理解していいですね。

○神菊文化文教課長 法律等によりまして、私立学校の教育内容そのものについては、私ども

は立ち入らないということにしております。ですから、どういった科目を教えなさいとか、どの範囲をやりなさいとか、この部分は教えるのはやめなさいといったようなことについては、私どものほうからはできないと。

ただ、学校の運営について適正化を図ることとありますとか、そういったいじめ等の重大事案につきましては、私どもにとっても、いろんな法的な根拠をもとに指導等をしてまいりたいと思っております。

〇二見委員長 ほかに質疑はありませんか。

なければ、もう一点。

確か26年のときだったと思いますが、質問で、退職金基金について質問をさせていただいたことがあります。あのときに、いろいろと担当の方とお話しさせていただいて、勉強になったわけなんです。今回、公社の評価のところでは、退職手当資金給付事業については、会員負担率の引き上げ等を行い、積立金の健全化を図ったと。県の評価としては、この事業について、会員負担率を上げるなどで健全化が図られているということで、その次に、さらなる積立金の健全化に努める必要があるという評価をしていらっしゃるわけなんです。今後どういうふうにしていくべきか、どのようにお考えなんでしょうか。

〇神菊文化文教課長 退職金事業についてでございます。幼稚園の退職金事業につきましては、これまで会員の負担率が中学、高校に比べますと、やはり低かったということとあります。

例で申し上げますと、中学、高校が1,000分の140に対しまして、幼稚園等は1,000分の71ということとございました。ですから、その71というのも、27年までは61でございました。26年は、56であったと。それを段階的に引き上げて

きているということで、財政的な面での健全化は図られてきてると思っております。

それから、今後どうするかということにつきましては、今現在、退職金の準備高といいますか、中学、高校基金では、必要額の98.47%が基金で確保されております。幼稚園基金につきましては、必要な額の80.22%と、まだまだ基金の負担率を引き上げる等の措置を行いながら、充実させていかなければならないという課題が残っていると考えております。

〇二見委員長 幼稚園のほうを上げていってるということですが、その間には県のほうは、負担率を下げているんですね。

〇神菊文化文教課長 幼稚園につきましては、会員の負担率を上げてきておりました。28年度は、県の補助金も上げました。300万円程度でございますが、上げまして、退職金準備金の充実といったものに努めてきたところでございます。

〇二見委員長 私が質問したときの説明では、要するに、県が下げているということだったけれども、しかし、それ以外の、県でいったらいわゆる一般財源みたいな形で、私学のほうには渡していますってような話だったんです。今回、28年が上がったというのは、済みません、私も不勉強で申しわけないんですけれども、それは、純粹にこの部分だけ上げられたということなんですか。全体が下がらずに、純増だったんですか。

〇神菊文化文教課長 幼稚園と退職金事業の27年度につきましては、負担金総額と県の補助金額を合わせた1億6,900万円ぐらいなんですけれども、それに比べまして給付した総額が1億9,900万円ぐらい、要するに給付額のほうが多かったということになります。

ですから、そういったことを踏まえまして、

県としまして、会員の負担額も上がるということにあわせて、県の負担額も増額にしたということでございます。

それと、基金の減が進んでまいりますと、福利厚生に支障が出てくるといったことの判断もあったということでございます。

○日高委員 認定こども園は、私学振興会に入るんですか。

○神菊文化文教課長 通常、認定こども園、幼稚園につきましては、福祉保健部で担当しておりますけれども、この退職金事業については私学振興会が担当しているということもございまして、私ども、総合政策部文化文教課で所管をしているところであります。

○日高委員 幼稚園型の認定こども園を受けたところの幼稚園教諭ないし保育士については、私学振興会からの退職金ということですね。

○神菊文化文教課長 そのとおりでございます。幼稚園の場合ですと、全部で、法人数で90、幼稚園数で111ございまして、今おっしゃったとおり、私学振興会から退職金を出すということになっております。

○日高委員 認定こども園は、幼稚園型になったら、言ってみれば、私学振興会の会員を外れないかんですね。その退職金ですが、27年は上がったんですよね。

○神菊文化文教課長 もともと幼稚園ということから認定こども園に移行したところについては、私学振興会の会員でございまして、会費をいただいて退職金をお支払いするというものになっております。

保育園から認定こども園になったところについては、会員ではないということでございます。

○日高委員 結局、保育園と幼稚園の退職積立金の差が歴然としてるんです。保育関係は、国

が多分出してるんですか。かなり退職金は守られてるんです。幼稚園は低いですね。九州各県を比べたら。去年かな、ちょっと上げてもらったんですよ。まだまだ上げ方が——だから、ある程度徐々にでも上げていくような感じにしていけないと、人手不足で、なかなか幼稚園の教員は集まらないです。その辺を勘案して、今後検討していただければと思います。

○神菊文化文教課長 委員のおっしゃったとおり、そういう教育の担い手を確保するという意味で、検討してまいりたいと思います。

もちろん会員の負担率、会費負担率そのものとのいろんな見合いも必要であろうと思っております。

○二見委員長 今の関連で。

財務指標ということで、これは、私学振興会全体の経営を見るための指標なんだろうけれども、大きな一つの課題として退職基金というのがあるのかなと思うものですから。この報告の中に入れる必要はなくても、今後の退職金基金事業について、傾向というか、こういうふうに見通しを持っていきたいということも、できれば示してほしいなというのがあるんです。

今度、それぞれの負担率が上がったっていうのもわかったわけなんですけれども、私が質問したときに言ったのは、私学のほうとよく話をしてくださいと。どういうふうにこの基金を運営していくのか、別なのかというところを、お互いに理解がちょっとできてなかったんじゃないかなと感じたものですから。そこを今後、担当課として御尽力いただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかに質疑はありませんか——よろしいですか。

それでは、このまま休憩といたしまして、1

時に再開させていただきたいと思います。

暫時休憩します。

午前11時54分休憩

午後1時0分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

○重松副委員長 県芸術劇場についてですが、これは、芸術劇場さんだけの問題じゃないと思いますが、文化公園全体で、やはり駐車場の不足というので、稼働率というか。ある公演団体の方から要望をいただきまして、もっと県劇さんを使いたいんですが、駐車場が不足しているのので何とかありませんかということであります。立体とかそういう話もあったんですけども、代替えとか、そういう方法を何かお考えであれば、ちょっと教えていただきたいなと思っております。

○神菊文化文教課長 総合文化公園内の駐車場の問題につきましては、これまでもたびたび御指摘をいただいているところであります。

現在、公園内に540台分程度、それから、公園の北側にあるんですが、150台、合せて総合文化公園としては690台をとめられるスペースがございます。また、このほか周辺の南九州大学でありますとか、神宮西神苑などの臨時に借りる駐車場分が大体640台ございます。計1,330台分ぐらいはとめられるということでもあります。

もちろん、国際音楽祭の開催等の場合は、これ以外にも公立大学をお借りしたり、气象台をお借りするという予定もございます。

ただ、特に今週の土日は、芸術劇場の主催事業だけで1,500人とか1,200人、それから、マンショ展を今やっております、それにまたそれだけの人数が来るということで、不足してしまったということだろうと思っております。

対策につきましては、駐車場の確保については、貸館の場合であっても主催者がいろいろ準備をする、臨時駐車場等の申し込み等についても主催者がやる。それから、主催者が駐車場の案内等もするということになっておりますので、そちらに対して適切な対応をお願いすることで、少しでも混雑の緩和になればなと思っております。

それからあと、立体駐車場とかというものがありましたけれども、まずは予算面もございしますが、都市公園としての機能の問題であるとか、いろいろ難しい問題もあります。今後、また県土整備部とも相談してまいりたいと思っております。

○重松副委員長 日曜日に伊東マンショを見に行ったんですけども、私も入れなくて、もう方々を走り回ったんですけど、なかなかどこも満杯で。私は地元で近いので、いつでもまた行けるなと思ったんですけども、やはり遠いところから来られてる方は残念なことかなと思いますので、また対策を検討していただきたいと思っております。

○二見委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、次に、宮崎県中山間地域振興計画に基づく施策について、質疑はございませんか。

○日高委員 10ページなんですけれども、自主的な活力の向上というところに、集落対策支援員って初めて聞いたんですけど、これはどういう活動をされているのか、詳しく教えていただければ。

○奥中山間・地域政策課長 この集落対策支援員というものでございますが、これは、集落の住民みずからが、市町村とともに集落に係る課

題ですとか、あるいは地域の将来について考え、将来の集落のあり方を模索していくという取り組みを支援するものでございます。

具体的には、集落対策支援員、これを指定しまして、比較的高齢化率の高い集落を中心に訪問させていただいて、集落の状況を把握する。そしてまた、集落の将来のあり方について支援を行っていくというものでございます。

○日高委員 一般質問したんですけれど、例えば、高知県は集落支援員がいたんです。県職員がみずからそこに入って、実態をみずから足を使って、聞きに行くという。

これは、委嘱するというか、地元の人でそういった人を見つけて、市町村と連携して意見を吸い上げるということですね。

○奥中山間・地域政策課長 そのとおりでございます。

○日高委員 実際はどうなんでしょう。自分たちの目で見て、現地に行ってどうなのかと考えるのか。それとも、あなたたちに任せたから、地元のほうで地元のことをやってくれていうのと、どっちが成果があると思われませんか。

○奥中山間・地域政策課長 集落対策支援員といえますのは、単年度、県で設置したものでありますが、従来、国のほうで、集落支援員という制度がございました。これは、集落対策の最初のほうにできた制度で、今も続いているんですが、これは、いわゆる県ではなくて地域の住民の、例えば公民館長ですとか、地域に詳しい人に市町村が委嘱をして、その方がいろんな情報をとって、それを市町村が吸い上げるという制度でございます。

それを市町村に任せおいたのでは、なかなか進まないということで、県のほうが、単年度ではございましたけれど、県の集落対策支援員と

いう制度を使って意見を吸い上げようとしたということでございます。

ただ、委員がおっしゃるように、地域振興行政に携わる者が直接聞いたほうがいいんですが、なかなかそうもいきませんので。西臼杵支庁と農林振興局単位に、地域企画調整担当という職員がいます、高知県の県職員とまでは行きませんが、市町村の役場に机を置いて活動するというわけではありませんが、各農林振興局に1人ずつ、西臼杵支庁と東臼杵農林振興局には2人配置しております。その人間が、振興局内、あるいは西臼杵支庁内の市町村と連絡をとって、地域にずっと入っていくというようなことでは、やっているところでございます。

○日高委員 新たに人員を確保して、そういった形でこまめに聞くのは、なかなか大変だと思うんです。限られた人数だということ、部長はいつもそうやって言われますから。

だから、各駐在所とかありますよね。諸塚とか椎葉に県土整備部の人が行ったり、いろいろありますね。もちろん自分の土木関係の仕事もありますが、兼務みたいな感じで、もっとうまく人を使いながら——必ずそこに行くわけですから、郵便局の郵便の配達と一緒に。状況を見ることが、県職員が来てくれたということ、これはもう大きく違うんです。やはり大きいです。県職員が来て、それに市町村が後ろで手助けするという、そういった形はとれないことはないかなと思いますので、努力してもらいたいのと。

それと、中山間盛り上げ隊とか、地域おこし協力隊とかあるんですが、さっき説明を受けた集落活動支援、大体似たようなといいますが、これは、もうことは委託してるんですけれど、違いは。

○奥中山間・地域政策課長 簡単な例で申し上げ

げますと、集落支援員なり集落対策支援員が集落に入ってきて、いろいろ集落のニーズをつかみます。積極的にいろいろやりたいという集落であれば、例えばいきいき集落という制度がございますので、いきいき集落に認定させていただいて、活動費も助成させていただいて、もっと頑張らせていただくと。

また一方、何か集落で問題があるといった、例えば、後継者が不足したり、高齢化が進んで祭りを地域でできなくなったということがあれば、そこは中山間盛り上げ隊を使って、そこをちょっとフォローしていくと、そういったことになろうかと考えております。

○日高委員 いろいろいっぱいいたほうが、とりあえずいいということなのかなという気はしてるんですけど。

最後に、9ページなんですけれど、県内への移住世帯数がふえてますよね。実績よりも結構ふえて、これは県の実績になってるんですけど、市町村の努力も結構あるのかなという気がしてるので。

市町村職員から聞くと、僕たちは努力したけれど、結局県の手柄になるでしょうっていう話をよく聞くんです。結局252あるんですけど、これは市町村で頑張ってるのと、ちょっと頑張りが足りないところ、それは土地の形状にもよると思うんですけど、そういった分布というか、市町村をどういう形で見てますか。

○奥中山間・地域政策課長 平成27年度の実績値が202ということでございまして、一番は、移住実績の多いところがやはり県央部でございますし、それから海が近い県南部が、実績としては数が多いです。

今、委員がおっしゃいました市町村の手柄という部分につきましては、これはまだ、市町村

は、移住者の実績数字をとり始めたばかりの状況でございまして、市町村が昨年、総合戦略を立てましたので、それに伴って目標値をつくって、移住者の数を把握していこうという動きは、今、出てきております。

ただ、手始めでありまして、市町村によってはその数字すらとってないところも多くて、今後、そういった移住者の数の把握についても、今から上がってくるんじゃないかなとは思っております。

特に宮崎市などは、なかなか把握できないような状況でございまして、数字としては余り大きくないような感じで上がってきているのが現状でございまして。

○日高委員 ひなた暮らしUIJターンセンターですか。これも、結局市町村との連携がほとんどなくて、今は、もう県は県で情報を持ってやりよったけれど、市町村は全くおいてこなかったということを指摘したら、市町村と何か協議会をつくって、一緒にやっっていこうということに、去年ぐらいからやっとなったって聞いてるんですけど。そういったのもうまく数字を出してもらって、それを見れば、うちの自治体はちょっとその辺が弱いなというのを、そういう競争も必要じゃないかなと思っておりますので、その辺もお願いいたします。

もう一回最後に、これは部長にお聞きしたいんですけど、世界農業遺産の認定をされましたけれど、これは、認定をされたら、もう知事も含めてみんなで万歳ってということで喜んだわけです。その後、何か目新しい——一発打ち上げ花火じゃないですけど、どういうふうなフォローアップを地域と今後やっっていくのか。将来的に、どういった地域に持っっていこうとしてるのかというところを、ちょっとお聞きできれば

と思うんです。

○永山総合政策部長 世界農業遺産認定をされて、登録をされて、今、動きがちょっと目立たないなというふうな御意見もいただいているところですが、地域で協議会等もできましたので、自主的な動きを促進していこうということをベースにしています。我々県庁全体の狙いとしては、やはり世界農業遺産というのは、これまで営々として残されてきたものがしっかり残っていたということがありますから、どう残していくか、あるいは子供たちにどう継承していくかということが、まずベースだと思っています。

我々がこの取り組みをする中で、フォレストピア構想の中で人材育成をやってきたということがすごく大きかったなということを再び認知し、感じることができましたので、県として地域における人材育成等にどう取り組むかというのも大きな課題だと思っています。

ただ、そういう地味な活動、継続的な活動がベースになりますけれど、もう一つはどう生かすかという観点でありますので、どうやってアピールをしていくか、観光にどう誘客、あるいは移住等につなげていくか。大まかに言うと、その3点についてしっかり取り組んでいこうということで、今、県庁内にいろんな練り方もやっていますので、しっかり打ち出しをしていきたいなと思っています。

○日高委員 森林面積がかなり高い地域が、一つの農業遺産になったということで、この地域は、これから中山間対策のモデル地域にもなり得るようなところなんです。もう御存じだと思います。人材育成とかいろいろありますが、そこに人を集める——椎葉の平家祭りは減ってるんです。人がどう集まってくるか。人が集まれ

ば、外貨、地産外商とかいうんですけれど、稼げる部分も出てきますし、また新たなものも生まれてくると思いますので。

これは、地道な取り組みも含めて、ぜひ、モデル地域みたいな感じでやっていただければ。全国に発信することが必要だと思いますので、よろしくお願いします。

○星原委員 中山間地域の報告をいただいたんですが、6ページから7ページにかけては、それぞれいろんな事業を実施したということで、9ページから11ページにかけては、どちらかといえば取り組んだという形で。そこはわかるんですけれど、本当にそこから見えてきたものは何なのかを報告してほしいなと思うんです。

この事業に取り組んだ、あるいは事業を実施した、そこからやっている中でこういう課題が見つかってきたとか、今後、こういう形に取り組まざるを得ないとか、そういうものを把握していかないといけないんじゃないかなという気がするんですけれど。

というのは、私は中山間地域に住んでるんですが、もう子供はいなくなってるんです。小学生、中学生、高校生は全然いない。43戸ぐらいあったのが、10戸ぐらい減って33戸。そういう流れの中で、私のところだけでいえば、これからあと10年先になったら、何人元気で住んでる人がいるのかなというものが想定できるわけです。どこの家も、子供たちは帰ってきませんから、そうすると、今いる人たちがそのまま上がっていくだけですから、そういう地域を本当に守るためにどうするのか。そういう想定の中で、今後の中山間地域にどういったことが課題としてあるので、そのことに取り組まないで中山間地域は守れないんじゃないかという、そういう思いがするわけです。

ですから、こういう事業を実施したり、取り組んできたことから見えてきたものをやはりちゃんと引き出して、そしてどうしていくかということにつなげていく。そういったものが出てこない、こういう報告だけを聞いても、仕事を一生懸命やったとか、こういう事業をやってきたんだなということはわかるんですけど、そこから見えるものというのがなかなか把握できないので、そういうものをどう皆さん方が捉えてるのかなということが見えてこない。報告を聞いた中で、私の集落の中身を考えたけれど、ちょっとその中では、これからやることとバランスがとれないんじゃないかなという思いもするものですから。どういったものをつかみながら、こういう課題が見えてきたので、今後はこういうことに進んでいこうとか、こういうこともやっていかないと地域が守れないとか、いろんなことが生まれてきてるんじゃないかなという気がするんです。

今のうちにそのことに気づいて、今後の5年先、10年先、20年後に向けて、どういうふうな地域が残っていくのか、残すためにはどうしていくのかということを考えてかないと、ただこういうことを、事業をやってきました、取り組んできましたというだけで、本当に中山間地域は守れるのか、非常に疑問を感じてるんですけど、その辺はどういうふうに捉えたらいいんですか。

○奥中山間・地域政策課長 委員のおっしゃることは、もうそのとおりだと思います。

ただ、なかなか中山間地域振興計画を進めていく上で、その時々状況を把握していかないといけないということで、今、時間の関係で余り説明できませんでしたが、例えば、指標をつけております。今、中山間地域振興計画を

つくりまして1年がたとうとしておりますが、4分の1経過ということで、その指標を各部で出してきたものを整理しておりますけれども、目標指標の19のうちに、状況が悪くなったという指標は今のところ3つぐらいということで、私としては、各部局のほうで着実に今取り組みが行われていると、指標からするとそういうことであります。

ただ、中山間地域が待ったなしの状態であるということは、我々もう十分よく承知しておりますので、今回の計画につきましては、最終的には中山間地域をよくしていこうということで、各部それぞれが取り組んでいかないといけないという趣旨のもとに、今の現状はどうかということで取りまとめて、各部それぞれも反省をしながら進めていくということだろうと思います。

○星原委員 私から見ると、何が課題かというのは、まず人口減少なんです。人が減っていくんです。所得の安定なんです。要するに、そこに仕事があって、ちゃんと生活できる環境になってれば、そこで住んでいくかもしれんけれども、中山間地域で生活ができるのか、子育てができるのか。若い世代が、そこで家庭を守っていかれるかどうかというのが非常に課題であって、そういったものが、実際にその地域にできていかないと、その地域に住む人はいないと思うんです。

人口減少はもうどこも進んでるんですけど、中山間地域は如実に出てるのは、そういう生活ができるかどうかという。山なら山で、農業なら農業で、ちゃんとそこで食えるだけのものが、ちゃんと家族を守っていただけるだけのそういった地盤づくりができてない限りは——もうみんな外に出ていってるわけですから、仕事を求めて、

いろんなそういうものを求めて行ってるわけですから、その部分をつくれるのかどうかなんです。中山間地域に、要するに、生活を守れるような基盤のものをちゃんとつくっていただけるものがあれば、そこに残るかもしれんけれど、なければ出て行って、仕事を見つけていけない限りはもう無理なんです。

そういうものを基本的に考えていかないと、こういういろんなことをやっていますというのは、いいことなただけけれども、そのことで本当に守られてきたのか。10年前と今と、これから10年先と、どういう状況になっていくかということがちゃんとつかめていかないと、守ることにならないし。

もう現実に、私も集落を見ても、50代以下はいないんです。50代以上だけなんです。うちの子供たちもそうだけれど、若い人たちは、街のほうに出ていっていますから。

結局、学校が、私の旧高城でいえば、四家小中学校というのは、もう廃校になりました。私なんかが出た学校も、有水という地区もあと10年の間にどうなるかなと、同じようなことになっていくなという想像をするわけです。子供からお年寄りまでが、そういう中山間地域の集落の中に住んで初めてそこを守れるんじゃないかなと思うものですから、そうやってきたときには、そういう若い人がそこで生活できる基盤を何で築いていくのか。農業で築くのか、山の林業で食っていくのか、あるいは誘致企業でやっていくのか、それはわかりませんが、そういったものがしっかりないと、その集落の維持はできないんじゃないかなと思うんです。

だから、盛り上げ隊が来てという、今の人たちと何とかやって、いろんなことをやることはできるけれど、10年先に、その人が、今、そこ

で生活してる50代以上の60代、70代の人々が亡くなってきたときに、ずっとは続かないなど。そういうのも自分の集落で感じてるもんだから、本当に守ろうとしたときに、何で守っていったらいいかということを考えておかないと、10年後が怖いなと思ってます。

○井手総合政策部次長（政策推進担当） 昨年度、県も総合戦略を立てましたし、各市町村もつくりました。去年、各市町村に回ってお話を差し上げたときに、やはり、各市町村首長さんたちも同じような思いで、各集落、もうなくなる集落はここだと見えてくるような状態でお話をされて、非常に心にしみた覚えがあります。

中山間地域政策をどのようにやって、どのような課題を感じているかというお問い合わせなんですけれども、資料の12ページのほうに今年度以降の取り組みということで、3点掲げております。これが、ある意味、課題意識の裏返しでありまして、委員がおっしゃるとおり、まずはやはり仕事のある中山間地域づくり。稼ぐ場がなければ、そこに人は残らないということで。

あわせて、4本柱、4つの重点施策と書いてますけれども、実際に子育ての環境、生まれてくる子供たちをいかに優しくそこで育てるかというのと、まことに申しわけないんですけれども、だんだん機能が収縮していく集落をどう維持していくのかという、その2つの観点で、ふやす観点と維持する観点と両方ともやっていかざるを得ないのが、本県の中山間地域の現状ではないかと課題として感じております。

それをどう進めるかということで、下の2点がございまして、これも、さきに日高委員からも御指摘があったとおり、全庁を挙げていかに総合的に取り組むのかと。それは、おっしゃるとおり、出先機関も含めて、中山間地域をどう

支えて、どう活性化していくかということ、総合的に推進をしていく体制が必要であろうと、課題として思っています。

実際、言うは易しいんですけども、本当に各出先まで、隅々までちゃんと神経がめぐって施策が推進しているかというのは、本当を言うと、進めるところではいろいろ難しい問題があると思います。そこを果敢に挑戦をしてまいりたいと思います。

3点目として、そういう中山間地域が、非常に県民の生活を支えてる部分があるんだということを、県民の皆様にももっと理解をしていただく。以前、国土保全奨励制度なるものを進めていた時期もありますけれども、中山間地域が県全体、もしくは、もっと言えば、日本全体、地球環境にもきちんと寄与して、そのためには、そこに人が住んでいく必要があるんだということを十分御理解いただけるようにPRもしていかなければならないと。

そういうふうな形のこの3つの課題を、難しいですけども、挑戦してまいりたいと思っております。

○星原委員 今、次長が言ったその辺は、もう十分理解できますので、本当にどう10年先の、今のそれぞれの県北から県南までの集落ごとのいろんな状況が、どうなのかというのをやはり自分たちの目を見たほうがいいと思うんです。もう五、六年前だったかな、この委員会で、6月とか7月に1カ月ぐらい、県の担当者が行って生活してみて、何が課題なのか、どういったものが見えてくるのかっていうことあたりもしないと。単純に机上だけでいろんなものを判断するんじゃないくて、そこの中に行って、中山間地の中で1カ月なら1カ月ぐらいいろいろ生活しながらの中で、そういったものも見ると

のことがないとというのも言ってきたつもりなんだけれど。

現状とすれば、報告で盛り上げ隊とかいろんなことをやっていますというのは表に出てくるんだけれど、その地域は、この集落はこういうことをやったら元気になったとか、現状維持とか、人をどういうふうに守っていったとか、所得がふえてきたとか、何かいろんなそういうものが、本来は見えてこないといけないという気がするんです。

そういうものをどこかがそうやってくれば、そういうのをモデルにして、次の集落もどこかでそういうふうにとるとか。いろんなことを、試験的なものもどこかでやっていかないと、いろんなところで同じような事業をやっているだけで果たして守れるのかなという気がするものですから、その辺のところも何か、いろんなものがあれば考えていただければありがたいと。

○坂口委員 ちょっと関連して。ボリュームも厚いし広いしで、中山間担当は大変だろうけれど。今のところすごく難しいっていうか、勇気がいるっていうか、先の出口がこれって確たるものがない中で、政策として進めていく。具体的には、そこに若い人たちを誘致してくる、移住してもらおう、しかし、出口は見えませんっていうので。今、過疎に悩んでる当事者の人たちを、入ってきた人たちがまた同じ悩みを抱えながらやっていくということ以外に答えがなければ、今のUIJターンっていうものは、地域版でやっていかないといけないんじゃないかなと思うんです。

それを一つあらわすのに、今まで、いきいき集落を128指定して、去年も1つしたというんですけど。128集落は、認める条件を維持しながらずっと継続して、今、そこが再度申請してき

たときは認められるような状況にあるんですか。

○奥中山間・地域政策課長 以前、いきいき集落に認定したところでも、やはり世代交代があつて、例えば、一生懸命やってる方がかわってしまったりすると、その活力が落ちてしまうというところは確かにございます。

ただ、そういったところも含めまして、我々としては、そういういろんなところでいろんな活動をしてるところに光を当てて、今年度から集落通信というような集落の取り組みを紹介するようなことも始めておりますし、やはり頑張つてやるところを、幅広くほかの集落にも紹介していくことで、もっと元気になってもらおうということで、この事業は続けているところでございます。

○坂口委員 そういった取り組みの考え方とか精神というのは、すごく評価するし、敬意も払うんですけど、結果的に、しっかりしたものへ到達するっていう見通しが立たないままに施策を進めていく。そこに何らかの希望を求めて定住してきた人がいるっていうこと。やはりそこでの生活を断念せざるを得ない、あるいは、自分らが老後になったとき、子供と会うことすらなかなか大変なことになるっていうようなことが、すごく懸念される中で、明かりが見えないまま、この施策を何年も続けるっていうのは、勇気を持った決断というのが一つ要ると。

それか、責任を持って、必ず自分らの思惑を現実のものにするんだというものをそこに投資していく。それは、金も労力も全てです。何とかそのきっかけをとというのが、県民みんなで支えるっていう、今、次長が言われた考え方っていうのがそこだと思ふんですけど。

今まで日本の戦後からの発展を見てみると、公務員と言われる方々は、都市部にどんどん集

中して行って、日本の経済力を高めてきましたよね。その中で、そういった中山間なり山なりが、特に木々の命が自分たちの癒しと安らぎどころか、命そのものだったということ、今、気がつき始めて、そこをどう守るかってなった。これは、公務員がそこに張りついて、その住民として守っていかないといけないという国家的な課題を突きつけられてるような気がするんです。

大きな政策の転換、今までは日本の発展とか、人々の利便性を確保するために、公務員の人たちが公的役割をしっかりと都市部にいて担ってきた。しかしながら、今度は山に入っていくって、やはり本当に必要だった、今気づいたものを公的に守っていくんだというところに、最終的には行き着く必要があるんじゃないかなと。日本の政策の大転換です。

これは、一地方自治体が取り組んで解決できる問題じゃなくって、下手をすると不幸な若者を将来そこに連れてくることにつながりかねない危険な行為だと思うんです。これは、私の個人的な考え方です。

そういう考え方に基づいて、例えば、総合政策部がどこまで各部の事業に関与されていくのか。中山間地域に限った振興計画だと思うんですけど、例えば産業面、農政水産部なり環境なりの関与の仕方ですけど、林業あたりで、多様で豊かな森林づくりっていうのと、循環型の林業あるいは産業づくりっていうのがあるから、これは今言ったように、多面的な公益性をしっかりと確保していこうっていうことと、経済もそこで成り立たせていこうという2つのものをやろうっていうことですよ。ある意味、相反しますよね。

次の漁業もですけど、資源評価に基づく資

源管理って言って、でも、これは振興計画の最終目標というのは、漁師の人たちが飯が食えるようにするためにしようということ。ややもすると、これを中途半端にやると、禁漁とか放流とかで魚をとるなど、経済活動はだめだぞということ、むしろ、漁師はどうなるのって、飯が食えないってつながりかねない。

最終的には、漁師の人たちが海で稼げるように資源を管理するんだと、だから、何年待ってくださいよと、そうなりゃこうなりますよってということ。そこらまで行かなきゃだめだと、振興計画じゃないって思うんです。まだ、これは中途の段階だと思うんです。究極は何だったのか。そこでしっかり生活をしてもらうってということ。

また戻ってしまいますけれど、多様で豊かな森林づくり、水源涵養機能の高い森林。水源涵養の高い森林をどこに整備して、公的な資金をどこに投入したのか。そのエリアが、本当に必要とする水源涵養機能が、どれぐらい県民に貢献していくのか。

むしろ、もっと違う場所のほうが、水源涵養で見ると必要な場所はないのか。それは、焼酎屋さんが使う伏流水、これは、とても途方もない遠い山の奥から伏流したものが、何百年もかかってできる水ですよ。そういうものに対しての公的な労力を突っ込んでいくんだということ。もうごく近いところでの浅い水、こういったものを涵養するために必要な山なんだと。

その水を涵養するのも飲み水だけじゃないんだということ、土砂の流出防止、あるいは観光を振興してるけれど、景観上に必要な山。この山は緑色でいいのか、赤や黄色でなくってもいいのとか。この場所はこういう目的をやるのが一番公的な機能を発揮するんだ、だから、

公益性を期待するためには、ここはこういう森林にすることが最適なんだっていう森林整備計画を公的な面からやって。経済林として、我々の日常生活に必要な山はこれぐらい必要なんだってということ、そこを経済林として開放していく。

だから、まず山の、平地でいえば都市計画みたいなものです。ここは水源涵養ですよ、ここは景観ですよ、ここは土砂流出の防止ですよ、あるいはここは健康とか癒しとか体験、そのためのエリアですよ、そのためには、どういう樹種が必要なんですと。水源涵養って言って、そこに杉を植えたってだめです。ブナなんて、1本が成木になりゃあ、6トンの水を蓄えるっていうんです。落葉して、水が枯渇するときに水を出すって。杉なんて、水が余ってるときに水を出して。

そういうことを理論づけて行って、やはりもう根本から変えないと。今、物すごい苦勞をされてるっていうのはわかってるんですよ。でも、もうそろそろ政策の大転換に向けた作業を。総合政策は大きい役割じゃないかなって思うものですから。ちょっと雲をつかむみたいことを言いましたけれど、部長、所見があれば。

○永山総合政策部長 中山間地域対策というか、過疎対策も含めてですけども、日本全体が右肩に上がった時代の過疎対策と——どうしても私たちはその延長線上で物を考えてしまうところがあるんですが、日本全体が下がってる中の中山間地域対策というのは、委員の皆さんが言われるとおり、本当に難しくなってきたと感じています。

国の対策にしても、大きなものが出てくるわけでもありませんし、本当にしっかり地を足つけた取り組みをしていかなければ、増田寛

也さんが出したようないろんなものが出てくる可能性はたくさんあるし、もっと厳しい状況にあるのではないかなと思ってます。

今、坂口委員が言われたような高いレベルの進行管理をこの総合政策部で、今、全庁を巻き込んでやれているかという、なかなかそこまで行き着いてないというのは事実だろうと思ってます。

ただ、私たちが、今、出先機関等をほとんど持っていない状態の中で、どうやってそれぞれの地域の特徴をつかんで、それに合った施策を展開していけるかということについては、日高委員や星原委員からもあったように、新しい体制をとるのか、それとも今、例えば普及センター等には、非常に地域に精通した職員もいますから、そのあたりとしっかりディスカッションしながら必要な施策をとっていく等のことも含めて、どうやって抜本的に進めていくのかということについては、考えていく時期に来てるんだろうなと思ってます。

先ほども言いましたけれども、我々にとっては、今一番大切な課題は所得だと思ってます。美郷町に帰ってきた若者、林業で帰ってきた若者が、あと100万円あればもっと帰ってくるよという話もいただいて、じゃあ、100万円をどうやって生むのかということ在全庁で考えようということで、今、中山間地域を中心に検討してもらっているところですが、すぐ答えが出てくる話ではありませんけれども、一定の仮説を置いて、それをそれぞれの地域で実証しながら、一歩ずつでも前に進めるような施策、それをしっかり取り組んでいきたいなとは思っております。

○坂口委員 まず、やはり現実はその道と違うんです。究極の目指すべき方向は、もう本当、ある意味、夢みたいなのをまず見ながらなん

ですけれど、今、そこでどうやって生活していただくかっていう、その魅力を少しでも高めるという地道なことをやらないといかんですけれど、先ほどの支援員が国の事業で云々というのもあった、そして、128の集落が、そのまんまで残ってないというのものもあるって言うけれど、そこに対して県からもしっかり新たな手だてをやりながら、皆さん、そこに残りましょうね、頑張れっていう声をかけて頑張らせた以上は、そこから落っこちそうになったときには、何らかのこともやって、そこを守り抜かなければ。呼び込むだけではだめですよってということで、当然、今のような所得確保策も含めて、あらゆるものをそこに投入していきましょうってことです。

そして、それには限界が来ますから、大きく政策を変えていって、新たな視点から国土も守り、国民も守って、そして、本当に経験に基づいた、反省を入れた国の新たな姿っていうものですか、そこを目指したものを、ぜひとも総合政策部あたりから、国に対してもいろいろ意見を具申しながら、あるいは交換しながらやっていっていただきたいと。当面と長い意味と、2つから申し上げました。

○日高委員 ある町の職員の25%は、そこじゃなくて、例えば日向市から通ってる。その町長が、職員に対しては、そういうのは自分からは言えないと。行政が進めていくには、市町村の職員も意識を持ってもらわないかんわけです。自分たちのところが過疎地域だからって、自分たちは家を出て、都市部に住んでそこから通うって。これは、行政としても、口だけはいいこと言っ、自分たちはどうかって。25%も日向から通ってるんですから。私は、それを聞いたときに唾然として。そういったことも総合政策部

がそこまで関与するかわからないですけど、その辺の課題も正直あるんですよ。足元です。もうちょっと何か、市町村と協力して——市町村ですから、人的なそういったところも、どこまで関与できるかわからないですけど、やってもらいたい分ってあるんです。言ってることとやってることが違うわけですから、

○永山総合政策部長 人がどこに住むかということについては、なかなか難しい話もありますし、県庁職員も大半が宮崎に住んで、なかなか住所地を移さないという課題もありますので、軽々に言えないところではありますけれども。

今回の一般質問の中で、高知県の例を挙げられました。中山間地域対策として、本当に抜本的なところに踏み込んで、県職員が市町村に入って、県の仕事として中山間地域対策をやってる。そして、センターをつくって、そこで拠点化してやってると。

そのまま宮崎に当てはまるかどうかは別問題として、先ほど坂口委員が言われたように、覚悟を決めてやるべき時期なんじゃないかと。そういうことも含めてかなとお聞きをしたところでもあります。

人がどこに住むかというのは、強制はできませんけれども、この地域に住むことがいいな、楽しいなって、自分が住むことに意義があるなという仕事なり生き方を、我々がつくっていくことも、一つのやり方なんだろうなと思いながらお聞きしたところでございます。

○日高委員 基本的に、10年先じゃあもう遅いんですよね。結局、支えてるのは団塊の世代より上ですよ。70代が多分支えてるって言うてもいいぐらいのことだと思うんです。その人たちが抜けていって、そしたらもう下がいないわけです。そうなる前に、10年、もう今からやらんと遅い

ということで、総合的に戦略をやっていただきたいなと思いますので、お願いします。

○二見委員長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 では、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○松浦総合政策課長 私からは、4件御報告をさせていただきます。

委員会資料の13ページをお開きください。

平成27年度の取組に係る政策評価の結果についてであります。

県の総合計画の中のアクションプランに、重点施策として掲げております新しいゆたかさ展開プログラムにつきまして、昨年度の取り組みについての評価を行ったところでございます。

1の評価方法であります。次の14ページ、15ページをごらんいただけますでしょうか。

表で、結果一覧と掲げておりますが、8つのプログラムがございまして、それぞれのプログラムについて外部評価を行ったわけですが、例えばプログラムの1、人口問題対策につきましては、その中に、表にありますように、子育ての希望をかなえる環境の整備など、3つの重点項目を掲げております。

それぞれの重点項目につきまして、表の右から2番目のところに内部評価とありますけれども、県のほうで事務的に内部評価を行ったところでございます。

それを参考にしていただきながら、プログラムの全体にわたりまして外部評価を行っていたということでございます。

外部評価の区分でございまして、その上でございますが、枠囲みでありますように、Aが成果が出ている、Bが一定の成果が出てい

る、Cが策定時より改善しているが、一部に成果が上がっていない項目がある、Dは成果が余り上がっていないという区分で評価をいただいたものでございます。

なお、この重点項目については、内部評価を行いましたものについては、28でございます。

13ページにお戻りいただけますでしょうか。

3の評価結果であります。プログラムといたしましては、人口問題対策、それから人財育成、産業成長、それから地域経済循環構築、そして、観光再生おもてなし、それから、文化スポーツ振興、いきいき共生社会づくり、そして、危機管理強化、この8つでございまして、右端の欄のところは外部評価の結果となっております。

全体としては、おおむねBというようなことになっておりますけれども、3番目の産業成長につきましてはAと、それから、6番目の文化スポーツ振興につきましてはCということになっております。

少し内容について御確認をいただきたいと思っております。

別にお配りをしております別冊の資料の1と右肩にございます新しいゆたかさ展開プログラムに関する評価報告書の9ページごらんいただきたいと思っております。

プログラムの3、産業成長につきましては、外部評価としてはAとなっております。このプログラムにつきましては、この表にありますように、本県産業や雇用を牽引する成長産業の育成、それから、農林水産業の成長産業化など4つの重点項目で構成をしております。

これの11、12ページをごらんください。

ここに指標がずらっとありますけれども、これが、3番目のプログラムに掲げました指標の

全てでございます。

網かけをしておりますのが、計画の中で、27年度の目標としておりました目安値を達成したものでございます。

この中で、例えば、最初のところの5番目にありますけれども、新規企業立地件数とございますが、平成27年度の目安値、目標ですが、これを37件としておりました。その右隣ですが、実績といたしましては47件あったということで、目標は達成をしたということでございます。

それから、その右隣が、最終的な30年度までの目標値で、累計で150件としておまして、その右隣が達成度で、27年度の達成度としては127%であったというような見方になります。

網かけのところは非常に多い状況がございまして、ここのプログラムについては、外部評価としてはAとなったところでございます。

9ページにお戻りいただけますでしょうか。

(1)の総括評価というのが真ん中あたりにありますが、新規企業立地が順調に進むとともに、売上高が新たに5億円以上成長した製造業企業数の増加や、輸出額、農業産出額などの目安を達成した。今後、こうした動きをさらに拡大させることが重要であり、フードビジネスや医療機器産業などの成長産業を育成するとともに、ジェトロ宮崎貿易情報センター等と連携した輸出への取り組み、また、高速道路のミッシングリンクの解消を初めとする交通物流対策を進めていく必要があると、こういった総括的な評価をいただいたところでございます。

報告書の17、18ページでございます。プログラムの6、文化スポーツ振興でございますが、ここについては、外部評価としてはCとされたところでございます。

18ページの表をごらんいただきますと、この

プログラムに掲げております指標でございますが、日ごろから文化に親しむ県民の割合、これが基準値、これは計画を策定したときの現況値とお考えいただきたいと思いますが、これに対して27年度の実績値は下がっているという状況がございます。

それから、太枠で囲っておりますけれども、太枠の2番目、国民体育大会の総合成績、1つ飛びまして、全国高校総体の入賞者数、それぞれ基準値を下回ったという状況がございます。

こういったもろもろの状況がございまして、この文化スポーツ振興プログラムについてはCとされたところでございます。

委員会資料にお戻りいただけますでしょうか。13ページでございます。

2の評価の総括というところですが、全体的な総括といたしまして、外部評価の中では、人財育成や文化スポーツの分野において課題があるものの、プログラム全体としては一定の成果が出ている。今回の評価は、現行のアクションプランに関する初めての評価であり、成果や課題を踏まえ、平成30年度目標値の達成に向けて施策の改善を行っていく必要があるとされたところでございます。

評価結果については、以上でございます。

委員会資料の16ページをお開きいただきたいと思っております。

ゆたかさ指標についてでございます。

これは、これから内容について詰めていく作業をしていきたいと思っております。現段階での検討状況を御報告するものでございます。御意見をさまざまいただきながら、内容についてしっかりしたものをつくり上げていきたいということでございます。

1の趣旨であります。

ゆたかさをはかる指標といたしましては、県内総生産とか県民所得といったものがございすけれども、暮らしの豊かさ全般的に見ていきますと、経済的な面だけではなくて、健康、時間、便利さ、そういったような多様な要素がございす。

このため、本県のゆたかさを多面的に捉えた指標をつくりたいと。そして、全国から見た本県の状況を明らかにする、あるいは、本県のいい点をアピールしてまいりたいと考えております。

2の指標化の方法であります。下の枠囲みで書いております図のところでは少し御説明をいたします。

先ほど申し上げましたが、豊かさとしましていろいろな分野があると思っております。この分野をどう設定するかということではありますが、ここでは、経済、健康、自然、安全・安心というようなものを掲げておりますが、それぞれの分野につきまして5項目程度、その分野の中で重要な要素を上げていきたいと思っております。

例えば経済で申し上げますと、経済活動がどうであるとか、就業機会がどうであるとか、そういったものがかかわってくるのかなと思っております。

それぞれの要素につきまして、その右隣であります。経済活動につきましては、就業者1人当たりの県内総生産でありますとか、そういった活動を示すような統計データを選定してまいりたいと思っております。

この中で直近データを出しまして、これは、全国で比較できるようなデータがあるんですけども、それで本県の偏差値を出そうと。その偏差値が、1人当たりの総生産でありますと、38.9というのが本県の数値になります。

それぞれの偏差値、その分野の中での5つの数字が出ますが、その平均点をその分野での点数としたいと思っております。

それを単純に足し合わせた指標ということもあるんですけども、実際にはどういったものを重要と思うのかというところで、重みづけが違ふということがありますので、その重みづけにつきましては、県民アンケートを行いまして、経済のほうが多くなるような気はするんですけども、そういったウエートづけをしたいと思っております。そのウエートと各分野の点数を掛け合わせたものを足し合わせて、ゆたかさ指標という形で表現をしたいと思っております。

17ページをごらんください。

3の分野の設定であります。

どういう分野を設定をするのかということですが、昨年度、県内8地域で県民会議を行いまして、その中で「ゆたかさ」をイメージできる19のキーワードが出されたところでございます。表に掲げておりますような19の単語が出ておりますが、類似するものは一まとまりにして掲げております。

その右隣のほうにありますのは、県の総合計画の中で、分野別の施策として体系づけで並べたんですけども、それぞれどの分野に中心にかかわってくるキーワードなんだろうかということ、この中で整理をしたところでございます。

基本的には、全体的な分野はカバーをしていると確認をしたところでありまして、その中の◎が重なっているところは、一つの分野にまとめたところでございます。

その結果として、右端にあります「ゆたかさ」の分野として、人を育む力、時間、健康、自然、暮らしの便、安心な暮らし、経済という

7つの分野を今のところ考えております。

次の18、19ページをごらんいただきたいと思っております。

先ほど御説明しましたような作業を、とりあえず行ってみた結果でございます。経済のところでも申し上げますと、真ん中あたりの要素のところ、地域経済が活発である、就業機会がある、所得が高い、生活が困難な世帯が少ない、起業しやすい環境であるといった5つの要素を上げております。

それぞれの要素についての偏差値を出して、平均を出しましたのが、分野別の点数というところですが、44.6となっております。偏差値でありますので、全国平均が50ということでありますから、ここについては全国平均より低いということでございます。

ウエートづけを本当はしなきゃいけないんですが、ここはやっておりませんので、単純にこれを足し合わせて平均しますと、一番右端のゆたかさ指標としては51.0ということになります。全体としては、一応全国平均よりかはわずかではあります、上回っているという状況でございます。

17ページにお戻りいただけますでしょうか。

4の今後の作業であります、(1)にありますように、各分野のウエートづけをするために、県民アンケートを実施したいと考えております。

並行しまして、それぞれの要素の内容の選出し、それから、統計データの選出しというものをやりたいと思っております。

その上で、ゆたかさ指標の算定公表ということになりますが、公表に際しましては、宮崎県のゆたかさ指標、先ほど見ていただきました表と、それから、全国における本県の順位のみを公表したいと考えております。

5のゆたかさ指標の活用であります、本県のすぐれたところについてはPRしていきたいなと思っておりますし、「ゆたかさ」について県民の皆様が考えていただく機会になっていけばいいのかなと思っております。

それから、(3)にあります、当然、県の施策の参考としたいと考えております。

ゆたかさ指標については以上でございます。

委員会資料の20ページをごらんいただきたいと思えます。

宮崎県開発事業特別資金についてであります。

1の資金設置の経緯についてであります、昭和初期に小丸川水系に2つの県営の発電所を県が設置をいたしました。これが、戦時中に国策会社に強制譲渡されまして、戦後、九州電力がこれを引き継ぐことになりましたので、返還運動を行ったところでもありますけれども、それが結果的には返還されない、その代償として、九州電力の株式を取得したということでございます。これをもとにいたしまして、条例でこの資金を設置をしたという流れで、今に至っております。

2の株式及び資金の譲渡であります、(1)の株式につきましては、当初112万余株がありましたけれども、途中で総合文化施設の建設事業等がありまして、一部売却をしております。現在は、70万余株となっております。

(2)の株式配当の状況であります、東日本大震災が起きる前までは、毎年度3,500万から4,200万円程度の配当があったところありますが、その後、無配当となり、今年度前半で350万の配当はあったという状況でございます。

(3)ですが、配当金の積立金がございます、これが2億円余ある状況でございます。

3の資金の用途であります、条例の7条に

ありますように、小丸川総合開発事業の効果の実現に必要な事業等、そのほか工場誘致、あるいは治山治水、その他知事が必要と認める事業ということで、4項目が掲げられております、※にありますように、第1号につきましては、昭和41年度までには終了したということになっております。

21ページをごらんください。

4の課題であります、当面、配当が余り多額なものが見込めないという状況がありますので、用途について、やはり限定をしていく必要があるんだろうと思っております。

そういうようなことで、例えばなんです、現在、新エネルギーを中心に使っております、当面は新エネルギー関係に限定するとかいう考え方をとったらどうかということがありますので、この開発事業特別資金審議会の中で、こういった御検討をいただいて、方向性を出していければと考えております。

資料の22ページをごらんください。

続きまして、2順目国体に向けた県有スポーツ施設の整備についての検討状況であります。

1の施設規模の検討状況であります、改築が必要ではないかと思われるのが(1)の陸上競技場、(2)の体育館、(3)のプールであろうと考えております。

陸上競技場につきましては、①にありますように、適合すべき施設基準というものがございまして、国体の施設基準、それから、第1種公認の陸上競技場の基本仕様、それから、サッカーのスタジアム標準といったものがありますので、こういったものを参考にしながら、こういった整備をしていくのかというのを検討していくことになると思っております。

表の中で、現時点での施設規模として、こう

いうものが参考になるのではないかと、これを整理しております。

陸上競技場のトラックにつきましては、現在、8レーンですけれども、これが9レーン必要だということでございます。それから、フィールド、観客席等についても容量が足りないという状況がございます。

(2)の体育館につきましては、メインアリーナ、現在、バスケットボールコートが2面ですけれども、これが4面必要ではないかとされております。

それから、(3)のプールでありますけれども、競技用のプールで申し上げますと、長さ、レーン数とも足りないという状況がございますので、こういったものをクリアしていく必要があるだろうと考えております。

それから、23ページをごらんいただきたいと思っております。

2の整備場所の調査・選定についての今後の手続であります。

最初のステップといたしましては、やはり広く整備の候補地を抽出してまいりたいと、その作業をしているところでございます。現在の運動公園、そのほかの県有地、あるいは市町村等の意向も確認をしながら、候補地を選定いたしまして、あわせまして、競技団体とのヒアリングといったことも進めていこうということでございます。

その次の段階といたしまして、それぞれの法規制がどうなっているとか、交通アクセス、利用圏の人口、建設コスト、そういったものを勘案しまして、絞り込みを行っていく予定でございまして、

最終的には、総合的な評価を行いまして、できれば今年度中には全体的な方向性を出して、

このような手続で検討作業を進めてまいりたいと思っております。

私からは以上でございます。

○中原秘書広報課長 秘書広報課でございます。

常任委員会資料の24ページをお開きください。

さきのリオデジャネイロオリンピックで顕著な功績のありました本県関係者の顕彰について御報告をいたします。

今回、計6名の方を顕彰いたします。

まず、大きな2番でございます。県民栄誉特別賞及び県民栄誉賞でございます。この賞は、本県出身者を対象といたしまして、今回、3名の方に授与いたします。

(1)の県民栄誉特別賞でございますが、柔道の井上康生監督及び水泳の松田丈志選手に対しまして、それぞれ2回目、3回目となりますけれども、県民栄誉特別賞を授与いたします。

なお、※にありますように、松田選手を長年指導してこられました久世由美子コーチにつきましては、栄誉賞とは別に特別功労賞ということで授与いたしたいと考えております。

次に、(2)の県民栄誉賞でございます。柔道でメダルを獲得されました羽賀龍之介選手に授与いたします。同選手におかれましては、初の受賞ということになります。

授賞式でございますが、この4名の方につきましては、10月13日木曜日の午前、県庁講堂で行うことといたしております。

次に、3のスポーツランドみやざき特別表彰であります。

これは、今回新たに設けた表彰でございます。県出身ではないものの、本県にゆかりの深い選手の皆さんを顕彰するというものでございまして、柔道でメダルを獲得されました旭化成所属の大野将平選手と永瀬貴規選手のお二方を表彰

いたします。

表彰式につきましては、書いておりますように、10月4日の火曜日の午前、県庁講堂で行う予定でございます。

以上が今回の表彰の内容であります。それぞれの式の詳細につきまして、現在調整中でございますので、決定次第、改めて委員の皆様には御案内をさせていただきたいと考えております。

秘書広報課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○奥中山間・地域政策課長 資料の25ページを
ごらんください。

祖母・傾・大崩ユネスコエコパークのユネスコへの推薦決定等についてであります。

まず、1の審査結果等についてであります。祖母・傾山系周辺地域のユネスコエコパーク登録を目指す取り組みであります。本年2月に文部科学省に申請書案を提出いたしまして、国内の審査機関である日本ユネスコ国内委員会MAB計画分科会——このMAB計画につきましては、資料のページの一番下に掲げておりますが、エコパークに係るユネスコの事業計画のことです。

ここから、4月と7月にユネスコエコパークとしての取り組み区域の設定ですとか、あるいは祖母・傾ユネスコエコパークとしておりました名称に、大崩山を入れるか否かを検討するようにと、そういった所見をいただいたところがあります。

このため、関係機関、民間団体等で構成いたします協議会におきまして、所見等への対応について検討を行いまして、名称に大崩を入れまして、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークとするなどの修正を加えた申請書を8月5日に再提

出いたしました。

また、8月12日のMAB計画分科会におきまして最終的な審査が行われ、この地域のユネスコへの推薦が決定され、9月9日に申請書を文部科学省に提出いたしました。

次に、2の今後の予定についてであります。9月末までには申請書(英文・署名つき)等が外務省を通じてユネスコへ提出され、ユネスコの諮問機関による審査を経て、早ければ来年夏ごろまでにはユネスコエコパークへの登録の可否が決定する予定となっております。

3のこれからの取り組み等ではありますが、登録後に自然環境保全や観光、教育といった各種の取り組みが迅速に始められるよう、2県6市町の連携を一層強化して準備を進めていくこととしております。

なお、資料の26ページ以降に、参考としましてユネスコエコパークの概要やゾーニング図をつけておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○重黒木フードビジネス推進課長 次に、ひなたMBAの開講について御説明いたします。

資料の28ページをお開きください。

まず、1の取り組みの背景でございますけれども、本県では、現在、地方創生の実現にむかしまして、県内企業の成長の促進と良質な雇用の場の確保に向けた取り組みを進めているところでございますけれども、そのためには、まずその企業を支える人財の育成が急務であるという認識のもと、このひなたMBA、みやざきビジネスアカデミーでございますけれども、この取り組みをスタートさせたところでございます。

次に、2のひなたMBAの概要でございますけれども、ひなたMBAにつきましては、本県

経済を牽引する産業人財を育成することを目的に、県と経済団体、金融機関等が連携して、体系的に実施する人材育成プログラムの総称でありまして、(2)の目指す産業人財像にありますように、戦略的な企業展開を行う経営者、事業拡大にチャレンジする中核人材、さらには円滑な事業承継ができる人材やベンチャー企業を立ち上げる人材を育成することを狙いとしております。

次に、(3)のプログラムの内容等でございますけれども、①にありますように、業種にかかわらず仕事を行う上で必要となるスキルの修得を図るものであり、資料にございますように、大きく3つの分野の内容を提供することとしております。

このプログラムの数でございますけれども、②にありますように、以前から実施しておりますプログラムに新たなものも加えまして、全体で35となっております。このうち県が実施するものは24となっております。

一旦資料をめくっていただいて、30ページをごらんください。

ただいま御説明いたしましたプログラムにつきまして、体系的に整理したものでございます。

横軸に企業に勤める者としまして、若手・中堅経営者層、それから起業を志す者と対象者を列記しております。縦軸に習得を図ります3つのスキルを置きまして、県と経済団体、金融機関等が実施する人財育成プログラムをそれぞれ落とし込んでおります。

下の凡例にありますとおり、太い線で囲ったものが県が実施するものでございまして、網かけしております白抜きの字になっておりますのが、民間等が実施するものとなっております。県においては、主体性を高める！セルフエンパ

ワーメントですとか、対話力とリーダーシップ、こういった講座を用意しているところでございます。

資料の29ページにお戻りください。

③の修了証の交付等でございますけれども、こういったプログラムを修了した方に対しましては、県から修了証を交付することとしておりまして、また、今後、一定程度複数のプログラムを受講した方に対しましては、資格認定制度の創設等も検討していきたいと考えております。

また、(4)の受講対象者ですけれども、第1次産業を含めまして、業種にかかわらず広く対象とすることとしております。

次に、ひなたMBAの特色でございますけれども、県や経済団体、金融機関等が連携して実施する人材育成プログラムであること、業種にかかわらず参加でき、多様なネットワークの構築が図られるものであること、それから、各プログラムの日程や講師情報等について一覧化しまして、見える化を図るものであること、こういった3つが本県ならではの特色ではないかと考えております。

最後に、資料の31ページをごらんください。

ひなたMBAの効果ということでまとめております。

左上の四角でございますけれども、まず、受講者ですけれども、学びの場がふえまして、スキルの習得が図られますことはもちろんのことなんですけれども、プログラムを通じまして、年齢や業種にかかわらず、さまざまなネットワークづくりができるようなものになるんじゃないかと考えております。

それから、その右の社員を派遣する企業等につきましては、もちろん社員等がスキルを習得することによる業績向上等につながるという

効果があるんじゃないかと考えております。

左下の主催団体につきましても、優良講師の情報等を共有化することによって、プログラム内容の充実等が図られるようなものになるんじゃないかと考えておまして、その右の県全域ですけれど、こういった効果を県全域に広げまして、人材育成に取り組む機運の醸成や産業界全体のレベルアップにつなげていきたいと考えております。

ひなたMBAにつきましても、スタートしたばかりでございますので、今後、各方面に積極的な参加を呼びかけるとともに、今年度設立いたしました産業人財育成プラットフォームでの意見も踏まえながら、カリキュラムの充実を図るなど、さまざまな工夫をしながら産業人財の育成につなげていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○弓削生活・協働・男女参画課長 資料の32ページをお開きください。

第3次みやざき男女共同参画プランの策定(体系案)について御説明いたします。

まず、1の新たなプランの概要につきましても、計画期間は平成29年度から33年度までの5年間とし、計画の性格と役割としては、男女共同参画社会基本法に基づく本県の男女共同参画計画として、推進の基本的方向や具体的施策を示すこととしております。

また、新たなプランには、女性活躍推進法に基づく推進計画を盛り込み、一体として策定することとしております。

策定に当たって考慮すべき事項としては、男女共同参画社会づくりのための県民意識調査の結果等の本県における推進の実情を踏まえた内容とすることや、国の第4次基本計画を勘案した内容とすることとしております。

次に、2の策定スケジュールですが、審議会での意見聴取や検討を行いまして、11月の定例県議会で計画案を御報告し、2月の定例県議会に議案として提出させていただき、議決後に公表することとしております。

続きまして、3の新たなプランの体系案につきましても、次のページ、33ページをごらんください。

プランの体系としましては、3つの基本目標を掲げまして、その下に10の重点分野、その下に実際に推進していく25の施策の基本的方向という形で整理しております。

主なものを御説明いたします。

表の左上の基本目標1の、あらゆる分野における女性の活躍の推進については、下の※にありますように、女性活躍推進法の推進計画として位置づけるものです。

また、表の右側に、重点分野として4つ掲げております。

重点分野(1)の社会における政策・方針決定過程への女性の参画拡大については、施策の基本的方向として、①の政策・方針決定過程への女性の参画拡大や、②の経済分野における女性の活躍などの支援をしていくこととしております。

また、重点分野(3)の男性中心型の働き方の見直しと仕事の生活の調和については、⑦の仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しや、⑨の多様なライフスタイルに対応した子育て・介護支援策の充実などに取り組むこととしております。

次に、表の中ほど、基本目標2の男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備については、重点分野として2つ掲げております。

そのうち、重点分野の(5)の男女共同参画

の推進に向けた意識改革については、⑫の男女共同参画の視点に立った慣習・慣行の見直しなどに取り組むこととしております。

続いて、表の左下の基本目標3の、男女の人權が尊重される安全・安心な暮らしの実現については、重点分野として4つ掲げております。

重点分野の(7)の女性に対するあらゆる暴力の根絶の取り組みを強化していくとともに、表の一番下に記載しております重点分野の(10)の防災分野における男女共同参画の推進については、⑮の女性の視点を反映した地域の防災力向上を進めていくこととしております。

現在、これらの施策の基本的な方向ごとに、現状や課題、考え方や具体的な施策の指標等について、庁内関係課と連携して作成をしているところです。

今後、内容の検討を進めまして、11月議会において具体的な計画案を御報告したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○壹岐交通・地域安全対策監 資料の35ページをお開きください。

防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインの策定について御説明いたします。

まず、1の策定の趣旨でございますが、現在、県内では防犯対策の一環として、金融機関、商業施設等に防犯カメラが自主的に設置され、犯罪の防止に効果を上げており、宮崎県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例に基づく指針でも、防犯カメラの設置を促しているところでございます。

一方、防犯カメラは、知らないうちに人々を撮影・記録するものであるため、プライバシーの保護と適正な管理・運用が求められます。

このため、防犯カメラの有用性とプライバシ

ー保護との調和を図り、設置者が防犯カメラを適切かつ効果的に活用できるようガイドラインの策定を行うものでございます。

次に、2の防犯カメラに関するアンケート調査結果でございますが、1の実施期間につきましては、本年7月上旬から中旬までの2週間で、(2)の実施場所として、宮崎、都城、延岡免許センターにおいて、1,200人に対してアンケートを実施いたしました。

その結果、1,164人、回答率97%の方から回答が得られ、防犯カメラの設置については、アにございますとおり、「必要」、「どちらかといえば必要」と回答しております。

また、イの防犯カメラの効果的な設置場所については、通勤・通学路、商店街・繁華街、駐車場などへの設置が効果的であるとの回答を得ております。

ウの「防犯カメラの設置について不安を感じるか」の問いに対しましては、「どちらかといえば不安を感じる」、「不安を感じる」と回答した方は、全体の約1割でした。

その他のアンケートの結果につきましては、お配りしております別添資料2と記載しております資料をごらんになっていただければということでございます。

次に、3の今後の策定スケジュールでございますが、アンケートを7月に終了し、本総務政策常任委員会への策定報告をいたしまして、10月中にガイドラインの素案を作成し、11月から12月にかけて意見照会等を行い、来年1月に県民会議部会と協議いたしまして、2月中の策定予定でございます。

説明は以上でございます。

○蕪情報政策課長 委員会資料をめぐっていただいて、36ページをお開きください。

それでは、eみやぎき推進指針について説明いたします。

まず、1の改定の趣旨であります。

この指針は、本県の行政情報化に係る基本的な方向と取組内容とを示すものであります。

平成14年度に宮崎情報ハイウェイというのをつくって、それを契機に、庁内のネットワークとかパソコン職員1人1台といったハード基盤が整ったこと、それを踏まえまして、それ以降はその基盤の利活用に軸足を移して、宮崎版電子県庁、電子自治体の実現を目指して順次取り組んでまいりましたが、今回の改定は、平成24年3月に策定した宮崎県電子行政推進指針による取り組みの成果や、国の電子行政に係る動向等を踏まえまして、必要な取り組みを継続・強化するために見直しを行ったものであります。

次に、改定後の内容であります。 (1)の名称は、今回の改定を機に、一般的な使い古された電子行政という用語から、国のeJapan戦略になぞって改めまして、eみやぎき推進指針としました。

(2)のとおり、取組期間はICT分野の目まぐるしい動向変化、そういうのを見据えまして、おおむね4年間としております。

次に、(3)から(5)までの改定後の具体的な内容についてですが、これについては、次のページの概要図のほうで後ほど説明いたします。

3の改定までの経緯であります。ここに記載のように、5月には庁内、市町村のほうに意見照会を行いまして、7月に県庁内に置くIT推進本部会議の承認を得て改定したものであります。

それでは、改定後の具体的内容についてですが、右のページの概要をごらんください。

左右に2つの大きな枠を設けておりますが、

左側の枠内に、改定前の宮崎県電子行政推進指針を、右側の枠内に、改定後のeみやぎきの推進指針をお示しして、新旧の対比ができるように方向性や取り組みをイメージ図で整理しております。

この2つの枠の間に太い矢印がございますが、その上段のほうに今回の改定の契機となった指針を取り巻く最近の情勢の変化を吹き出しにしております。

上から、サイバー攻撃の複雑・巧妙化、2番目にマイナンバー制度の導入、そして、データ利活用と地方創生に係る国のもろもろの施策、平成31年度の防災拠点庁舎整備に係る情報通信基盤の強化といった4つを挙げております。

このような社会情勢の変化等を踏まえて見直した指針の内容を、資料の右側の枠内に掲げております。

まず、上段が3つの基本方針となりますが、目指すところの大きな項目は、左側の改定前をおおむね引き継ぎながら、さらに先を見据えた取り組みの追加等を行ったところであります。

1つ目の基本方針、行政サービスの向上では、これまでの取り組みに加え、マイナンバー制度等を活用した電子行政サービスについて。

2つ目の基本方針、効率的・効果的な行政運営の推進では、効率的という観点に加えて、今後は政策展開におけるデータ利活用や、新たなICTサービス等の利活用により、より効果的な業務が行われるようにということで、効率的・効果的な業務につながるICT利活用推進。

そして、3つ目の安全・安心の確保では、日本年金機構の情報漏えい事件やマイナンバー制度導入を踏まえて、抜本的な情報セキュリティの対策強化に取り組むほか、東日本大震とか熊本地震の教訓、防災拠点庁舎の整備といっ

たもろもろの事情を踏まえて、災害対策の強化に取り組むこととしております。

次に、重点的な取り組みであります。

これは、基本方針の中から重点的に取り組むこととしたものであり、基本方針の下に4つほど掲げております。

その1つ目が、情報システムの強靱性確保であります。急速に複雑・巧妙化するサーバー攻撃等のリスクが増大する中、マイナンバー制度の本格的な運用の開始を控え、情報セキュリティ対策の抜本的な強化に取り組むこととしております。

2つ目は、情報システムの全体最適化の推進であります。各システムのほうで個別に導入していたサーバーという機器を仮想化技術により統合するサーバー資源の統合化とか、類似システムの共同利用推進にこれまでどおり引き続き取り組むこととし、さらなる業務の効率化と効果を高めるシステム化やサービスの検討に取り組むこととしております。

3つ目は、マイナンバー制度の適切な運用と利便性の向上ですが、この図のほうでは「導入」となっておりますが、前のページの2の(4)ウにありますように、「運用」の誤植であります。訂正をお願いいたします。申しわけございません。

来年7月の本格運用を開始することを踏まえ、市町村等と連携して制度の適切な運用を図りながら、県民の利便性向上に取り組むこととしております。

4つ目は、オープンデータ、ビッグデータへの取り組みであります。データの利活用は、地域の課題解決の鍵と期待されていることから、県と市町村との一体的な取り組みによる公共データの公開の推進とか、オープンデータ及び各

種データ利活用の推進にこれまで以上に積極的に取り組むこととしております。

最後に、一番下の欄ですが、これらの取り組みを進めるための推進体制をこれまでどおり維持するとともに、一層の活用を図ることとしておりまして、庁内における体制を充実・強化するとともに、市町村や民間等との連携についても深めてまいりたいと考えております。

当課からの説明は以上であります。

〇二見委員長 以上で執行部の説明が終了しましたが、10分ほど休憩したいと思います。

暫時休憩します。

午後2時29分休憩

午後2時40分再開

〇二見委員長 委員会を再開いたします。

その他報告事項についての執行部の説明が終了しました。質疑はございませんか。

〇中野委員 順番に。まず、政策評価の結果についてでしょうか。

いろいろずっと、14、15ページでありましたが、プログラム8、危機管理強化プログラム、ここの外部評価がBになった経緯を教えてください。

〇松浦総合政策課長 この政策評価の対象としておりますのが、それぞれの毎年度の取り組みの工程表をつくっておりまして、その工程表の取り組みの内部評価の結果に対してどうかというふうなことでの御判断をいただいたということなんですけれど。資料1で、別冊でお配りしております評価報告書のほうを少しごらんをいただきたいと思います。これの23ページ、24ページでございます。

24ページの指標の状況から少し御説明いたしますと、網かけをしておりますところが27年度

の目安としていた目標を一応クリアをしたところでございますけれども、全体的に見ますと、Aとつけるほどの状況までは達成ができていないんじゃないかというようなところがございます。こういった指標の全体的な状況が、まず背景にあるということでございます。

それから、23ページのところで、(1)の総括評価とございますけれども、この中で、少し委員の中からも意見がありましたけれども、自主防災組織のカバー率でありますとか、そういったものの状況が若干下がっているということもありまして、熊本地震とかそういったものの対応というふうなことを考えた場合に、やはりもっとそういった取り組みを加速していく必要があるんじゃないかという意見もございまして、そういう中で、現状でAというところまではつけるのはどうかというお話がございまして、最終的にはBとされたところでございます。

外部評価については、そういった全般的に客観的な立場からの判断ということも入っておりますので、指標の状況に加えてそういった判断が入って、Bということになったという経緯でございます。

○中野委員 この外部評価は、今言ったここだけがちょうどAとBが2対2でしたよね。ほかは、例えばCが多いところはCの評価、Bの多いところはB。ということは、全部、それで多いほうに外部評価がしてあるんですよね。

皆さん方がこまめにつくって、先ほども説明がありましたとおり、達成度とか点数やらいろいろ書いてありますよね。だから、果たしてこの外部評価が論理づけて評価されたものだろうかかなと思ったんです。

外部評価をされた人たちのメンバーを見たら、みんなほとんど各それぞれの業界のトップの人

たちですから、どのくらいが出席されて、どのくらいの時間でされたものかわかりませんが、失礼ながら、あんまり真剣に評価されたんじゃないように思いました。本当に細かくどのくらいされたのかということですが、そんなふうにされたもんだらうか。

○松浦総合政策課長 この評価に当たりまして、まず、県の各部各課のほうで内部評価をいたしておりますので、その作業をまずやっているということでございます。

その段階で、内部評価の書類は一旦お送りをしまして、その内容の御説明を1回目の審議会の中で、約2時間ぐらいにわたって御説明をしたところでございます。その中では、個々の取り組みについての御質問があったりとかいうようなことで、一応全体的な御確認をいただいたものと考えております。

その中で、内部評価のところまでは1回目で御説明をしまして、それぞれのプログラムについて、Aにするのか、Bにするのか、Cにするのかということについては、それぞれの委員さんに持ち帰っていただきまして、御検討いただくという作業に入っております。2回目に入る前に、そこについての皆様の御意見を文書で照会をいたしまして、集約を図ったところでございます。

その上で、2回目の審議会、2時間か3時間くらいありましたけれども、その中で、内容についての御意見を伺いますとともに、それぞれのプログラムについて、Bとするのか、Cとするのか、Aとするのかという議論をいただいた上で、なおかつそれぞれの取り組みについて、もう少しこのあたりを考えてほしいとかいう御意見もいただいたところでございますので、私どもとしては、しっかり御検討いただいたので

はないかなと思っっているところがございます。

確かに議論する時間が、やはりもうちょっと欲しいというような御意見も、一部の委員さんのほうからはあったところでもありますので、そういったところも少し考えていく必要があるのかなとは思っております。

○中野委員 こんなにたくさんの方の人たちが集まって評価するというのは並大抵のことではないし、ついつい、いいかげんになることも考えられるから。人を絞って、本当に真剣に評価する形のほうがいいような気がするんです。そのほうがかえって、なぜこういう評価をしたのかというのを——お墨つきが欲しいのかどうかわからんけれども、えてして県のこういう何とか審議会とか何とか云々というのは、そういう嫌いがありますから、本当に真剣に協議する。そして、その結果としてBとか、Aとか評価してもらおうほうがいいと思うんですが。

皆さん方が内部評価されたものに追随したような結果ですから、そこは、もうあなたたちが論理づけてちゃんをつくっているから、それを超えている言えないぐらいの内容だったからとは思いますが、その分だけ少数精鋭でチェックするほうがいいんじゃないかなと思います。

○松浦総合政策課長 御意見としてそういう考え方も、当然あると思っております。やり方として、どういうふうにやっていったらいいのかというのが、今のところでちょっと、こうしたいというところが、なかなかお答えできにくいものでありますけれども。やはりしっかり内容を踏まえた上で、それぞれの委員さんに御判断をいただくということは、当然必要だと思っておりますし、その中で、県と違う御意見があるという——今回もあったんですけれども、そう

というような中での判断をしていただけるような形を、できるだけつくっていきたく思っております。具体的なお話がちょっとできませんけれども、そういう点は、頭に置いて考えてまいりたいと思っております。

○中野委員 このメンバーで欠席者がおられたんですか。

○松浦総合政策課長 1回目がお二人御欠席でした。2回目が、3人欠席でした。それぞれ重複はしておりません。

○二見委員長 ほかに関連質問はございませんか。

○日高委員 B評価が結構多いと思うんです。B評価で一定の成果が出てるということですが、どっちかというのと、Aもちょっと評価し過ぎかなと、Cも何かを取り組んでる割にはっていうことで。Bっていうのは、ちょうどグレーゾーンみたいなところで、もう何とも言えないような感じと見えるんです。まずぱっと見て、そういった感想を持ちました。

そのほかに、先ほどの中野委員の話で、もっと時間が欲しかったとかいう話も委員から出たということではありますが、これだけ資料として、外部評価委員というのを選定してやるわけですから、ここでやってるから、時間がなかったというのは言いわけにはならないと思っております。

そんなのを見てみると、陸・海・空の関係もポートセールスが積極的だって、いろいろ書いてますが、本当にこれはAなのかなと。競争相手を考えてみると、これはどうかなという評価もあるし、中山間地域の維持・活性化もAです。これは課題もあるのにAとか。そのほかいろいろ首をかしげるところがあるんですが、井手次長、これをどう評価されてますか。

○井手総合政策部次長（政策推進担当） まず

1点は、この評価委員ですが、これは、この計画をつくったときの計画の審議会の委員、つまり、計画をつくる段階から中身をわかった上で評価をしていただくということで、こういうメンバーになっているのが1点でございます。

実際の評価に当たりましては、その計画段階からいろんな課題を認識した上で計画を立てますので、その難しさもある程度わかった上で評価となっております。

ただ、実際の審議会の中での御意見としましては、やはり、この指標で見えますので、目標値もしくは目安値を見ながら、この指標が達成できたかどうかというアウトカムの見方で、ある意味数字的にというか、機械的に評価をしている部分があって、Aなり、Bなり、Cなりという点数になると。ただ、この指標が正しかったのかという御意見も、実際の審議会の中ではありまして、そういう意味では、さまざまな御意見をいただいているところです。

現時点では、この計画上で捉まえた指標で見ている段階では、こういう評価になってますが、今後、どういう評価をしていくのか、どういう進捗管理をしていくかについては、御意見を承りながら考えていくと答えたところでございます。

○日高委員 例えば、緊急輸送道路の防災対策進捗率の達成なんです。これは、言ってみれば、基準値が本当に妥当だったのかって。結局、この間の熊本地震で、のり面道路の脆弱な場所が41カ所あった。まだまだ全然、やらないかんところがいっぱいあるんです。でも、これで出ますと、もう道路は大丈夫なんだと県民から思われがちになれば、またこれも、インフラ整備にはちょっと厳しい評価が出ると思うんです。これから国土強靱化基本計画をつくっていく中で、

道路については本当に高評価みたいな感じになってるものですから、そこら辺も偏りが。

その要因としては、この審議会の委員の方が都市部周辺に固まっているというのもあるのかなっていう気も、正直しているんです。これは、地域的に分けるのも一つの考えではないかなと——その辺はどうでしょうか、どう考えてますか。

○井手総合政策部次長（政策推進担当） 現在の委員の考え方は、先ほど申し上げたとおりであります。その先と申しますか、どんな議論をしていただくのか。委員に上げる前の内部評価をどう評価するのかという意味では、委員の捉まえ方というのは、まだいろいろな考え方があろうかと思えます。

それについては、先ほど総合政策課長のほうで答弁を差し上げたように、どのような評価体制をとっていくのか、委員の考え方をどうするのかというのは、今後議論をさせていただければと思えます。

緊急輸送道路の防災対策進捗率をおっしゃいましたけれども、同じように産業成長にいたしましてもAという評価をいただけてますが、実際に県民所得はどうかというような御議論もあって、その取り組みに対しての進捗という意味ではAなんですけれども、実際に評価に値する成果が出ているのか、県民に対してそのような評価なのかという話になると、これはまた別問題だと我々も認識をしております。足りないところをきちんと補っていくように進めてまいりたいと思えます。

○日高委員 成果じゃなくて評価ですね。やはりあれかなと思う。そういうところがちょっとあるもんですから、もうちょっとこのやり方をまた新たに、急にはこの委員さんに失礼ですか

ら、その辺も徐々に変えて。実際にこれが表に出たときに、なるほどってというようなものにしていただければいいかなと思いますので、よろしくをお願いします。

○坂口委員 なかなか難しいと思うんです。みんながなるほどって納得できるようなものを、今度はこういう意味での指標にしよう——暮らしやすいつっていう抽象的なものだから、難しいと思うんですけれど。大まかな方向とか状況判断のために随分細かく検討されて——評価のあり方、点数のあり方も、金をつければ100点満点がもらえる項目があれば、金をつけたくないんだけど、100点をとらざるを得ないがなという。

例えば、インフルエンザの薬の備蓄なんていうのは、これは、法定備蓄数が決まってる。そんなものをここに並べるかなって言う——こういった法定備蓄量とか、法的に義務づけられてるっていうのは、これはもう外してもいいんじゃないかなって言うことが一つあるのと。

それから、バスの利用頻度、回数とかいうような、県民1人当たりとか出てたけれど、これは、バスを利用することの利便性の条件、基盤整備がどれぐらい整ってるかで。これは誰に対しての評価なのって、行政なのか、それとも利用する県民になのかとかいうのがあったりとか。

それから、今回の一般質問だったですか、自民党からも出た長寿社会づくりに向けた健康長寿なんていうのも、8位、4位っていうものが目標を上回っての、男性8位、女性4位になったっていうことでA評価につながってるけれど、これは、出生率と同じで、よそがずっこければうちが上がるよって言う他力本願なところが多いと思うんです。

だから、内部を評価するための県の行政評価

とはちょっと違う。そこをやはり明らかに、何歳を目指させるんだと。男も75歳を目指すんだ、女性は78歳を目指すんだっていうような、本当に客観的にその努力とか成果とか効果が見られるようなものにならないと、物すごくシビアなものとか。出生率もそうですけれど、全国1位を狙ってて、よそがずっこけてくれればよかったけれど、よそに抜かれてしまったり、他力本願の部分とかで。ここは、本当に客観的なもの、やはり一つ工夫が要るかなって思うんです。

それから、文化文教関係で、僕らなんて、文化面には全くもう全然とんちんかんな人が県民の1人としてカウントされて、そこを分母なり分子なりに入れられた日には、担当する側は大変だと思うんです。どんな立派なものをこさえていただいても、どうもクラシックはわからんっていう人がおれば。だから、これは一つの手法であって、完璧なものじゃないって思うんです。

でも、やはり宮崎県の住み心地のよさなりすぐれてる点なりっていうものをよそ様に説明していくためには、どういう人から、どういう方向から誰が評価しても同じ点数が出ますよってしないといかんから、そこらもう一工夫要るかなって言う気はします。

○松浦総合政策課長 私が言っているのかどうか分かりませんが、努力の必要はまだまだあると思っております。それは、実際にできるかどうかは分かりませんが、政策・施策がどういう効果を上げていくのかっていう問題を指標としてどうあらわしていくのか、どうはかっていくのかっていうことだろうと思います。ある意味運がよくて数値が上がってるものも、中にはあると思いますし、運が悪くて、一生懸命やってて、それなりに効果が出るころまでは来てるんだけど、それが数値に結び

ついていないものもあるだろうと思いますし。数値の選び方として全然関係ないものが、中にはあるのかもわかりません。そういったものは、経験を重ねていく中で、常にどういった形が必要なのか、大事なかっていうことを追い求めていかないとできないと思いますので、そういう姿勢はしっかり持つておきたいと思っております。

こういった手法で評価をしていくやり方は、前回のアクションプランから今回に変わったときにも、それなりに工夫をして変えてきたところもございます。それでもまだまだ足りない分はあると思うんですけれども、議員の御指摘のあったような点は、非常に重要なことだと思っておりますので、そこは常に考えていきたいと思っております。

○日高委員 ゆたかさ指標の活用の(1)、パンフレット作成等を通じ、本県のすぐれた価値を県内外にアピールするということですが、もちろんすぐれたものをアピールしていくのは当然だと思うんです。だけれど、県民としてはもうちょっと頑張らないかんものも、ある程度県民も一体的に努力してもらわないといかんことを考えれば、この辺はちょっと弱いんだということも、すぐれたものだけ、いいものだけ、すごいですよじゃなくて、その辺をうまく表現して。県民側の活力を、よし、頑張らないかんというようなパンフレットになれば、私は効果があるような気がするんですけれども、その辺はどう考えますか。

○松浦総合政策課長 本県のすぐれたところをしっかりと県民の皆さんにも認識していただきたいというのもありますし、県外にもアピールしていきたいと考えているところでございます。

あわせまして、委員の御指摘がありましたよ

うに、こういったところをやはりもっと頑張るべきだよねというところがあると思います。県民の皆様にも求めるものだけではなくて、多分、行政の我々、あるいは経済界それぞれの立場で頑張っていかなきゃいけないところがあるんだろうと思っておりますので。

先ほど委員会資料の中で御説明しましたこの表は、公表をしたいなと思っております。それが、どういう状況にあるのか。50点を境に、全国よりいいのか悪いのかというのはすぐわかりますので。ただ、それをどういう形、どういう場面で使っていくのかというようなことは、目的によって使い分けをして、いいところを見せていく場面ではそこを強調するし、しっかり現実を踏まえた上で一緒に豊かさを高めていきましょうっていうものに使うべきところでは、全体的なものをしっかり説明していく。そんな使い方をしていきたいなと思っております。

○日高委員 公共サービスっていうことで、やはり住民の福祉向上っていう形でやらないかん。やるのは、当然公務員の役目だと思うんですけれども、ただ、公務員がもうこれ以上、税金がこれだけ減ってて、まだ県民の要求を全部のんでいくんだよっていうスタンスでいいのかなっていうのが、根本的なところだと思うんです。その辺は県民にわかってもらって、厳しい状況であると。先ほど、中山間盛り上げ隊とかいろいろなものがあつたんですが、そういった県庁の仲間みたいな人をつくっていくことが、人的な部分について、本当に県勢の浮揚になるんじゃないかなと。

だから、いつでもサービス、どんどんいいですよ、いままでどおり行政サービスはいけますよっていうスタンスは改めて、もうこれは一体にやっけていかないと厳しいと、宮崎はそういっ

た自治体だっということを県民に伝えていくことも一つだと思いますので。パンフレットのつくり方によってはうまく響く部分もあると思いますので、ぜひ、せっかくならば工夫してやっていただければと思っております。

○松浦総合政策課長 そのように考えてまいりたいと思います。

○中野委員 ゆたかさの指標ですが、これは、宮崎県独自のもの、オリジナルな見方で、本当にこれはいいことだと思ってるんです。ただ、従来の経済的な側面で、総生産が、県民所得が云々ということでしたが、これもないがしろにできませんから。個々の説がいろいろあるんだけど、給料が低いから高校生の——分母の問題がいろいろあったようですが、全国で一番県内就職率が低いわけですから、そういう現実もある。1人当たりの県民所得も、沖縄県の次ぐらいですか。ずっとそこに甘んじている。もっともこれは、企業を含めてだ云々という答弁が、いつも知事の答弁だけれども、しかし、全国共通の指標としてはあるわけですから、そこがないがしろにならないように。

できたら7つの項目のこれも、似たようなものが他県にもあるかもしれませんから、そここの比較もできるように。いいことはどんどん宣伝しないかと思うけれども、時間的云々という、ゆとり、余裕が田舎だからあるかという、本当にそうなのかという気もします。もっとほかには、交通機関が発達しているところのほうがいいという数字も出るかもしれません。そういう比較もできるようなものも探して、そこでこういう指標も出してもらえればいいかなと思っております。

○松浦総合政策課長 きょう御報告しましたのは、これから内容を検討していく中で、いろいろ

御意見を伺いながら、そういった重要な視点も含めて考えていきたいということでございますので、全部を取り入れられるかどうかはわかりませんが、検討の中で、しっかりそこあたりは踏まえていきたいと思っております。

それぞれの指標につきましては、全国比較ができるような統計データを選びたいと思っておりますので、その中で、それぞれ個別にどういう順位にあるのかということぐらいは出していけるのかなと思いますので、そういう中で、経済の高さがどれぐらいの順位なのかとかいうところ、そういったことは工夫できるんじゃないかなとは思っております。

それから、中野委員がおっしゃいましたように、経済の豊かさというのは、やはり大きな問題でありますし、県民意識の中でも重要な割合を占める可能性は高いと思っておりますので、そういったところのウェイトづけは、アンケート調査等を行いながら、例えば、経済が全体の2割なのか3割なのかわかりませんが、そういった結果になるかもわかりません。そういったところをまず調査をした上で、全体的な指標ということに持っていきたいと思っております。

○中野委員 沖縄県の状態を見て、いつも思うんですが、1人あたりの県民所得は全国最下位、有効求人倍率もいつも悪い数字、失業率も一番高いですよね。なのに、人口はふえる。もっとも先島のあたり等は、えらい過疎で悩んでいるようですが、沖縄本島とかその周辺は、全体として非常に高いですよね。

なぜなんだろうかなと、いつも思ってるんですけど、そういう面から見れば、お金ばかりじゃないよという気もしますけれども。本土から遠い離島という失礼ですが、遠いところなのにそういう現象ですから、なぜなのかと

いうことも、その辺も調べてもらって、比較もして、後日、示してもらえればいいかなと思います。

○松浦総合政策課長 調べてみたいと思います。いろんな説、仮説なりはいろいろ言われておりますけれども、どこがどういった仮説なり説が正しい、実態に近いのかということとかは、もう一回考えてみる必要があると思いますし、そういったところで少し検討させていただけますでしょうか。

○二見委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 では、このほかの項目についての質疑はありませんか。

○満行委員 開発事業特別資金について質問させていただきます。

21ページの28年度事業、この2つのもっと詳しい中身と、あと、これは単年度なのか、継続事業なのか教えてください。

○松浦総合政策課長 今年度は、2つの事業をこの資金を使って行うこととしておりまして、小水力発電の農村地域導入支援といいますのは、基本的には農政水産部で行っている事業でございます。小水力の発電を導入したいと思っている団体が、その可能性を調査するでありますとか、適地を調査するでありますとか、そういった調査事業、あるいは実際に導入をするというときの補助ということで設定をしております。たしか今年度は2件について、予算上は支援をしたという事業だったと記憶しております。これについては、これまで継続事業としてやってきておりましたけれども、もともとの農政水産部の事業組として、今年度までの事業だったと理解をしております。

それから、新エネルギーの地産地消推進事業

につきましては、^{※1}単年度で組ませていただいているところでございます。^{※2}これから水素について、新エネルギーとしての展開ができるんじゃないかと考え、当課のほうで行っているもので、そういったものの可能性について、民間あるいは大学と一緒に検討・研究を進めるという事業になっております。

○満行委員 果実がどんどん減るだろうという、株式配当金が減るという見込みなので、なかなか長期的展望に立った事業展開が難しいのかもしれないんですけど、これはもう基本的には1,760万、来年以降もこういったエネルギーに関する部分の事業を、このぐらゐの予算枠で続けていこうと。それは、単年度か継続かはわからない、そういう認識でよろしいのでしょうか。

○松浦総合政策課長 その都度の考え方になると思うんですけども、それぞれこういった事業をやりたいという相談が各部なりからある。僕らは僕らで検討するんですけども、その中で、どのような時間軸でやっていくのかというところは話し合いながら原案をつくって、当然、審議会のほうに御了解いただく必要がありますので、そういうふうなことになっていくと思います。

それから、済みません、ちょっと訂正をさせていただきたいと思うんですが、新エネルギーの地産地消事業は、26年度から27年、28年、3年でやってきているものです。

○中野委員 関連。この小水力は本年度までと言われたけれど、新たにまた本年度からスタートしたんじゃないんですか。

○松浦総合政策課長 この事業として、農政水産部のほうから相談が来ていて、その計画になっ

※1 このページ右段に訂正発言あり

※2 次ページに訂正発言あり

ていたのは、平成24年度から28年度ということで整理をされております。

○中野委員 ぜひ、29年度から、また5カ年事業の継続を検討してください。

○松浦総合政策課長 農政水産部とまた協議させていただきます。

○中野委員 お願いしておきます。

○坂口委員 いや、この金の性格上、それはちょっと違うと思うんです。これは、事業のための財源じゃなくって、もともと小丸川迷惑料です。だから、この前の一般質問でも——あれは一つ瀬川だったけれど、河川の水産資源とか汚濁とか、いろんなことが出た。だから、そこから常に目を向けながら、まず、小丸川を健全に保つことに必要はないのかというのを考えながら、そして、知事が特別に認めるものを毎年度やっていく。これは、継続事業に使う性格の金じゃないですよ。今の答弁は訂正してもらわないと。

○松浦総合政策課長 この資金の基本的な考え方に基づいて、どうやっていくのかという立場で検討をさせていただきたいと思います。

そういう中で、農政のほうの意向は一応聞いた上で、その中での判断というようなことになってまいりますので、そういう検討をしてまいりたいと思います。

○坂口委員 だから、農政に最初にニーズを聞くんじゃなくて、この金をどうすべきかっていうものが最初にあるって、その中で、じゃあ農政にもっていう、こういうことになったけれども、どうですかっていうのが、これがあるべき査定の仕事です。小水力発電をどうするのっていうところで、そこに何ぼ出せるかっていうのは、それは違うんですよ。この金の性格は。原点に戻らないと。

○松浦総合政策課長 御指摘のような立場で考えてまいりたいと思います。

○二見委員長 これの関連で、私もいいですか。

6年前にこれの審議委員をさせていただいて、あのころは太陽エネルギーに関するところへの資金導入というか、そういう話があったりとかしたわけなんですけれど、今、坂口委員から言われたように、これは、もともと小丸川のダムのためにできた基金であるし、その趣旨、ここに使途も書いてあるように、やはりこれは上から順番というのが基本原則なのかなと思うんです。

ましてやどんどん切り崩しでやっていってるわけなので、もう一遍そこ辺をしっかりと考えた上で、運用をしっかりと考えていただきたいなと思いますので、一言添えさせていただきました。

○松浦総合政策課長 御指摘の点は、しっかり踏まえてまいりたいと思います。

それから、ちょっと訂正をさせていただきたいんですけど、先ほど、新エネルギーの地産地消のところ、水素と申し上げましたけれども、申しわけありませんが、新エネルギーを使って、公共施設等に太陽光とかを使えないかというような、そういう検討事業をこれでやっておりまして、先ほど申し上げました水素については別の事業でございました。この資金は使っておりませんでした。

○二見委員長 関連質問はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 ほかの項目について。

○日高委員 2巡目国体について。これは、コンサルが主要3施設の仕様・規模とかについて出してきたものだと思うんです。スタジアム標準って、サッカー協会とか、体育館はジャパン

・バスケットボールリーグと書いてます。結局もう、そういうのをつくったら、今後、次に生かすために、Jリーグを呼びましようとか、バスケットでいえばBリーグを呼びましようとか、その観点でここを基準にコンサルがされたのか、その辺を伺いたいと思います。

○松浦総合政策課長 現時点では、実際にどういうところまでの整備をするのかというところまでの視点ではなくて、まずは国体の開催をするために、よその県の事例等も踏まえて、どういった機能が必要なんだろうかという視点で、この施設機能が出てきているところがございます。

その上で、どういった施設整備をするのかということについては、これからの検討になってくると考えております。

○日高委員 コンサルが基準にしようとする基準はあるんですね。

飛込用プールなんですけれど、水深4.5メートルで、総面積のところ、屋内延床面積と書いてるんですけれど。これは、プールをつくるのであれば、飛び込みという競技ですね。なおかつそのプールは、屋内型でという方針と理解してよろしいですか。

○松浦総合政策課長 ここに書いてありますのは、よその事例、あるいは場合によっては、かなり広域的な中で、そんなに施設数が多くないようなものもあると思いますけれども、そういうものを参考にしながら、それぞれのところで、適合すべき施設基準とありますけれども、こういったものを見て、よその事例等を見たときに、こんな整備をしていますよという整理になっておりまして、実際にどういう形でやっていくのかっていうのは、当然、全体的な建設コストのお話も出てくると思いますし、あるいは競技団

体等の御意見がどうなのかということもありますので、そういった中で、もろもろ議論をしながら決定をしていくことになると思います。ここに書いてあるものが、全て今そのままやっついこうというところではなくて、参照とするとか、参考としてはこういうような形として考えられますよというものとして考えていただければと思います。

○日高委員 わかりました。

また、PFIも一つの考えなのかなと。その企業がおるのかっていうのも、またこれからの課題だと思うんですが。

幾ら税金であれ、言ってみれば、こういった巨額のお金を要する施設ですので、目安の建設コストはあると思う。例えば、300億ぐらいかなとか、400億かなとか、ぱっと見たときにその辺の数字があるんですけど、財政についてはなかなかまだこれからですわって言うんですが、総合政策としては、コスト意識を持つのが、こういったことを要請してるのは当然のことだと思うんですけれど。大体どのぐらいのコストを予測されてますか。

○永山総合政策部長 一応の目安として出ております。選ぶ際には、23ページにあるように、競技団体が求めるような機能性をどうするかとか、あるいは、もっと大きく見て将来の活用——先ほどJリーグと言われましたけれど、そこまで目指してやるのかやらないのかとか。そして、もう一つ④で経済性、③で安全性というところを見ながら考えていくことになりますので、今現在で幾らぐらいになるだろうということを出しているわけではございません。

しっかりとこういうものを詰めながら、最終的にはしっかり財政当局と話をし、折り合いをつけていくと。その工夫の一つとして、例え

ばPFI等の導入もあるかもしれませんが、我々としてはできるだけ機能性が高く、なおかつ将来有益な活用ができるようにというのはありますが、限界として宮崎県の財政状況というのがありますから、そこはしっかり折り合いをつけていく必要があると思います。今現在では数字は持っていません。

○日高委員 また聞こうと思ったんですけど、もう部長が言って、これ以上言ってもだめだっということみたいなんで。

基本的にものをつくって何かするときには、これぐらいで抑えたいなという目安があってやっていかんと。税金の使い道が、巨額になったらいいのか、縮小したらいいのかというのもある。部長が言われたとおり、将来を見据えたら物すごく高くもなるだろうし、現状ぎりぎりであれば、またそれが、今後、基本構想で5案ぐらい示されて、それをまた3月に集約していくという形だと、私は理解してます。

今の状況は、教育委員会が中心でやるということなんで、準備委員会が来年立ち上がると思うんですけど、それまでは教育委員会が主体でやりながら、またそれを総合政策が支えていくような形で、この整備計画、基本構想策定に向けて取り組んでいただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

○満行委員 確認ですけれど、この陸上競技場、体育館、プール、既存の施設では新たな国体は開催できないって認識してよろしいんですか。新しくつくらないと、既存の施設ではだめだということかどうか確認したいんですけど。

○松浦総合政策課長 ここに掲げております3つの施設について言いますと、それぞれの競技をするための施設が持つべき機能。例えば、陸上競技でありますと、レーン数でありま

すとか、観客席数というのかなりかかわってくるようでございまして、そういったことと、今の建てられてからの経年等を考えたときに、現状の修繕で国体に対応するのはなかなか難しいんじゃないかという状況でございます。

特に陸上競技場あるいは体育館については、開・閉会式の会場となる可能性がありますので、そういったことも含めて考えますと、やはり改築が必要だという検討状況になっているということでございます。

○中野委員 書いてるからそうだと思うけれど、こういう国体の設置基準等に観客席まで入ってるわけですか。

○松浦総合政策課長 そこは、教育委員会のほうで整理していただいているところなんですけれども、座席数も入っていると伺っております。

ただし、対応として、例えば陸上競技場の観客席数でいいますと、固定で必ず3万要るかっていうと、そうではなくて、仮設も含めて、全体でこの数は確保した上で開催をしてくださいという基準はあるようございまして。そういったことでは、一応基準はあるということでございます。

○日高委員 陸上競技場は、3万席は仮設でもいいということですか。

○松浦総合政策課長 国体の施設基準で書いてあるのは、仮設対応があってもいいとはなっておるようですけど。

○日高委員 多分、今度のこの基本構想が出てきて、これを新しくつくるとして、そこに新しくつくったのに、仮設を置くことってもう考えられないと思うんです。すり鉢状ですよ。だから、3万席の固定というのは、適合せんとまじいような気がするんですけどね。

○松浦総合政策課長 そういった点については、これから実際に検討していく作業に入りますので、一般的に言うときには、委員がおっしゃるような考え方が出てくるのかなとは思いますが、そこについて、今必ずこうできますというところまで、ちょっと申し上げられないものですから。これからそういった点も含めて検討していくことになると思います。

○中野委員 陸上競技、体育館、プールの例ですよね。ほかの競技も、こんなふうになくなっていくわけですか。

○松浦総合政策課長 それぞれの競技を行っていく上での基準は、例えば、国体であればこういうふうなことですよというのは決められてはおりますので、それをできるかどうかということについては、教育委員会で、県内の市町村の施設も含めて全体の調査をされたところでございまして。ある程度のところで修繕をすればできるんじゃないかというところで、全体的には整理をされておりますけれども、一部の競技について、例えば、登山でありますとか、クレー射撃でありますとか、そういったところについては、ちょっと現状では難しいんじゃないかなと。一部、そういう競技もあるようでございます。

○中野委員 今度のリオのオリンピックでも、いろいろ見とけば、仮設があったり、後で壊して再利用したりというのを、この前一生懸命テレビで放映しよったけれども、オリンピックでさえもそうありますから、その辺のことは先輩県があるわけですから、早く調査してもらわんと間に合いませんからね。

○星原委員 今のいろんな席数のことなんかなんですけれど、これから人口減少社会に入っていくって、宮崎県がやる最高のスポーツイベント

としてはこれだと思うんです。その先は、また40年後かにしか回ってこないとなると、固定席と仮設席というのは、臨時である程度補えるんなら経費を抑えていく上で、そういうことも想定しておかないと、そんなに、仮に3万席を使ってというのはもうないだろうという感じがします。

問題は、こういう施設をつくっていく上で、県と26の市町村とで、早く話し合いを持って、いろんな施設をつくらないといけなければ、今、計画のある市町村のいろんな体育施設なんか、どこがどういう形でやろうとしてるか。そういう把握をしていただいて、それに少し継ぎ足せば、国体の会場として十分使えるのであれば、そういう形でやって、なるべく経費の面を縮小したり、あるいは県北、県央、県南という地域で、どういう形で持っていくか。そういうものもどこかで話しておかないと、先に打ち合わせしとかないと、いろんな問題が起きてくる可能性があるような気がするので、その辺も逆に基本的な部分をどうしていくのかという。

そしてまた、宮崎県内だけでやれるものと、隣県では、今回、鹿児島なんかやっけて、施設を借りれば、物によってはそういう形で行う方法だってあるだろうし。その辺やらを早く決めないと、予算的にも、単年度でばつとできるわけじゃないでしょうから。その辺の、基本的に何をどういうふうにするか、どういう形でどこにつくるのかという、あるいは予算をどうするかということあたりを決めていかないと、前に進まないような気がしますので、なるべくその辺は教育委員会と連携をとって、あるいは市町村とも連携をとってやっていただければと思います。

○永山総合政策部長 市町村の体育施設等につ

いて、教育委員会のほうで実態調査もやっていただいで、先ほど松浦課長が言いましたけれど、おおむね国体等に使える状態だろうと、補修等は当然必要がある。具体的に、どこでどういう競技をやるのかということもあわせて検討していかなければ、実際に当てはまっていきませんので、そういうことも同時でやらなければならないと思っています。

それから、例えばプールについて、ある県では国体用に整備しましたが、全てを仮設としてやって、国体が終わったら取り壊すという県もございました。これを宮崎県がやろうとしているという意味では全然ありませんけれども、ただ、アイデアとしてはいろんなことがあるんだろうなとは思っています。

先ほどの競技場の、固定席なのか仮設なのかということも含めて、人口をどう見るか、イベントをどう見るか。例えば、Jリーグが宮崎に将来あるのかなのかということも含めて、いろんなことを考えながらやらなければならないと思っています。時間がありませんから、今年度中の基本構想の策定に向けて、しっかり全体像が見えて描ける形で、総合政策部はしっかり教育委員会と協力をして、サポートをしてやっていきたいと思っています。

○日高委員 部長からいいアイデアが、プールは全部仮設でやった県があるってこと、すばらしい発言だったと受けとめます。

あとちょっと聞きたいのは、利用圏人口は半径何キロを見てますか。例えば50キロとか、1時間とか。

○松浦総合政策課長 ここに書いてありますのは、考える項目として置いておりますので。例えば、九州全体での大会をここに誘致していききたいとか、全国大会を誘致していききたいとかと

いう考え方で変わってきますので。こういったものを想定するのかということにかかわってくると思います。そういったことを総合的に勘案しながら検討していくという、検討項目としてここに掲げてあるということで御理解いただければと思います。

○日高委員 ということは、これはコンサルが、絞り込みの視点を上げてきたわけじゃなくて、総合政策部の一つの目安としてこういうのを上げてきたということ。

○松浦総合政策課長 私どもと教育委員会のほうと話をしながら、こういうような観点が必要ですよということ、今、考えているということでございます。

○日高委員 また教育委員会をサポートして頑張ってください。

○坂口委員 くどくなるけれど、さっきの開発事業資金。これは審議会があって、毎年それを審議して、可とする、否とすると。本当は使途先なんかは、そこが検討して——しかしながら、もう予算案がぽつとそこに出てきて、いいですか、悪いですか、形骸化されてるってところを、一つ原点に戻るべきだっていうのと。

この28年度事業は3カ年事業だったって言われるけれど、将来まで担保する予算のつけ方ってというのは、これはもう絶対タブーです。その都度何をやるべきかっていう、だから、それも間違ってるということと。

それから、市町村をもっと大事にしないと。その河川を抱えている木城町、高鍋町。言われましたように、横田さんの質問にもあった水産資源、アユ一つとっても、例えば小丸川がどういう状況になるかっていうと、海岸部で、海面域、アユはふ化したのが一旦海に出てから遡上するわけですけど、遡上時期には、あそこは

水が流れてないんです。だから、水路がないわけですから、遡上できないんです。だから、水産資源、アユ資源がないと。そこに、放流のために使って、アユ資源をふやさないかっていう、そういう金を県は持ってるよっていうことを、まずはそこに意向を伺うのが、これが筋です。だから、今はもうその原点を忘れてしまってるということです。

この金は、ふんだんに配当がよかった時代に、例えば都城でも、あれは地下水の硝酸の汚染調査もやったことがあるんです。しかし、それも、何も役立ててない。児湯郡でも、企業立地のための地下水の量とか質とか場所とかの調査はかなりやったんです。しかし、それを企業誘致につなげてない。これは市町村との連携、地域との連携って、誰の金だったのかという原点が、全然この中に入らないんです。

だから、あえてまた求めておきますけれど、原点に戻って、そしてこの金の使途のあり方を基本に戻ってから、しっかり正しく予算づけは毎年やっていただく。年によっては、ゼロ予算でもいいんです。何カ年分かは集中して突っ込んでもいいんです。これは、物すごく小回りがきく、しかし、原点は小丸川発電所の株の譲渡、そのために河川を利用すべき人たちが、かなりその恩恵を逸失してる。そこを補填していくというのが基本だっていうことです。あえてもとに戻ってほしいって思うんです。これは、もう答弁はいいです。

○二見委員長 ほかに質疑はありませんか。

○日高委員 秘書広報課長にお伺いします。表彰式、授与式、これは当然、本県議会の代表の議長も、出席の案内は来るんでしょうか。

○中原秘書広報課長 その予定であります。また改めて御案内をさせていただきたいと思いま

す。

○二見委員長 ほかに質疑はありませんか。

○中野委員 今、パラリンピックがありますよね。宮崎県出身者にこういう人がいるのか、関係者がいるのかどうかわかりませんが、パラリンピックでいろいろメダル等をとられた方がいた場合には、同じ扱いになるんですか。

○中原秘書広報課長 現在やっておりますパラリンピックにつきましては、私どもが今確認しておりますところでは、本県出身の選手の方は把握しておりません。いらっしゃらないというふうな認識であります。（「中西さん、陸上の方がいらっしゃいますよ」と呼ぶ者あり）私どもが確認しておりますところでは、中西さんは宮崎の御出身ではないというふうな認識であります。出身をどう捉えるかというのはございませけれども、宮崎のお生まれではないということで承知しております。

○中野委員 4年後は東京ですから、そのときはおられるかもしれない。ただ、そういう人も該当するかと言いたいです。

○中原秘書広報課長 県民栄誉賞の一つには、オリンピックなどの国際大会でのメダリストというふうなところでやっておりますので、当然、パラリンピックも対象にしておりますし、オリンピックに限らず、それなりのレベルの国際大会であれば、幅広く対象に考えていきたいと思っております。

○中野委員 ユネスコエコパークについて。祖母・傾・大崩が該当ですけれども、ちょっと確認ですけれども、祖母・傾は国定公園だったと思うんですが、大崩も国定になってるんですか。

○奥中山間・地域政策課長 国定公園の地域に入っております。

○二見委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、請願の審査に移り
ます。

請願第6号について、執行部からの説明は
ございませんか。

○神菊文化文教課長 特にございません。

○二見委員長 それでは、委員から質疑は
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、最後に、その他で
何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 ないようですね。それでは、
以上をもって総合政策部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時44分休憩

午後3時45分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

ここで皆様にお伺いします。本日の審査
内容を踏まえ、御意見等があればお願い
いたします。

暫時休憩します。

午後3時45分休憩

午後3時47分再開

○二見委員長 委員会を再開します。

きょうの審査内容を踏まえて、御意見
があれば挙げていただけますか。

○星原委員 今の課題でいけば、中山間
地域と国体の問題をどうするかという
のは、もうちょっと委員会としては
ちゃんと押さえてかんとい
かるところがあるね。

○坂口委員 どちらも待ったなしだも
んね。

○日高委員 国際定期航路の緊急対策
事業は、

一日でも早く、台湾航路運休を再開
できるようにというの。

○二見委員長 ほかにはございませ
んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、あしたは総
務部の審査、午前10時の開会といた
します。

その他、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 では、ないようです
ので、以上をもちまして本日の委員
会を終わります。

午後3時50分散会

平成28年 9 月 15 日 (木曜日)

午前 9 時 59 分再開

出席委員 (8 人)

委 員 長	二 見 康 之
副 委 員 長	重 松 幸次郎
委 員	坂 口 博 美
委 員	星 原 透
委 員	中 野 一 則
委 員	日 高 博 之
委 員	満 行 潤 一
委 員	来 住 一 人

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

総務部

総 務 部 長	桑 山 秀 彦
危機管理統括監	畑 山 栄 介
総 務 部 次 長 (総務・職員担当)	郡 司 宗 則
総 務 部 次 長 (財務・市町村担当)	田 中 保 通
危機管理局長 兼危機管理課長	平 原 利 明
部参事兼総務課長	上 山 伸 二
防災拠点庁舎整備室長	志 賀 孝 守
人 事 課 長	吉 村 久 人
行政経営課長	小 田 光 男
財 政 課 長	川 畑 充 代
税 務 課 長	高 林 宏 一
部参事兼市町村課長	藪 田 亨
総務事務センター課長	大田原 節 郎
消 防 保 安 課 長	福 栄 芳 政

事務局職員出席者

議 事 課 主 査	長 谷 恵美子
総 務 課 主 任 主 事	日 高 真 吾

○二見委員長 委員会を再開いたします。

ここで、委員会の傍聴につきましてお諮りします。

宮崎市の廣瀬さんから、執行部に対する質疑を傍聴したい旨の申し出がありました。議会運営委員会確認・決定事項に基づき、許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、傍聴人の入室を許可することといたします。

〔傍聴人入室〕

○二見委員長 傍聴される方をお願いします。

傍聴人は、受付の際にお渡ししました「傍聴人の守るべき事項」にありますとおり、声を出したり、拍手をしたりすることはできません。当委員会の審査を円滑に進めるため、静かに傍聴してください。また、傍聴に関する指示には、速やかに従っていただくようお願いいたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

○桑山総務部長 おはようございます。総務部でございます。よろしくお願いたします。

それでは、お手元に配付の総務政策常任委員会資料に基づきまして、御説明を申し上げます。

資料の 1 ページをごらんいただきたいと思います。

まず、平成28年度 9 月補正予算の概要、議案第 1 号についてであります。

今議会に提出しております補正予算案は、国庫補助決定に伴うもの、その他必要とする経費について措置するものでございます。

補正額は、一般会計で75億6,942万1,000円の増額であります。この結果、一般会計の予算の規模は、9月補正後で5,937億8,444万円となります。

また、この補正による一般会計の歳入財源は、記載のとおり、国庫支出金が1億6,362万5,000円、繰越金が72億6,751万5,000円などとなっております。

2ページをごらんいただきたいと思います。

一般会計歳出の款ごとの内訳でありますけれども、主なものについて御説明申し上げますと、一番上の総務費は、平成27年度一般会計決算に伴う繰越金の一部について、地方財政法の規定によりまして、県債管理基金への積み立てを行いますほか、熊本地震以降、搭乗率が低迷する国際3路線の早期安定化を図るための航空会社等と連携した利用促進対策事業、あるいは、防災拠点庁舎の耐震性をより高めるための柱やはりのサイズや免震装置など、設計の一部見直しを行うために必要な経費を計上しております。

また、2つ飛びまして、農林水産業費でありますけれども、熊本地震や梅雨の大雨により発生しました荒廃山地の復旧整備といたしまして、補助公共事業を増額補正するものでございます。

また、次の土木費は、熊本地震を背景に住宅の耐震化に対する県民の意識が高まる中、木造住宅の耐震改修に取り組みやすくなるよう、段階的耐震改修工事を補助対象に加えることなど、事業の拡充を行うものでございます。

予算議案については以上でございます。

続きまして、特別議案について御説明を申し上げます。

資料の12ページをごらんいただきたいと思います。

まず、議案第4号「退職年金及び退職一時金

に関する条例の一部を改正する条例」であります。

これは、刑法等の一部改正に伴いまして、退職年金等の受給者が、刑の一部執行猶予を受けた場合における支給に関する取り扱いを定めるための改正を行うものであります。

次に、13ページでございます。

議案第9号「宮崎県公共施設等総合管理計画の策定について」であります。

宮崎県公共施設等総合管理計画は、公共施設等の保有・運営・維持の最適化を図るために策定するものでありまして、宮崎県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第3条の規定によりまして、議会の議決に付するものであります。

続きまして、報告事項であります。

14ページ、15ページをごらんいただきたいと思います。

損害賠償額を定めたことについてであります。

これは、県有車両による事故並びに落石による車両損傷事故の損害賠償額について、地方自治法第180条第2項の規定——専決処分ではありますが、これに基づきまして御報告するものでございます。

最後に、16ページをごらんいただきたいと思います。

その他報告事項でありますけれども、本日御報告いたしますのは、ここに記載のあります「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について」など3件でございます。

それぞれの詳細につきましては、担当課長等から説明を申し上げますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

私からは、以上でございます。

○二見委員長 次に、議案等についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いします。

○川畑財政課長 議案第1号の歳入予算につきまして御説明いたします。

常任委員会資料の3ページをお開きください。

今回お願いしております補正予算の一般会計歳入一覧でございます。

それでは、内容について御説明いたします。

今回補正額の欄をごらんください。

まず、自主財源につきましては、下から3段目の繰入金が6,082万3,000円、次の繰越金が72億6,751万5,000円、次の諸収入が525万8,000円、依存財源につきましては、下から2段目になりますが、国庫支出金が1億6,362万5,000円、次の県債が7,220万円で、いずれも増額となっております。

今回の補正による歳入合計は、一番下の欄にありますとおり、75億6,942万1,000円となっております。補正後の一般会計の予算規模は、右の欄にありますとおり、5,937億8,444万円となります。

次に、資料の4ページをお開きください。

ただいま御説明いたしました歳入の科目別概要でございます。

まず、繰入金についてですが、各種事業を実施するため、基金を取り崩すものであります。

次に、繰越金ですが、27年度決算の歳入歳出差引額から、28年度への繰越明許費の財源となる額を除いた額、いわゆる実質収支額を28年度へ繰り越すものでございます。

次に、諸収入ですが、熊本地震の被災者に応急仮設住宅として提供する民間賃貸住宅の借り上げ料について、災害救助法に基づき、被災県

である熊本県に求償し、それを受け入れるものでございます。

次に、国庫支出金について主なものを御説明いたしますが、まず、上から2段目の1億3,000万円余を計上しております農林水産業費国庫負担金は、補助公共事業である治山事業の国庫負担金でございます。

次に、4段目の1,700万円余を計上しております総務費国庫補助金は、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）に関するシステム整備に係る補助金でございます。

最後に、県債は、治山事業の財源として起債を行うものであります。

歳入予算については、以上でございます。

続きまして、財政課関係の補正予算につきまして御説明いたします。

資料がかわりますが、別冊になっております平成28年度9月補正歳出予算説明資料の21ページをお開きください。

財政課の9月補正予算は、一般会計におきまして、72億365万4,000円の増額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、一般会計で993億416万9,000円となります。

23ページをお開きください。

補正予算の内容について御説明いたします。

（事項）県債管理基金積立金であります。これは、平成27年度の一般会計の決算剰余金の一部72億365万4,000円を、地方財政法第7条の規定に基づき積み立てるものであります。

財政課からは、以上でございます。

○上山総務課長 お手元の常任委員会資料の6ページをお開きください。

今回の補正予算でお願いしております防災拠点庁舎整備事業について御説明いたします。

まず、1、事業の目的・背景ですが、熊本地

震では、観測史上初めて、震度7の地震が短期間に2度観測され、特に本震は、地震の揺れによる戦後最大の建築物被害をもたらした兵庫県南部地震を上回るとの東京大学地震研究所等による分析結果もございます。

防災拠点庁舎は、熊本地震前の時点では、兵庫県南部地震や南海トラフ地震などの大地震に対しまして、十分な耐震性を有するよう設計しておりました。しかしながら、熊本地震の発生を受けまして、熊本地震の地震波を用いたシミュレーションを行いました結果、耐震性の余裕が少ないという結果が得られたところがございます。

このため、熊本地震の本震級の地震に対しましても十分な余裕を持つよう、設計の一部見直しを行うものでございます。

次に、2の事業の概要でございます。

(1)の予算額ですが、今回の補正額として2,020万6,000円をお願いしております。

(4)の事業内容ですが、柱、はりのサイズや免震装置の変更など実施設計の一部の見直し等を行うこととしております。

次に、3、事業の効果ですが、防災拠点庁舎の耐震性を向上させることにより、大規模地震時の災害本部機能をより高めることができ、県の災害対応力の強化が図られるものと考えております。

最後に、4、今後のスケジュールですが、設計の一部見直しに伴いまして、設計作業量がふえることから、実施設計の工期延長が必要となりますので、実施設計の完了時期は来年3月を予定しております。

防災拠点庁舎につきましての説明は以上でございます。

続きまして、同じ常任委員会資料の13ページ

をお開きください。

議案第9号「宮崎県公共施設等総合管理計画の策定について」の御説明をいたします。

まず、1の計画策定の目的であります。本県におきましても、今後、建物系施設、インフラ施設のいずれも急速に老朽化が進行する中、一方では、人口減少・少子高齢化により人口構造が変化し、厳しい財政運営も見込まれております。

このため、この計画は、そのような状況に対応するため、公共施設等の保有・運営・維持に係る財政負担の最小化と施設保有効果の最大化を図るための基本的な方針として策定するものであります。

次に、2の対象となる公共施設等は、県が保有します全ての建物系施設とインフラ施設でございます。

次に、3の計画期間は、平成28年度から47年度までの20年間でありまして、おおむね5年ごとに見直しを行うこととしております。

次に、この計画のポイントであります4の公共施設等の管理に関する基本方針であります。これにつきましては、別途お配りしております別冊の1、概要版、この資料で御説明をさせていただきます。

それでは、概要版の3枚目をごらんください。

第3章、公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本方針でございます。このページの右の上のほうをごらんください。

まず、1つ目の基本方針といたしまして、建物系施設につきましては、施設配置・総量の適正化を進めてまいります。具体的には、枠囲みの中の(1)にありますように、施設類型ごとに評価システムを構築しまして、個別の施設ごとに評価・分析を行います。

右端に四角くイメージとしてあらわしておりますが、職員宿舎を例としてイメージを示しておりますけれども、縦軸の入居率や、横軸の建物性能など、こういった形で評価・分析を行いまして、その結果をもとに、地域の特性や行政ニーズ等を十分に踏まえた上で、建てかえや他用途への転換を図ることで、全体の施設保有の最適化に努めてまいります。

次に、2つ目の基本方針として、その下の枠囲いでございますが、施設の老朽化対策を全ての公共施設に対して行います。

まず、(1)、(2)にありますように、施設利用者の安全を確保しまして、耐震性能等の機能を確保した上で、定期的な点検や的確な修繕等の予防保全を実施しまして、これも右側のイメージ図がございますけれども、これをサイクル化することで、いわゆるメンテナンスサイクルを構築しまして、施設の長寿命化や将来経費の抑制を図ってまいります。

以上の方針を着実に進めていくために、ページの下のほうに横長の枠囲いで示しておりますけれども、総合的かつ計画的な管理のための推進体制を構築してまいります。

まず、左側の(1)の全庁的な推進体制としましては、図の中で着色しております組織図がございますけれども、現状の公有財産調整委員会に、新たに企業局と病院局を加え、これを新しく推進体制としまして、当計画の調整や進捗状況の管理、維持管理等に要する経費の調査把握等を行います。

さらに、この下に下部組織といたしまして、建物系施設部会などを設置しまして、当面は戸別施設の計画内容を審査し、調整等を行うこととしております。

以上が、県の推進体制でございます。しかし

ながら、公共施設を取り巻く問題は、国や市町村等も同様であります。

このため、右側の(2) エリアマネジメントの推進体制を構築しまして、国や県、市町村の施設情報を共有し、施設を相互に利用するなど、地域においても施設の最適利用の調整・管理を行い、有効活用を推進することとしております。

このエリアマネジメントは、財政負担を軽減し、県民の利便性を確保する上でも有効な取り組みでありますので、国や市町村と連携しながら積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、概要版の4ページをごらんください。

これは、施設類型ごとの管理に関する基本方針、取り組みのスケジュールでございます。

今回の基本計画の策定後は、ここに記載しております施設類型をベースにしまして、必要な戸別施設計画を、遅くとも平成32年度までには策定し、その進捗状況を適切に管理するなど、将来の財政負担の低減化・平準化に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○大田原総務事務センター課長 議案第4号について御説明いたします。

常任委員会資料の12ページをごらんください。

退職年金及び退職一時金に関する条例の一部を改正する条例であります。

この条例は、共済制度が開始される昭和37年11月以前に退職した県職員に対して支給する年金等に関する条例でございます。

1の改正の理由でございますが、刑法の一部改正により、刑の一部執行猶予制度が平成28年6月1日から施行され、それに伴い、恩給法の、刑の一部執行猶予を受けた恩給受給者に対する支給に関する規定が施行されたことから、恩給

に準じて支給される退職年金等の支給に関する規定の改正を行うものでございます。

2の改正の内容でございますが、(1)は退職年金等受給者が3年以下の懲役または禁錮刑に処せられ、刑の一部執行猶予の言い渡しを受けた場合における支給に関する規定を定めるための改正でございます。

下の表をごらんください。左の欄が改正前で、右の欄が改正後になります。

刑法の改正により、改正前の欄の②執行猶予が、改正後は②-1の全部の執行猶予と②-2の一部の執行猶予に分かれました。

年金受給者が、改正後の②-1、全部の執行猶予を受けた場合は、改正前の②執行猶予のときと退職年金等の取り扱いに変更はありませんが、太線で囲んであります改正後の②-2、一部の執行猶予を受けた際の退職年金等の支給に関しまして、アの刑の執行中は、右の欄にありますとおり、執行開始月の翌月から執行終了月まで支給を停止し、その後開始されます。イの執行猶予の期間におきましては、執行終了月の翌月から支給することとしております。

また、表の下、(2)は、刑法改正に伴い、引用する文言の整理を合わせて行うこととしております。

3の施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行し、平成28年6月1日から適用することとしております。

総務事務センターの説明は以上でございます。

○平原危機管理局長 危機管理課の補正予算について御説明をいたします。

まず、歳出予算説明資料の25ページをごらんください。

危機管理課の補正額は1,721万円の増額補正でございます。補正後の額は、右から3列目で

ございますが、7億951万3,000円となります。

主なものについて御説明をいたします。27ページをお開きください。

上のほうの(事項)防災対策費、それから、中ほどの(事項)火山対策費、一番下の(事項)災害救助事業費の増額補正をお願いしているところでございますが、それぞれの事業内容につきましては、常任委員会資料のほうで御説明をいたしますので、7ページをごらんください。

まず、災害対策本部運用体制等強化事業でございます。

まず、1の目的であります。災害発生時に、市町村からの被害情報ですとか避難所の開設状況等を県の災害対策本部で集約をいたしまして、情報共有をするために導入をしております災害対策支援情報システムにつきまして、今回の熊本地震などを踏まえた改修を行うことによって、県と市町村の災害対策本部間の円滑な情報共有を図るものでございます。

2の事業概要等ではありますが、まず①の熊本地震を踏まえまして、市町村の庁舎等が機能不全に陥ったような場合に、県の災害対策本部の地方支部、これは各農林振興局と西臼杵支庁でございますが、ここで被害情報等を代理入力するようにしたり、②の国の物資調達・輸送調整システムの整備に伴って改修を行う、また、③の災害対策基本法の改正に伴う改修などを行うものでございます。

3の事業費は874万8,000円をお願いしております。

次に、8ページをお願いいたします。

霧島山警戒避難体制整備事業でございます。

まず、1の目的ですが、えびの高原の硫黄山周辺では、硫化水素等の人体に有害な火山ガスが観測されておりますことから、危険が想定さ

れる硫黄山周辺の区域を立入禁止として、昨年度末から立入禁止区域内とその周辺において、火山ガスの濃度を測定しておりますが、専門家の意見等も踏まえまして、今後も火山ガス濃度の測定・公表を行う必要があるということで、今回補正予算をお願いするものであります。

次に、2の事業概要等でございますが、火山ガスの濃度測定は、硫黄山の河口周辺及び県道1号線周辺の10ポイントで、週3回を基本に、硫化水素と二酸化硫黄の濃度を測定をいたしまして、県のホームページ等で公表いたしますとともに、測定ポイントや測定頻度につきましては、専門家の意見も伺いながら、必要に応じた見直しをしていきたいと考えております。

3の事業費は320万4,000円をお願いしております。

次に、9ページをお願いいたします。災害救助法に伴う救助費でございます。

まず、1の目的ですが、熊本地震に伴いまして、熊本県のほうから災害救助法による救助の要請がなされたので、熊本地震の被災者に対して、民間賃貸住宅の借り上げによる応急仮設住宅の供与を行うものでございます。

2の事業概要等でございますように、対象世帯は10世帯を見込んでおりまして、11月以降の民間住宅の借り上げに要する家賃ですとか、仲介手数料等を計上いたしております。

3の事業費は525万8,000円をお願いしております。

危機管理課は、以上でございます。

○福栄消防保安課長 消防保安課の補正予算について御説明いたします。

お手元の平成28年度9月補正歳出説明資料の29ページをお開きください。

消防保安課の補正額は249万5,000円の増額補

正で、補正後の額は、右から3列目にありますように、5億6,455万2,000円となります。

主な補正の内容について御説明いたします。

31ページをお開きください。

(事項) 消防指導費の新規事業「地域から消TUBEで伝える消防団の魅力事業」につきまして、委員会資料で御説明いたします。

委員会資料の10ページをお開きください。

1の事業の目的ですが、消防団員の加入促進であります。特に、消防関係者以外の県民に、広く消防団の活動や魅力を伝えたいと考えているところでございます。

2の事業概要ですが、若者向け、女性向けとターゲットを設定し、テレビコマーシャル用の映像、インターネット投稿用の映像を制作するものであります。

3の事業費ですが、249万5,000円であります。財源は、全額を国庫委託金としております。

消防保安課からの説明は以上であります。

○二見委員長 執行部の説明が終了しました。

まず、議案について質疑はありますか。

○満行委員 議案第9号「宮崎県公共施設等総合管理計画の策定について」の説明をいただきましたが、公有財産調整委員会ができて、その事務局を総務課が担うということによろしいのでしょうか。

○上山総務課長 総務課が事務局を担っております。

○満行委員 ほかの自治体とか見ますと、新たなセクションをつくってやっておられるようですけれども、総務課では、そういう班とかチームとかいうのでやっつけらっしゃるのでしょうか。

○上山総務課長 総務課では、ファシリティマネジメント推進担当という担当で、今回4月に

技術職を1名増員いたしまして、そこが中心になって取りまとめ等を行っております。

○満行委員 その専門の部署というか、かけ持ちじゃなくて専従体制で、しっかりとした事務局体制が必要かなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○上山総務課長 実は、この計画を策定するに当たりましては、それぞれインフラと建物につきまして、担当課全て集まりまして、ワーキンググループというのを構成しまして、十数回検討を重ねて、この計画をつくり上げてまいりました。

当然、そのワーキンググループには、県土整備部、農政水産部、関係課全て入れてやっております。私どもの総務課のほうで事務局を担っていくわけでございますけれども、具体的な細かい作業等については、このワーキンググループで今後も詰めていくということで考えております。

○来住委員 防災拠点庁舎との関係で教えてほしいと思っているんですけど、つまり、今説明がありましたように、兵庫県南部地震だとか、それから南海トラフの地震を想定して今回のものはつくったんですけど、現実には、熊本地震はもっと強かったということに——したがって、また設計をやり直すというのか、そこを補正されるんですけど、僕が気になるのは、何万年もとか何千年もとかというんでなくてもいいと思っているんですけど、現実には、そうやって熊本で地震があつて変更しなきゃならんかったということが、現に起こったわけです。

そうすると、例えばここ数百年の間に、最も大きいものだとか、今後もっと大きいものが予想されるのかというのは、その辺の理解はどうすればいいのかなと感じるんです。たまたま熊

本が起こったものですから、今度、それにも十分耐えられるものにできるんですけど、もっと大きいのが来たらどうするのかなど。

また、ある意味じゃ逆に、熊本の地震が来る前に、もう現に設計されて、もう実際に供用していたということになると、とても変更できないわけですけど。つまり、実際に、どの辺を我々人間として知見できるのかというのが——もちろん、とてつもないものに耐えられると、そんなことを言ってるんじゃないんですけど、その辺はどうやって理解すればいいのかなというのが一つあったものですから、お聞きしたいと思っているんですけど。

○志賀防災拠点庁舎整備室長 今回の防災拠点庁舎の耐震設計に当たりましては、熊本地震前の段階では、委託先に示しました仕様書の中で、国土交通省が指名しております官庁施設の耐震性能の基準がございます。

その基準は3段階ございまして、その3段階の中で一番グレードの高いものをということで、これは、具体的な名称で申しますと、中央官庁の建物ですとか、あるいは放射性物質を扱うような建物、あるいは病原菌を扱うような建物、これら非常に高い耐震性を求められるような建物に対して適用される基準をそのまま防災拠点庁舎にも適用させまして、設計を委託したところでございます。

具体的な性能で申しますと、大地震がありましたときに、その構造体の補修をすることなく建物を使用できるといった状態を保有させるといったようなことを目指して設計させるということでスタートいたしました。

その中で、この性能を実現するために、防災拠点庁舎というのは、一般的な庁舎よりも、より以上の耐震性が要求されますので、そういっ

た高い耐震性能を実現するために、基準になりますのは、日本建築学会が出しております免震構造設計指針というのがございまして、これが免震構造建物の設計の基準になりますけれども、これに対しまして、さらに余裕度を持たせた設計が設計事務所から提案されましてスタートされました。

それに対しまして、過去に日本国内で建ち上がりましたさまざまな超高層ビルですとか、あるいは免震構造建物の耐震性能の検証に用いられていました地震波がございまして、これらの地震波を6種類、それから、本県で最も懸念されます南海トラフ地震の想定波、あわせまして8種類の地震波を用いて検証いたしました結果、35%程度の余裕度があるといった結論が出てまいりました。ちなみに、この時点で、南海トラフ地震に対しましては85%、それから兵庫県南部地震に対しましては88%の余裕度を持っておりました。

ところが、熊本地震がございまして、熊本地震本震の地震波を入力して検証しましたところ、その余裕度が13%まで落ちまして、これは、委員御指摘のように、今後さらに大きな地震が来たときに耐えられないと困りますので、この際、もう思い切って設計変更しまして、さらに余裕を持たせようということで、今回予算をお願いするところでございます。

その設計後の耐震性能の考え方につきまして、今回新たに熊本地震というこれまでにない、兵庫県南部地震を大きく上回るような地震波が観測されましたので、それを新たな基準としまして、それから、さらに十分な余裕を持たせるような設計にしたいと考えているところでございます。

○来住委員 わかりました。いや、全く素人な

ものですから、この前の熊本地震も意外と、何ていうのかな、予期していないということはないんですけど、余り警戒されてなかったですね。しかも、非常に大きいものが。

気になるのは、例えば、南海トラフについては何十年後までには何割の確率で来ますとかというのがあるんですけど、しかし、その大きさも間違いないのかなと、今の人間が知見しているその揺れ、南海トラフの大きさは、間違いなくそれ以下で来るのか。もっと大きいやつが来ることはないのかなという心配があったものですから、聞いたところです。

○坂口委員 ちょっと整理しながら聞いていきたいんですけども、今、余裕度とか、実際起こった地震動とか、それから想定波とか幾つか出てきたんですけど、まずは、そういったものは、当然織り込んだ中での発注になると思うんです。発注されたときの仕様書の中の与条件です。これに対して、今言われたようなものというのは、どんな形で発注されているんですか。概要でいいですけど、建物に、強度なり機能を求めようとする与条件について。

○志賀防災拠点庁舎整備室長 設計委託に当たりまして、県が設定しました与条件でございまして、先ほどとちょっと繰り返しになりますけれども、国土交通省が、正式名称で申しますと、官庁施設の総合耐震対津波計画基準というのを定めております。その中で、耐震安全性分類が3段階ございまして、その中で一番高いグレードのものを要求をしております。

それは、具体的なもの、性能としましては、言葉で申しますと、地震後に構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とするというところまでを要求して、設計委託を開始しております。

○坂口委員 それはそうなんです。だから、言われるのが、公共施設のⅠ類に分類されているもののことを今言っているんだと思うんですけども。そうすると、今のは、その中の地震に対しての強度の問題です。

そこで、発注者側としては、具体的な数字を、例えば、今、余裕度を言われたですけど、余裕度は幾らという命題を与えなきゃ、それは際限ないものになるし、漠然としたものができ上がりましたって、ああ、そうかって、それで、どんなものやって言ったら、こういうものです、ありがとうって言わななんです。与条件をもっとシビアに与えてあるべきです。だから、まず余裕度についてはどういうことを与えたのかということなんです。

まず、これは地震に対しての余裕度。そのとき細心の注意を払うべきとか、何を基準に余裕度を出すべきとか、例えば、設計した建物自体の固有周期に対して、どの地震波のどの部分に対してのどんだけの余裕度を持たせるとか、それは仕様書に出さなきゃおかしいと思うんです。

まず、そこらをどんな具合に発注されたのか。

○志賀防災拠点庁舎整備室長 発注段階では、委員御指摘にありましたような具体的な余裕度というのは、特に指定をしておらずで、その余裕度につきましては、受注者から提案を受けまして、最初の段階で、受注者のほうから、建築学会の基準に対して25%の余裕を持たせたいという提案がありまして、私どものほうで、近年建築されました他県の類似施設の耐震性の余裕度を調査しました結果、おおむね妥当であろうと考えまして、その25%という数値を承認したところでございます。

○坂口委員 途中省きますけれど、それで35%なり出たとかいう話だけれど、最終的に、今回

の設計変更後の余裕度については、業者はどんな説明しているんですか。

○志賀防災拠点庁舎整備室長 設計変更後の余裕度につきましては、正式にはこれから設計をさせていただきますので、現在、まだ確定値ではございませんが、概略の見通しとしましては、50%程度の余裕度が確保できると聞いております。

○坂口委員 じゃ、50%の余裕度をよしとする考えなんですか。

○志賀防災拠点庁舎整備室長 最終的には予算を議決していただいた後に、正式に設計の指示をいたしまして、それから最終的な確定値が出てくるかと思いますが、その時点で業者と県との間で、十分その結果を見て協議をしまして、判断を下したいと考えております。

○坂口委員 それは、おかしいと思うんです。最初は25%の余裕度でいいという——熊本地震のスペクトル図もを見せていただいたけれど、一番危険な部分の揺れに対しては参考として出されるわけですよね。

前のは、そのところももっと低いもので、余り建物自体の固有周期とか共振とかを念頭に置かなかった。その中で、25%でよかろうということで設計に入っておられるわけですよ。でき上がったものが35%、これはオーバーだからいいだろうと。今度は、かなりハードルの高いものに対しての余裕度をしっかり確保してくれと。国交省の基準は、確かに50%は各層ごとの50%、こう言っていますよ。しかし、全体のものとはそうじゃないと思うんです。恐らく25%ぐらいでクリアできるもんです。

ところが、そういったものに対してのかなり対象とすべき力が大きいものに50%持たせると、かなり低かったものに25%。この25%の差

は——今回2,000万ぐらいの設計変更をやられるけれど、建物自体の建築費に対して莫大なコストがかかるんです。

25%でいいよと言ったものを何で50%求めることになるのかと。最初50%求めていけばわかるんです。だけど、その50%の根拠です、これはかなりの金がかかることで。だから、合理性のある説明が必要だということを今言っているんです。

○志賀防災拠点庁舎整備室長 今のところ、まだ正式な指示は下していない段階ではございますが、業者のほうでは検討を進めていると聞いておまして、その中で、今ある程度、設計が進んでおりますので、見直しの内容としましては、柱なり、はりなり、あるいは免震装置なりのサイズを少しずつ変えてみて、まず、一回一回シミュレーションを行ってみて、その結果がどう出るのか、それはコストにはどういうふうに影響するのかということを一例一例検討をしまして、最終的に、今、この案で行きたいといったものが出てくるのかと考えております。

委員御指摘のように、コストダウンというのも非常に大切な視点だと考えております。一方で、その耐震性能を確保することという、相反する非常に大切な面がございます、その両にらみになろうかと思えますけれども、適切な地震波、建物の仕様の決定に向けて、予算の議決をいただいた後に、協議をしてみたいと考えております。

○坂口委員 それは、おかしいと思うんです。出てきたものが50%なり、あるいは80%なり、一番注意すべき、ビルが一番揺れるであろう周期に対してのもので余裕度を求めて、50、60あるいは80出たと。そんな莫大な金かけないし、そこまでは求めてないよということで、じゃ、

最初の25%以上を確保してくれって、ぎりぎりで物を組み立てていった結果、30が出たというのは、費用の面も見て、これはよしとすべきだと思います。

しかしながら、いや、これはもうちょっと抑えてといたら、また設計変更です。目安を与えておかないと、おおよそこれに合わせてくれと言え、業者はたくさんの組み合わせのパターンを持っていますよ。柱からはりから、それから建材、構造、間仕切りの仕方と、そういったものを持っていますよ。おおよそ、ここで、じゃ30%を確保しようとしたときは、最初から1回でするようにしておかないと、上がってきましたって、やってみたら80です、強いものができた、ありがたいでは、言ったように、建築工事に入ったときに莫大な金がかかるし、その根拠は、当初の25%と合理性をなくしているんです。

物すごくシビアにやっていかないと建築費が莫大に膨らみます。例えば、今のたまかな概算でいいです。一の宮でも、あるいは益城の一番危険な——何に対してでもいいです。今、おおよそ見通して、25%でやる場合と、60%、70%でやった場合の概算でいくら違いますか。

○志賀防災拠点庁舎整備室長 大ざっぱな見積もりになりますけれども、3億円ぐらいの増額になると聞いております。

○坂口委員 余裕度がそれだけ違って3億円の建築費で上がりますか。それだけで上がるんだつたら、むしろ最初の25%を80%ぐらいにやったらいいじゃないですか。そしたら、今回のも十分クリアできて、設計変更も要らなかったじゃないんですか。

そんなこと考えられないでしょ。例えば、鉄骨なら鉄骨の厚みと規格を一つ変えて、通し柱

を上までやるのか、だんだん各層ごとの余裕度を確保していきながら、最終的に全体の余裕度を25%におさめるための先細りでやるのかとか。免震装置にしても莫大なものが要るでしょう。基礎工事だって変わってくるでしょう。そんなになったときに、25%を60%、80%というその差というのが、本当に3億ぐらいで変わりますか。そんなに僕は小さくないと思うんですけど。素人だからわからないけれども、イメージ的にそんな——また、それぐらいのものだったら100%、200%の余裕度を最初から持たせてやれば、来住委員が心配したように、本当にこれがマックスの地震かなと。

これだって、地震計から見て、ここで揺れたものの中で、この建物には、これが一番共振するなど、だけれども、そこに対して強いものをつくろうとすると、このタイプの地震では、これ以上にダメージを与えるものはないんだと。

ところが、その地震波を測定したのは、場所が決まっているんです。地震計を備えつけたところなんです。だから、熊本地震でも、あの広い中で、もっと危険な波があった可能性はあるんです。そんな曖昧なやつなんです。

でも、どこかに基準を求めなきゃならない、説明も要るというところで、地震計の中のどこかわからないけれど、それを拾って、これが前の兵庫県ですか、そののところよりももっと強いよって、だから、これでやり直そうよと、しかも余裕度50%になったよと。それをよしとされるという流れがあったからです。

余裕度というのは、最初から決めておいて、少しでもコストを安くして、そして期待してたものをしっかり確保するということが、入り口で必要だと思うんです。じゃないと、もうちょっとコストを下げたよって言うたら、また設

計変更が要りますよ。そんないい加減な発注の仕方と契約の仕方ってないですよ。

最初に業者に、これだけのものに耐えるものをつくってきてくれって言って、出してきたと。次のものに耐えるものを出してくれと言って、出してきた。いや、こんな余裕度要らないから、もっと下げてくれ、上げてくれと。また設計変更料をくださいなんてばかなことをやらせずに、おおむね、いくらぐらいの余裕度で、これに耐えるものをつくってくれと。注目すべき揺れはこの周期だとか、この波だとかいうこと、今度のは、そんな作業なんです。

それで二千何百万もかかるって言われるけれども、もうちょっと強い揺れのこの部分に対して、こういう建物をつくってこれっていうとき——具体的に、さっき言ったように、柱の厚みを変えたり、サイズを変えたり、あるいは本数を変えたり、はりをちょっと強化したり、何か筋交いみたいなのを入れたりとか、それから免震装置を大型のものに変えたりとか、そんな作業なんです。

その作業をするのに、二千何百万円の設計変更料は、何でそんなにかかるのかなって。危険を当て込んで、大型コンピューターでパッとやれば、スポンとそういうものは出てくるんですよ。そこもおかしいです。

○志賀防災拠点庁舎整備室長 委員の御指摘はごもっともだと思います。

今回の設計変更は、特殊性と申しますか、耐震性能がある程度固まった状態から設計変更を行う関係で、例えば天井高ですとか、建具のサイズですとか全部決まっておりますので、そういったものまで変えてもいいよと言い始めると大設計変更になってしまいますので、そういったところは基本的に変えないで、とにかく柱、

はりと免震装置だけの操作で耐震性能を高めてくださいといった指示をしております。

設計事務所との協議の中で、当初、県からは、益城の地震波はどうかということで協議を始めたんですが、設計事務所側からは、阿蘇市の一の宮というところで観測された地震波が免震構造の建物に対しまして、大変クリティカルといえますか、影響を与えやすい長周期地震動というものがございます。この長周期地震動が、この一の宮におきまして、気象庁が25年度から試行で出しております長周期地震動の階級のレベル4といえますか、最高レベルを今回初めて観測をしております、この一の宮の地震波も考慮しておかないと、東日本大震災でもそうでしたけれど、非常に大きな長周期地震動が来たときに耐えられない可能性も考えられますので、その長周期地震動もあわせて検討材料に加えたといった提案がございまして、一の宮の波を取り寄せて比較しますと、益城町の波の最高点と同程度の速度が一の宮の長周期波で観測されていたといった状況がございました。

ですから、この2つそれぞれ、揺れの種類は全く違いますけれども、それぞれの地震に十分耐え得るような地震を、既存の建物の形態とか天井高等をいじらずに確保してくれということで指示をいたしまして、その結果、どのくらいの余裕度を持たせれば、そこまでの要求水準に到達できるのかというのが、ちょっと最初の段階でわかりませんでしたので、とりあえず探ってみてくださいと言っている状況でございます。

最終的に、議決をいただいた後、正式に指示をしますと、また数字が変わってくるかもしれませんが、とにかく要求する水準としましては、熊本地震に対しまして十分な余裕を持ちつつ、コストを極力上げないといったことで設

計をするように指示をしたいと考えているところでございます。

○坂口委員 言われる意味はわかるんです。わかるけれども、やはり予算と求めるべきものをシビアにやっていかなきゃだめだと言っているんです。

長周期地震動、免震には、やはりこのところが一番怖いんだと、それはわかり切ったことです。短い周期を長くしてから、地震に耐えようという、大まかに言えばそういうこと。そのために免震装置を使って周期をゆっくりに変えていこうと。

だから、固有周期を4秒なら4秒にすれば、4秒のところのエネルギーを一番強く持った地震に対して気をつけなさいよと、そこに耐えれば、ほかの地震に耐えられますよということだから、それは当たり前です。一の宮がどうもそういうタイプの地震だったっていうので、これを過去最高の危険なやつだって、益城じゃなかったよって、一の宮だったよっていうことを専門家会議か何か地震学会か知らんけれど言ってきたと、それに備えよというのが今の説明で、それは正しいことだと思うんです。

だけれども、一の宮の測定器があったところ以上に、そのエリアの中で強いところが現実にあったかもわからない。もう少し違うタイプの同じ震度7なりマグニチュード7なりの地震でも、もうちょっと中を解析していったら、違うスペクトルの波のタイプが出てくる地震があるかもわからない。現実には、過去起こっているかもわからないという中での余裕度を、やはり最初は25%で、それより低い波にしても、本当にそういった検証をされていて一番怖いやつだなどというものを、過去、神戸あたりからも拾ってない可能性はありますよ。

恐らく一番建物が壊れたところ、あるいは大型構造物も倒れたよというところで、ここが、やはり揺れが一番強かったなっていう。免震構造を対象にした危機感じゃなくて、壊れたところの危機感、しかも横揺れだったかもわからないし、両方とも直下型なら縦だったかもわからない。今度の熊本だって、あれだけダメージを受けているのは、恐らく揺れは、縦ですよ。

しかし、うちが気にすべき南海、東南海あたりは横です。そこらからも、どう考えるかで、根拠が、また違ってくる。だから、どこかで線を引かないといけないけれど、このところ、この波を参考にしようと、だから、これを与条件として設計会社に与えて、これを参考にしろと。そして、国交省の基準の125%だと、それを基準にして、各層150%だと、トータルは——最初に逆算でぴしゃっとした設計はできないから、おおむねそれに向かって組み立ててくれと。できたら、そのシミュレーションを持ってきてくれって。130ならよしとしましょうと。170も180もだったら、ちょっとコストがかかり過ぎじゃないかって、コストを下げするためには、いかなる組み合わせがあるかということとか。場合によっちゃ、ダンパーでも何でも入れていいじゃないですか。はりをふやすなり、柱をふやすなりしてもいいじゃないですか。そんなことをやりながら詰めていくのが本来あるべきやつで。

しっかり条件は与えて、設計変更のときは、あなた方の責任だぞと、言ったのとは違うものを持ってきたじゃないかと、2,000万円は努力して設計変更をやってとしとかないと、同じ成果品を求めるのに、契約のときのやり方、与える条件でうんと違ってくるし、言われるがままで、この与条件ならうちはいいと思いますよ、これで宮崎県さんいかがですかって、ああ、そうで

すか、じゃ、その余裕度でくださいなんて、そんなばかなことで発注したらだめだと言ってるんです。

これだけの余裕度のものをつくってこいと、高さは何ぼだと、その中に何階入らにゃいかんということ、平面は何ぼだとか、そういったものをやっていかないと。じゃないと、今度もう一回地震があったら、またやり直さないといけませんですよ。50%必要だって説明するんなら、その次やり直したって、40しかなかったとしたら、またやり直さんといかんです。その都度設計変更料を払うんですか。そんなばかな発注の仕方はないと思うんです。

○志賀防災拠点庁舎整備室長 委員御指摘の点は、大変ごもっともだと思います。

これから、議案を議決いただいた後、正式な協議に入ってまいります。要求する基準を明確にしつつ、必要な耐震性能を確保させて、なおかつコストダウンは精一杯させるといったことで、業者に指導をしてみたいと考えております。

○坂口委員 何で50%と言うのかわからんけれど——静岡県条例が根拠かわからないけれど、ああいったのは、日本で一番激しい糸魚川断層とか静岡あたりが、昔から地震に対しては日本で一番危ないところだと言われているものとか、そういったもので、あれは独自に国の基準より高いものをこさえてる。その中でも、やはり国の基準どおりⅡ類については余裕度125%でいいよとかやっているわけです。そのところが一つと。

えらいしきりに余裕度と言われるけれども、国の示した設計基準の中にも、強度に対しても地震動に対する強さというものに対しても基準をしっかり示しているけれども、そういったⅠ

類に類する建物、官公庁舎を建てる場所についても、その基準ではしっかり求めているじゃないですか。

その中で、はっきり、例えば、3章あたりで求めているのは、そういう建物の前のインフラ、道路、これが使えなくなるようなことではだめですよ。仮に、そこがちょっと問題が生じたら、即使えるようにしなさいと。ここは、津波浸水が、あるいは洪水浸水で1メートルもつかうような場所、その危険性がある場所って、一方じゃそんないい加減なことをやっているんですよ。一方じゃ、国の基準がこうだからって、それは5割増しでやっていきましょうなんて、そんなのとても県民は理解しないです。

本当に、国の基準がこうだから、県民に責任を持ったものをつくろうといたら、これは、場所を変えなきゃだめですよ。もし、頭の中にあるなら言うてください。国の設計基準のI類に加わる施設の設置場所についての第3章の1項の2です。どう書いてありますか。インフラと道路はしっかり、いつでも問題がないようにしなさいということ。

だから、さっき言われた農林振興局とかを、市町村の分を担う施設にするなら、国の基準は、そこらまで今度はやっていかなきゃ、本当はいけないんですよ。基準を全て満たすことはできないんだから、でも1つでもそういったものを宮崎市内だけじゃなくて、日向にも、あるいは串間にもそういったものを少しでも整備していこうといったときは、ある程度、何億でも何十億でもいいから、節約しながらやっていこうという、そういう金の出し方しなきゃだめ。そのためには、しっかり条件を与えて発注しないと、設計会社の言われるがままになってしまうということなんです。これは答えにくいけれど、国

の基準は、I類はそんなになっていますよ。

○志賀防災拠点庁舎整備室長 御指摘の点につきましては、再度確認をして対処してまいりたいと思います。

○坂口委員 余裕度については、本当に真剣に検討して行って、じゃないと最初の25%は余りにも無責任な条件を与えてたということになります。だから、それで大丈夫だと判断したんだったら25%で通さなきゃ、おかしいと思う。

業者がそのところに、頭の中では、これをやってみて何%だったという、100%精度の高い余裕度を出そうとすればそうだけれど、逆算で、こういったものに近いものの余裕度で組み立てていこうと思ったら、それも業者が設計はできます。そこで調整をしていけばいいわけです。

だから、ぜひ設計変更の契約をするに当たり——どうせ随契でしょうから、そのときに、設計金額の積算の仕方から全て、やはり基本に戻って、こういう積み上げで設計変更額は幾らですよとしなきゃ、うちのところでは、これだけの作業をしていきますから、いくらくださいなんていう、そういうやり方は、それはだめだ思うんです。そのところを、やはり責任というか、合理性のあるような設計変更の契約を。設計変更はいたし方ないでしょうから、そういう前例に耐えないという、13%の余裕度しかないということになれば、やらざるを得んけれど、あくまでも25%あれば大丈夫だという、県が責任持て出した数字が最初の契約時にあるわけですから。業者がこれだけのものが出ましたと言って、それならクリアしているからいいでしょうと、今回の県の考え方の中、これで大丈夫というのは、あくまでも25%です。そこはぜひ、部長も今後検討していただいて。

国体とか、今の総合管理でもそうです。これ

から財政需要が物すごく待っています。だからやはり、しっかりやっていただきたいと思うんです。

○日高委員 ちょっと私も議員になってまだ2年ぐらいなんですけれど、この公共施設と総合管理計画というのは、今までなかったんですか。

○上山総務課長 全体を取りまとめた計画というのは、今回が初めてでございますけれども、先ほど説明いたしました別冊のほうに、例えば4ページでございますけれども、県営住宅という区分がございますけれども、こちらのほうについては、既に県営住宅長寿命化計画という形で、今回予定しております個別計画と同じ考え方で策定はしております。

また、インフラにつきましても、道路とか河川、港湾等については、例えば道路につきましては橋梁長寿命化修繕計画、トンネル長寿命化修繕計画といった個別のインフラについては、長寿命化を目的とした形でつくってはおりますけれども、全体に統一的な見方で長寿命化をして平準化していくという考え方で進めていこうというのは、今回初めてでございます。

○日高委員 もう10年ぐらい前から、市町村の、思わず全体的見直しに取りかかっているところは当然ありました。というのは、なぜかというところ、改修と言うんですけれど、言ってみれば、結局、途中のメンテナンスをすれば長寿命化につながるというのもあるんです。

県の場合は、特に今、国体があるから言いますけれども、スポーツ施設は基準が変わって来ます。昭和54年当時と、いろんな中で、やはり陸上競技場の広さの基準とか、野球場でも変わってくるんです。そういったのに対応していけば、ここに来て、こんなに一気に国体の主要3施設の予算が何百億とかかることはなかったと思う

んです。

野球はSBOって、ストライク、ボール、アウトというのが昔だったんです。5年ぐらい前に、ボール、ストライク、アウトに変わったんです。そしたら、サンマリンスタジアムでファームの日本選手権やったら、まだ変わってないぐらいです。もう世の中反対になっているのに、何考えてんだって。

細かいところ言えば、そういうことが出てくるんですが、メンテナンスもやはり考えていってもらいたいとは思っているんです。

この計画にはメンテナンスは入ってくるんでしょうか。

○上山総務課長 3ページを見ていただきたいと思うんですけれども、先ほど老朽化対策ということで、右側の真ん中のほうの枠囲いがあるかと思います。

従来は、傷んでから補修するという考え方だったんですけれども、今回は予防保全的な機能を盛り込むという考え方で、このメンテナンスサイクルという考え方を取り入れております。

具体的には、点検、診断を実施いたしまして、それに基づいて修繕、改善等を実施する、そういった情報をまた蓄積していきながら、次回の点検に役立てていくという、そういったことでやっていこうということで、今回メンテナンスサイクルということを考えております。

ただ、実際どういった形でそのメンテナンスを行っていくかについて、先ほど委員がおっしゃったように、いろんな施設なりインフラがございますので、個別の類型ごとに、こういったメンテナンスサイクルを今度ピシッと形をつくって、10年、20年のスパンの中で一番平準化していくような形での補修とか修繕等やっていくという考え方で、今後、具体的な作

業を進めていくことになっております。

○日高委員 そうですね。やはりメンテナンスが長寿命化に確実に繋がっていくのは当然のことですので、その辺もちょっと。建物によって当然違って来るんです。そういうのをちょっと細かく詳細にやって管理をしとけば、この時期には、次はこれだとなるわけです。例えば、この施設は何年たって、鉄骨階段だったらさびやすいから5年に1回は何か手入れを加えないかとか、細かく、その建物の中にもあるんです。そういった細かいデータというか、そういったものをしっかりできるようなシステムみたいなやつがあればいいかなと前から思っているんですけども、そこら辺も細かくやってもらえばいいかなと思います。

それと、国のインフラ長寿命化基本計画があって、その下に県の計画が来ているんです。

例えば、市町村には、国の出先機関、いわゆる国土交通省の出先機関とか、農政局とか港湾と、また県の出先機関、これも農林振興局とか北部港湾とか、出先機関がそれぞれあるんです。あと市町村は支所があるんです。これが、例えば一つの同じビルの中に入っているということは、まずあり得ないです、ばらばらです。これ、国と連動してやっていたら、例えば農政局とか国交省とか、県の出先機関で——串間とか、日向とか、港湾何とかがって。そういったビルを一体的に管理というか、そこに入ってやったほうが、維持費とか、コストはかなり下がると思うんですけど、そういったことは考えられないんですか。

○上山総務課長 日高委員がおっしゃった考え方が、まさに今回、私どもが新たに書かせていただきましたエリアマネジメントという考え方になります。

このエリアマネジメントというのは、国・県・市町村それぞれ施設、いろんな課題を持っておりますので、お互いに情報を共有化して、先ほど委員がおっしゃったように、今度国が新しい庁舎をつくるというときに、例えば県も中に部分的には入れるんじゃないか、市町村も入れるんじゃないか、そういったことまで含めた形で、将来的には、国・県・市町村の施設を本当に有効に効率的に使うということを目的として、今回このエリアマネジメントという考え方をさせていただきます。

現実的には、もう実はそういう動きが始まっておりますして、日向なり都城なり宮崎なり、国と県と市で、現在、情報、データ共有化を進めておりまして、将来的には、委員がおっしゃったように、10年先、20年先に、例えば、市が庁舎を建てかえるとかいうときに、どういった形で国の施設、県の施設が有効的に使えるかまでも含めた形で、このエリアマネジメントというのを推進していきたいと考えております。

ですから、今後の公共施設等を総合的に管理していく上では、先ほど委員がおっしゃったような考え方が一つの大事な部分じゃないかなと考えておりますので、こちらについては、特に力を入れて取り組んでいきたいと考えております。

○日高委員 北部港湾、国と市と一体的に——ばらばらなので、5つ、6つは一体的にして、耐震化をきちっとして、防災タワーも一番上に設けるといった形が、多分、市町村のほうから提案はあったと思うんです。

しかし、県のほうも、こんなこと無理だよという感じではあったみたいですけど。やはり、そういうことは積極的にしていかないと、防災タワーでしか国から出らんです。そういった公

共施設系は——このメンテナンスが何だかんだ言うんであれば、私は、国のほうから出てもいいと思うんですけど。

それはやはり、統括監も国から来てるから、公共関係と防災タワーみたいなのを一体的にできるようなことをしていかないと、やはりエリアマネジメントといっても、なかなか厳しいかなと思うんです。坂口委員の耐震の話と、ちょっと重なる部分はあるんですけど。そこら辺も、危機管理課で、どんどん国のほうに上げていてほしいと思うんですけど。

○上山総務課長 確かに、委員がおっしゃるように、例えば日向につきましては、県のほうは北部港湾事務所というのがございまして、国のほうもそういった施設があるんですけども、かなりどちらも老朽化しております。

これにつきましては、宮崎財務事務所あたりも非常に危機感を持っておりまして、長期的な視点で、日向市あたりと協議しながら、いい形で進めていきたいということで、今、日向市においても、このエリアマネジメントということで、国と県と日向市と入りながら、どういう形でやっていこうかということで、国も交えて、今、協議を進めているところであります。将来的には、一番お金のかからない形でやれればということで、取り組みを始めたばかりでございますので、よろしく願いいたします。

○坂口委員 まず総合管理となると、やはり県民のニーズとか、それから適正な配置とか、そういった面からやっていかれる配置上の管理というのが、一つ総合管理的な感覚かなと思うんですけど、個別管理、施設管理、これになると、一つには、ファシリティマネジメントという考え方に基づけば、今のところ、そう修理しなくてもまだ大丈夫だなというものとかある。

そして、財源とにらみ合わせながら、それを平準化していこうという考え方も、もともとにあるんですけど、本当のファシリティとなると、大型施設なんかは、今のところ差しさわりないけれど、今ここのところをやってると。だから予防医学ですよ。大手術をやる前に、ちょっと予防医学をやってカンフルしておこうと。

このことによって、生涯の補修といった保全のための維持管理はかなり安くなるし、寿命が延びますよという考え方とか、もうお金の都合上できませんよとか、そういったことをトータルの判断せんならんときに、個別の建物の診断士というのが要ると思うんです。あなたは、どんな病気の前兆がありますよとか。こうなると、かなりプロフェッショナルの診断士ですよ。

こういう業者を、やはり県内で育てておかないと、全て県外にお任せということで。今言っている地産地消とか業者の育成とかいう、ここのところが一つ欠けていそうな気がする。ファシリティマネジメントになると、本当に、かなりな高度な意見を交わさないと、うちのはもう倒れそうなやつがあるのに、何でそこに、そんなに突っ込むのとか、そここのところ、説明責任というのは、なかなか納得するような説明は難しいと思うんです。そのための人材とか業者さんを育成していくということが非常に必要かなと思うのと。そうなると、個別に、やはり人間ならかかりつけ医師にカルテがありますよ。この間来たとき、あなた体温は何度で、そして、かくかくしかじかだっただけ食欲はこう言っておられますねとか、数値はこうでしたねというようなものをずっと、やはり大型施設ごとにカルテを持たせるべきだと思うんです。

それから、将来を見据えながら適切な診断をやってもらうというものがないと、これは本当に、ただ考え方としての総合管理計画なり施設管理計画であって、実際、それをやっていこうとなったときは、かなりの人材が伴う。

今度は、新規投資とか、そういったものの今の公共予算は、ほとんどもうそこにつぎ込まざるを得なくなるんです。そうなったときに、県内に専門業者がいませんから、県外に発注しましたなんていう、情けない話じゃだめだから。技術方と連携とりながら、将来、この予算は何年後に何十億ニーズが出ますよとか、ずっと何十年分が見えてくるわけですから、そのとき県内にこれだけの専門業者が育成されてないところは、みすみすよそに持っていかれますよというようなことを、やはり同時に進めないと、これだけじゃだめと思うんです。そのところを、ぜひやっていただきたいと思います。

○上山総務課長 坂口委員がおっしゃいましたように、そういった施設ごとのカルテ化といいますか、そういったことについては、今後、個別施設計画をつくる中で対応していきたいと考えております。

今、委員のほうから御指摘もございました人材育成なり業者も含めまして、私どもの推進組織の中で、実際に部会なり幹事会等を設置しておりますので、今、御指摘のあった点も踏まえて、将来的な課題という形で幹事会なり部会の中で、具体的な対応まで今後検討していきたいと考えておりますので、またよろしく御指導をいただきたいと思います。

○坂口委員 ですね。だから、これは、やはりそういったことに、今度、携わってくれる業界と連携しながら将来のスケジュールを示してやっていかないと、診断一つにしても、もうシュ

ミットハンマー一つでという物理的なやり方もあるし、それと、科学的にレントゲン撮りましょとX線でやっていく方法とかいろんな方法があって、それに対しての技術者を育てたり装備をやったりする準備期間もやはり必要だと。

だから、そういった担い手の人たちに、将来予測をしっかりと示しながら、体力を整えておいてくれということとセットでやっていかないと。計画はつくったが、誰がそれをやってくれるかとなったら、県内にいないとか。ここの範疇を超えますけれど、ぜひ事業方というんでしょうか、技術方と連携をとってほしいと思います。

○二見委員長 関連質問はございますか。

なければ、その他の項目で。

○来住委員 委員会説明資料の9ページ、災害救助法。ちょっと補足説明してほしいんですけど、現実にもう熊本のほうから、10世帯の方が既にもう待っていらっしゃるのか。それから、入る方もいろいろだと思うんです。御夫婦の場合もいらっしゃるでしょうし、子供さんがいらっしゃるとか、また、ある意味では、ちょっと障がいのある方がいらっしゃるとか、いろいろあると思うんですが。それから、地域も違うんじゃないかと思うんです。例えば、高千穂町が近いから、高千穂のほうにしてほしいとか、いや、宮崎でないと困るとか、具体的にどんな状況なんでしょうか。ちょっと補足していただければ、ありがたい。

○平原危機管理局長 この10世帯は、まだ、あくまで見込みでありまして。

公営住宅のあいているところに入っていたかくということ、実際に避難されている方もいらっしゃいますので、10世帯ぐらい見込んでおけば大丈夫かなということで、この数字を出しております。

それから、個別の状態につきましては、もともとの出どころの市町村で罹災証明をまずとっていただきますので、その辺で話を伺って、こちらと調整しながら、どういう場所がいいのか、どういう住宅がいいのかということが決まってくると思います。

これは、災害救助法で、家賃の上限が救助法でできるのが6万円と決まっておりますので、その範囲以内で住宅を探してあっせんしていくということになるかと思えます。

○来住委員 家を実際にお願ひして借り上げるのは、具体的に熊本のほうから、今後来るわけですね。今後、じゃ、宮崎市のほうにひとつお願ひできないか、延岡のほうでひとつお願ひできないかとか、そういう地域についても。大きさは、6万円と決まっていますから、多分それに合わせることになると思うんですけど、具体的な執行としては、今後のそういう熊本との関係で起こってくると理解すればいいんですか。

○平原危機管理局長 そのとおりでございます。

実際は、建築住宅課で予算執行いたしますので、そちらに分任をいたしまして、今も東日本関係で避難されている方は建築住宅課でやっておりますので、同じような対処をしていくということになります。

○二見委員長 関連質問はありますか。

なければ、ほかの項目についての。

○日高委員 補正予算についてです。

今回、国が今から出そうという大型補正予算の時期としては、県議会が先に開かれて、国が後から開かれるということで、3兆円を超える規模の大型補正が出ると聞いておるんですが。これについて、大型補正の見通し、各部からいろいろヒアリングしていると思うんですが、大体宮崎県の規模として、どれぐらいを考えてい

るのか。

それと、いつごろ、この県議会臨時議会が開かれる予定として考えておられるのか。というのが、補正予算が決まったら、すぐ執行しないと、困っているというか、それを当てにしているというか、まだ経済浮揚にもつながるということで、どんどん仕事も出してやらないかという分も、これは大きな命題なので、それについて、何か見通しをお聞きできればなと思えます。

○川畑財政課長 国の補正に伴う県の対応ということでございますけれども、国の経済対策に伴います補正につきましては、今回の予算には上げていないところです。その理由としましては、各部について、国から要望額の調査等が来ているところでございますが、まだ、国会が9月の26日からということもございまして、具体的な事業がどれぐらいという見込みが立てられないということがございます。

なので、それを踏まえて、県としてもいつごろ対応が可能かということになります。まだ、規模としては見込みが立っていない状況にございます。

○日高委員 先ほど、各部とのヒアリングということで、ちょっと言ったんですが、要求は相当していると思うんです。それは、どこの県もするわけですから。それで、やはり補正予算がなぜ大事かという、すぐ準備に入れるということですね。いわゆる業者さんとかがすぐ準備に入れる段取りがかなり必要なので、国会が25日から始まるということで、今の状況では、いろいろ国会スケジュールも大体流れていくと思うんです。だから、なるべくそこら辺を準備をしっかりしてもらって、適正に、早く、スピード感を持ってやれるようお願いをしたいなと

思います。

○川畑財政課長 国の内示があつてからの対応ということにはなると思うんですけども、できるだけ迅速に対応してまいりたいと思っております。

○二見委員長 ほかに質疑はありませんか。ないですか。

では、いいですか。

7ページの災害対策本部運用体制等強化事業についてお伺いしたいんですけども。この概要の中で、②の物質調達・輸送調整等支援システムの改修ということと、3番目は、避難所を指定避難所、指定緊急避難場所と変えるという改正をほかにもされていくんだと思うんですけども、熊本震災のときに、私も何度か現地のほうに入ってみて感じたことは、要するに、行政が把握している学校とか、そういった集会所みたいなところの大きい避難場所に関しては、道路の復旧といいますか、物流の回復は非常に早かったのも、新聞紙等も非常に早く言っていたわけなんですけれども、行政とかが把握していないところにも、やはり避難されている方というのは結構いらっしゃったんだと思うんです。

そういった、いわゆる行政が把握し切れていないところに対するサポートというか支援をしているのが、私たちが行ったのは、五ヶ瀬で活動したRQ九州というNPO法人がやってたわけなんですけれども。要するに、行政がちゃんと役割をする場所、ああいったボランティアセンターとか運営する社協がやるテリトリー、民間がやるテリトリーというのは、こういうある程度の役割分担はあったのかなと思ったわけなんです。やはり民間でやる部分、そして行政が把握し切れなところへの対応というところに、今回、県として、新しく対応していかなければ

ならないんじゃないかなと感じたわけなんですけど、そこ辺というのは、やはり今回のこの体制強化事業の中に入っているんですか。

○平原危機管理局長 このシステム改変は、基本的に市町村が把握した情報を伝えていただくということですので、今言われた話については、市町村が把握をまずできるかどうかという話がありまして。車中泊でありますとか、いろんな課題が出てきておりますので、その辺をいかにやるのかというのが、まず課題としてあろうかと思っております。その上で、それをシステムに反映できるかという話は、また次の段階になろうかなと思っております。

○二見委員長 要するに、把握できていない部分なんで、それをどう克服するか非常に難しいことなんだと思うんです。都市部のほうだったら、まだいいんだと思うんです。

やはり山間部といいますか、少ない集落であったりとか、学校とかから離れていたりとかいったところは、非常にそういう部分が出てきて、断水してしまつて水がとまったりとか、そういった非常に困っているという話も聞いてたもんですから、できるだけの対応を検討していただくようにお願いします。

○平原危機管理局長 今回の熊本地震でも、そういう情報の集約も一つ大きな課題でありまして。国のほうから情報通信をお願いをして、あるいはiPad（アイパッド）を各避難所に配置して、それで簡単に入力できるようにして、データを送って、何が足りないとかいうのをやって、ある程度うまくいったと聞いておりますが、やはり個別に聞きますと、そのときに必要なものをお願いして、届いたときには、もう既にほかのところから入って余っていたとかいうのは、非常にその辺は情報をいかに共有して迅速に対

応するかというのは大きな課題だろうと思います。

国からのプッシュ型支援についても、同じように途中までは来たんだけど、そこから個別の避難所に行くのに手間がかかってとか、いろんなそういう課題は本会議でも答弁差し上げましたけれども、認識しておりますので、今後、今、九州地方知事会あたりでその辺の検証を各県とやっておりますので、今後、その辺の対応を考えていきたいと思っております。

○日高委員 関連。 いろんな市町村との情報の共有とか、いろいろとこういうシステム化は、もうかなり進んでいると思うんです。こういう図上訓練も必要ですけど、現実にはやる、例えば避難所運営訓練とか、防災訓練は、毎年、各ブロックごとにやっていますよね。なぜ、それが必要かと言うと、実質動いてみると、やはり課題が見つかるというのはあるんです。一番怖いのは、職員さんにしても、地元の今の我々は、大災害に遭った経験がないんです。だから、システムもいいんですけど、やはり常に訓練もしっかりとしていく。そこで、局長が言われるように、市町村の役割はすごく大きいわけです。

ただ、一番なのは、やはり人的支援の中で、県がどれだけ関与していくのかということもかなり出てくるわけですし、道路にしても、やはり脆弱な道路というのも、かなり宮崎県の場合にはありますので、その辺も含めて、こういうシステム化の連携ももちろん必要ですけど、やはり人と人との連携ということも——これは市町村との連携、もちろん国とも連携出てくると思うんですけども、それがあわせて必要だと思うんですが、その辺どうでしょう。

○平原危機管理局長 おっしゃるとおりでござ

いまして、これは、市町村がしっかりやってて入力してくれるというのを前提にこのシステムは動かしているんですけど、実際、熊本地震ではなかなか市町村がそこまでうまく動いてないという実態もありましたし、ここにありますように、庁舎が壊れてテントで作業しているという状態もございました。

そのようなこともございますので、今回も我が県からも、実際応援に参りましたけれども、実際、県内で起こった場合も、各農林振興局あたりから、すぐに情報連絡員を各市町村に出して、直接県が情報をとるようなことをしようということ、今、訓練等も始めておりますし、訓練につきましても、言われるように、その訓練だけやってもしょうがないので、訓練をつくり上げる過程で、各関係機関と一生懸命訓練の積み重ねをすることで、この機関はどういう機能があるとか能力があるということ、それぞれの機関が理解して、いざというときはあそこに頼めばいいと、顔の見える環境をつくりながらやっていくことが大事かなと思っております。

○日高委員 各地域、広域消防もあるんですけど、消防本部がありますよね。消防本部というのは、言ってみれば県の危機管理と一緒のような感じですよ。市町村の建物は大丈夫だとは思っているんですけど、その消防本部の職員というのは、災害時は一番、多分地元ではかなり力を発揮するだろうというか、してもらわないといけないところなので、その辺とも、消防本部との連携、消防であるんですけど、その辺って消防関係というのはどういうふうな、県と消防ってどういうつながりでやっているんでしょうか。

○福栄消防保安課長 今、消防本部の消防長さんと定期的に会合等を開きまして、どういう連

携をするのかということで、今、受援計画ということで、県内の被災があった場合に、各消防本部で、どういうふうに関係していくかという計画も策定しているところがございます。

○二見委員長 ほかに質疑はありませんか。

では、次に、報告事項に関する説明を求めます。

○上山総務課長 それでは、損害賠償額を定めたことについて御説明をいたします。

お手元の常任委員会資料の14ページをお開きください。

12件報告させていただいておりますが、まず上段のほうでございます。県有車両による交通事故について御説明いたします。

これは、平成28年5月16日に、宮崎市霧島2丁目の宮崎銀行霧島町支店、その前の路上におきまして、宮崎県税・総務事務所の職員が、同支店の駐車場から左折して公道に進入した際、直進してきた相手方車両と出会い頭に接触したものであります。

主な事故原因は、職員の安全確認不足によるものでありまして、過失のほとんどは県側でございます。相手方への損害賠償額は、人身と物件合わせまして25万6,336円で、全額、保険により支払われているところがございます。

交通事故の防止につきましては、日ごろから注意を喚起しているところでありますが、今後さらに再発防止に向けて指導を徹底してまいりたいと考えております。

次に、下の段、車両の損傷事故についてであります。

これは、平成28年5月10日に、東臼杵郡諸塚村の諸塚地区合同庁舎の駐車場におきまして、県有地であります西側ののり面から落石があり、駐車していた一般車両1台に損害を与えたもの

であります。

事故の原因は、隣接するのり面について、特段の落石対策を行っていなかったために、石が一般車両を直撃したものであり、過失は全て県側にあります。損害賠償額は物件のみでありまして、32万6,213円で、全額県費により支払いを行います。

なお、当該駐車場につきましては、現在、落石防止のためのコンクリートブロックを設置しております。

今回の件を踏まえまして、県庁舎等の安全管理につきましては、管理者に対して、さらなる安全管理について指導を徹底してまいりたいと考えております。

総務課は以上でございます。

○福栄消防保安課長 損害賠償額を定めたことにつきまして、消防保安課分を御報告いたします。

委員会資料の15ページをごらんください。

本事案は、県有車両による交通事故の損害賠償であり、昨年6月、当課職員の運転する県有車両が、小林野尻町の国道交差点上におきまして、左折のため、停止中の車両に追突したものであります。

1段目が、相手方車両の物件損害、その下の2段目が人身損害であり、記載にありますとおり、本年8月2日、専決によりまして、物件損害につきまして50万3,150円、人身損害につきまして183万3,202円を損害賠償したものであります。

なお、損害賠償額は、県が加入している保険から全額支払われております。

交通事故防止につきましては、日ごろから注意を喚起しておりますけれども、今後とも、さらにその徹底を図ることといたします。

説明は以上です。

○二見委員長 執行部の説明が終了しました。

報告事項についての質疑はありませんか。

○来住委員 落石するところはいっぱいあると思うんですが、道路はもちろんですけれど、こうやって車をとめてるところで落石があると物すごく危険だと思うんです。もし、これが車だったからまだいいけれど、人間の頭に当たる、子供に当たるということになったら、本当にえらいことが起こるので、そこはぜひ、県全体にそういうところがあれば、やはり早急に、特に人が集まるところについては注意をしていただきたいというのが一つ。

それから、野尻町での事故ですけれど、人身事故で180万円。何ていうのかな、この傷は、ちょっとしたすり傷とは違いますよね。かなり後ろから、多分追突でむち打ちみたいになったと思うんですけれど。これは、ブレーキを踏んだけれど間に合わなかったとか、どんな事故だったんでしょうか。ちょっと気になりますよね。やはり人にけがをさせるというのは、もう絶対だめだと思っているので。いわゆる対物の損傷と違って、人をこうやっているもんですから、もっとそこ辺は細かく、もう少し説明してもらえばいいと思いますけれど。

○上山総務課長 委員から御指摘のありました庁舎等の安全管理につきましては、今回の事故を受けまして、7月29日に、全ての総合庁舎、宿舍の担当者も集めまして、安全管理の徹底について具体的に説明して指導を行ったところがあります。今後も機会あるごとに徹底して指導してまいりたいと考えております。

○福栄消防保安課長 この事故につきましては、時速約40キロで走行中に、青信号だったんですけれども、左側歩行中の歩行者、これを待った

めに前方車両が停止しまして、それに直前で気づいてブレーキをかけたんですが、間に合わずに追突をしたという事故でありまして、けがの状況につきましては、首のむち打ち症で通院をされたと伺っております。

なお、車ですけれども、前方を追突された車が軽の車で、追突したほうが普通乗用車ということでありました。

○二見委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○藪田市町村課長 それでは、常任委員会資料の16ページをごらんいただきたいと思います。

議案第5号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」について、御報告をさせていただきます。

この第5号議案につきましては、厚生常任委員会に付託されておりますので、ここでは、全体の概要について、御報告をさせていただきます。

まず、資料の1にあります改正の理由でございますけれども、(1)のとおり、知事の権限に属する事務につきまして、その取り扱いを希望する市町村に権限を移譲するために、地方自治法に基づきまして、標記の条例を定めているところでございます。

今回、(2)にございますとおり、医療法及び医療施設調査規則の改正に伴いまして、引用する関係規定の改正を行うものでございます。

次に、2の改正の概要でございますけれども、表にありますとおり、福祉保健部が所管しております医療法等に関する事務のうち、条例で移譲する事務を定めております部分につきまして、各法令の改正に伴いまして条ずれが生じること

から、所要の改正を行うこととしております。

施行期日は、公布の日からとなっております。

次に、資料の17ページをごらんいただきたいと思っております。

参考といたしまして、平成17年度からの市町村への移譲事務数の推移と、その下のほうには市町村別の移譲事務数を記載しているところでございます。

なお、今回の条例改正に伴います移譲事務数の増減はございません。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○平原危機管理局长 危機管理課から2点御報告いたします。

まず1点目は、宮崎県国土強靱化地域計画素案についてであります。委員会資料の18ページをお願いいたします。

まず、1の計画策定の進め方ですが、国土強靱化基本法に基づきまして、国の基本計画と調和が保たれるものとするため、下の図のような手順で策定を進めております。

まず、地域の強靱化を図る上での目標として、基本目標と事前に備えるべき目標を設定いたします。

次に、南海トラフ巨大地震等の大規模自然災害を想定リスクに設定し、最悪の事態を想定して、そのような事態に陥らないよう強靱化を図るための施策分野を設定いたします。

その上で、施策分野ごとに、どこが弱いのか、どんな課題があるのかといった脆弱性の分析・評価と課題の検討を行い、これを踏まえまして、今後必要となるリスクへの対応方針を検討し、推進方針として整理することといたしております。

次に、2の計画の策定状況及び今後のスケジュー

ールでございますが、地域計画の策定に当たりましては、庁内の大規模災害対策連絡会議で、脆弱性の評価や施策の推進方針等の検討を行い、今回新たに設置いたしました県防災会議の国土強靱化部会において、有識者の皆様の御意見を伺ってきております。

これまで、連絡会議と国土強靱化部会をそれぞれ2回ずつ開催をいたしまして、今回の計画の素案を策定いたしました。

今後は、10月までに最終案を策定し、11月にパブリックコメントを実施した上で、本年中に計画を決定したいと考えております。

次に、地域計画の素案の概要について御説明をいたします。

素案の本文は、別冊2としてお配りしておりますが、概要版で説明をさせていただきます。19ページをごらんください。

計画は、序章から第5章までに分けて記載しております。

まず、序章として、計画策定の趣旨と計画の位置づけについて記載をしております。

次に、第1章の基本的な考え方では、1の基本目標で、人命の保護が最大限図られることなどの4つの目標を、2の基本的な方針で、強靱化の取り組み姿勢などの4つの方針を、3の基本的な進め方で、強靱化の取り組みの推進方針を定めております。

次に、第2章の本県における災害リスクでは、本県の過去の災害や今後想定される災害について整理をいたしております。

また、第3章の脆弱性の評価では、南海トラフ巨大地震を初めとする大規模自然災害を想定いたしまして、9つの個別施策分野と4つの横断的分野、41の起きてはならない最悪の事態を設定しまして、それぞれの施策分野、最悪の事

態ごとに、どこが弱いのか、どんな課題があるのかといった脆弱性の評価を行いました。

2の評価結果のポイントとしましては、(1)のハード整備とソフト対策の適切な組み合わせが必要、(2)の代替性、冗長性等の確保が必要、(3)の国、市町村、民間等との連携が必要の3点について記載をいたしております。

なお、この脆弱性の評価につきましては、別冊の2の49ページ以降に、別紙1として、起きてはならない最悪の事態ごとの評価結果を、135ページ以降に、別紙2として、施策分野ごとの評価結果をそれぞれ一覧表にしておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

委員会資料の20ページをお願いします。第4章の地域強靱化の推進方針であります。

脆弱性評価の結果を踏まえまして、起きてはならない最悪の事態を回避するために必要な施策とその方向性について、施策分野ごとに、推進方針として整理をいたしております。

まず、1の個別施策分野は、(1)の行政機能の警察・消防等から(9)の環境まで、9つの施策分野について記載をいたしております。

例えば、(2)の住宅・都市では、住宅、建築物等の耐震化及び火災予防対策など、(6)の交通・物流では、緊急輸送等のための交通インフラ確保などのように、それぞれ分野ごとに記載のような推進方針を定めております。

また、2の横断的分野は、(1)のリスクコミュニケーションほか、4つの分野について記載をいたしております。このうち(3)の産学官民・広域連携と(4)の地域活性化については、国の基本計画では設定をされていない分野となっております。

例えば、(3)の産学官民・広域連携では、九州、県内自治体等との広域連携体制の構築など

について記載し、(4)の地域活性化では、人口減少や高齢化等により、地域の活力が落ちますと防災力も低下するという観点から、本県の特長や強みを生かした産業の創出などを記載しております。

これらの施策の推進方針につきましては、別冊2の素案の13ページから51ページにかけて記載しておりますので、これも後ほどごらんいただきたいと思っております。

次に、一番下の第5章、地域計画の推進と不断の見直しでは、この計画の進捗管理や見直し、市町村の地域強靱化計画の策定支援について記載しております。

21ページをごらんください。

これまで説明いたしました事項のうち、4つの基本目標、8つの事前に備えるべき目標、そして、それぞれの事項ごとの起きてはならない最悪の事態を一覧表にしておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

地域計画素案については、以上でございます。

次に、2点目の霧島山火山防災協議会の設置について御報告をいたします。

委員会資料の22ページをごらんください。

まず、1の協議会の設置の概要について御説明をいたします。

(1)の設置の根拠ではありますが、平成27年12月に改正活動火山対策特別設置法が施行されまして、火山単位での火山防災協議会の設置が義務づけられたところでございます。

本県におきましては、霧島山が対象火山となりまして、火山災害警戒地域に、本県の都城市、小林市、えびの市、高原町と鹿児島県の霧島市、湧水町が指定されましたことから、本県、鹿児島県と関係6市町で、霧島山火山防災協議会を設置することとなったものでございます。

次に、(2)の協議会の目的は、霧島山において想定される火山現象の状況に応じて、警戒避難体制の整備に関し、必要な協議を行うこととされております。

また、(3)の協議会の構成員といたしましては、両県知事、6市町長など、23ページの別紙1に掲げる方々を構成員として、本県知事が今回会長を務めることとなりました。

次に、2の第1回協議会は、先月8月25日に、本県の県庁講堂で開催をいたしまして、協議会の規約や今後のスケジュールを定めますとともに、未設定でありました硫黄山の噴火警戒レベルについて協議をいたしました。

24ページの別紙2をごらんください。硫黄山の噴火警戒レベルでございます。

この噴火警戒レベルは、ごらんのように、火山活動の状況に応じて、予報・警報ごとの対象範囲や警戒レベル、住民等の行動や防災機関の対応を発表する指標でありまして、今回の協議会で、気象庁から説明がございまして、承認をいただいたものでございます。

例えば、一番下の噴火予報のレベル1をごらんいただきますと、火山活動は静穏であり、状況に応じて、火口内への立入規制等を行うこととされておりますが、火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想されたり、あるいは発生して、噴火警報のレベル2が発表されますと、火口からおおむね1キロ以内に大きな噴石が飛散することが想定されますので、火口周辺への立入規制等を行うこととなっております。

お手数ですが、資料の22ページにお戻りをいただきたいと思っております。

一番下の3の今後の予定でございますが、ただいま説明をいたしました噴火警戒レベルにつきましては、今後気象庁におきまして、関係機

関のシステム改修など運用開始のための手続を進めて、年内には運用を開始する予定でございます。

また、噴火警戒レベルを踏まえまして、避難計画の作成など、警戒避難体制の検討を行うとともに、地域防災計画の火山災害対策編の修正を行っていく予定といたしております。

説明は以上でございます。

○二見委員長 執行部の説明が終了しました。

1時10分再開ということで、よろしくお願いたします。

暫時休憩します。

午前11時54分休憩

午後1時9分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

その他報告事項に関する執行部の説明が終了しました。

質疑等はございませんか。

○日高委員 国土強靱化計画の20ページなんですけれど、ほかの県にない宮崎独自の産学官民・広域連携、また、地域活性化を追加したということですが、他県と比べて、この部分を取り入れた理由と効果について、お伺いしたいと思います。

○平原危機管理局長 20ページの下の方の横断的分野の(3)と(4)については、ほかの県というか国の基本計画にないところを取り入れたということございまして、例えば、地域活性化で言いますと、先ほど言いましたように、やはり地域が人口減少ですとか高齢化で活力をなくしていきますと、だんだんと防災力も落ちていくということで、ここに書いてあるような産業の創出なども入れ込んでつくったところがあります。

今後これをつくる計画ですので、効果はまだあれなんですけれど、やはり今後は国の事業とかを取り込む上でも、ここに記載しておくことで、そのような取り組みにある程度資することはできるのかなということも踏まえて、ここに記載したところでございます。

○日高委員 例えば、国の計画に基づいてつくるといことなんですけれど、宮崎県としてこういうのを入れ込むことについては、国としても認めるということですか。

○平原危機管理局長 法律上は、国の基本計画と調和を保ってくださいという規定しかございませんので、各地域の状況に応じて、そこの地域を強靱化していく上で必要なことを記載することは、特段、国としてどうこうということはありません。

○日高委員 いろいろと、隅から隅まで、結構網羅していると思います。

ただ、この実効性になると、これは危機管理だけの問題じゃ全くないんですけれど、各部局、市と連携をして、当事者意識をそれぞれが持ちながらつくると。特に県土整備部はリーダーシップを発揮する部分も相当な量があると思いますので、その辺の連携をしっかりとりながら。

策定の今後のスケジュールということですが、この辺をしっかり、パブリックコメント等もあるんですが、やはり、これは県民の意見を1つや2つとかじゃなくて、あらかたとれるような形をしてもらいたいんですけれど、このスケジュールについては、そういうのを踏まえて、段階的にやっていくということによろしいですか。

○平原危機管理局長 スケジュールについては、ここに記載のとおりで、今、大体進んできておりますので、年内に何とかつくり上げられると思いますし、言われるように、状況は常に変動

いたしますので、常に見直しを行いながら、できるだけ実効性のあるものにしていきたいと思っております。

それから、各部局との関係につきまして、個々の課題とか対応については、各部局から出していただいたのを整理しつつ、全体を取りまとめたものでございまして、実際のこの素案の中には、各項目の後ろのほうに、それぞれ関係部局の名前を記載して、その部分は責任を持ってやっていただくということで記載しているところでございます。

○日高委員 最後に。これは財政なのかと思うんですが、議会でも出たと思うんですが、この国土強靱化地域計画が今後の29年度の当初予算に反映されるのか。されるといっても、言ってみれば、ないよりあったほうがいいと、どうなっているのかということであって、さきの議会で、宮崎県が、九州各県でもおこなっているということがわかりました。

最終的計画決定ということで、12月には策定をされるということで、これで、例えば29年度の予算の、やはり国の予算をこれからいろいろ詰めていく中で、12月で間に合うものか、そこ辺をお伺いしたいです。

○平原危機管理局長 この国土強靱化計画の関連では、国のほうから、この法律で直接補助のかさ上げがあるとかいうような措置がされているわけではございませんで、事業の箇所を決めたりする段階で、一定の配慮をするというような整理がされておりますので、その辺は、計画が策定されて、その後の対応としてできていくんじゃないかと思っております。

○日高委員 計画が策定された後にということですが、当初よりも補正のほうでということですか。当初も、多分、もう10月、11月ぐらいから、財

政はつくり始めますよね。

○平原危機管理局長 予算そのものというよりは、実際に、こちらから交付金なり補助金なりを申請する段階であるなしというのは、県土整備部に確認しましたら、それを国土強靱化計画、地域計画を策定しているかどうかをチェックする欄が今回初めてできたと聞いておりますので、その辺でチェックをしながら、あるところ、ないところで考えていくということだろうと思いますので、予算そのもので、我が県に幾らとかいうような形で来るわけではないだろうと思います。

○坂口委員 ちょっと理解がなかなかしづらいというか、わからんのですけれど、まず一つは、国の指針なりガイドラインにないものを県が独自に策定することから、国は何も問題ないよと。問題は、予算措置を国がしてくれるかどうかと。県単であれば、それは何を書いても大丈夫だと思うんです。

だから、そここのところの整理を一つしておく必要がある。その中で、県がやったもの、制度にのっかるものの、結果として同じものができる事業があれば、それに乗りかえるべきと思うんです。これは、必要な分というのは、あるはずですから。絶対に、起こっちゃならんことに対して、これだけの保全をなささいというところに、国はしっかり持ってくるわけだから。

それから、あと、それに乗っけるような附属的なものじゃなくて、基本的な部分、絶対にあってはならない部分にはめ込めるということをやると必要があると思うんです。県独自で聞いた感じは格好いいんですけども、国からの交付金の対象なりに入る事業にはめ込むということが、もう一つ工夫が要るって思うんです。

それともう一つ、地域計画、地方計画と予算

は連動しないよと言うけれど、支援するというのを基本法の中にうたってある。それと28年、ことしの初めの閣議決定でも、個別に28年度事業でこれだけについては財政支援をやるよというメニューをかなり国は上げたですよ。その対象に、本県は、それからはもらえてない。交付金は多いですよ、地方創生に係るものから学校、それから福祉施設の整備、国交省においても、防災安全、これに係る事業、これも交付金です。

ほかにも農水省なんて、交付金と補助事業と両方持っていますよね、これに手が出ないということ。何よりも、何で37の都道府県が大急ぎで、この計画を策定したかということ、必要があったからです。そんな計画をつくったって何てことないよ、予算とは関係ないよ、それに入らないものでも必要であれば補助金をくれるというんだったら、そんな無駄な労力、どこも、うちもつくる必要ないと思うんです。

そここのところの認識をもう一回聞きたいのと、国土交通省だけじゃなくて、総務省の無線の整備から、ことごとく環境省から全ての省庁がメニューを持っているということです。28年度事業は、もう既に閣議決定をやって、予算措置をもうしますということを公表しているということです。29年度から、いよいよそれにのっかっの予算要望が、早速ヒアリングから始まっていく。省庁は枠をとって、それから持っていくから、残ったら宮崎県来なさいということになる心配はないのかを、今、尋ねたんじゃないかなと思うんです。

○平原危機管理局長 おっしゃるとおり、つくっていないことは、そのようなマイナス面に働くことがあるんだろうと思いますので、今年度に入りまして、このような形で加速して、準備を

進めて、年内ということでも今、頑張っているところでございます。

○坂口委員 来年度予算で、2月議会に間に合えば、年内で、理屈の上では間に合うんです。ところが、その作業に向けては、既にもう9月には始まっていくということです。省庁の分捕り合戦が始まる。とったものの中から、今度は優先順位をつけて、じゃ、どこに何ぼということが決まっていくということ。このメニューに入っている交付金事業というのがある。通常の予算の措置の中に入っている交付金事業も補助事業もあるということで、この中に入っているものが優先されるということじゃないかなと心配をしているんです。

県土にも、いろいろ今まで申し上げたけれども、県土は、やはり自分らの事業のことだけしか頭にないから。通常の交付金事業はあるわけです。計画が策定されていなくても、補助事業もあるんです。

ただし、この計画の中にうたわれている交付金事業と補助事業というのがあるんです。それを分捕りに行くために急ぐ必要があるんじゃないかなということを、しきりに今まで言ってきたわけです。

事業方は、そこら辺に少し、やはり情報的に不足する部分があると思うんです。どうしても総務方がそこらはしっかり県土整備なり、あるいは公共三部で大きい予算を確保する必要があるところには、こちらから、やはり急がせない。間に合うと言ったら、のんきになると思うんです。認識が間違いかもしれないけれど、そこはすごく心配しているということです。

○平原危機管理局長 まさに、今、言われたようなことで、県土整備部とも去年から協議してお話は伺ってたんですが、やはり今年度になっ

てから、国土交通省あたりからのお話が結構あって、作成を急いでくれということもございまして、先ほど言いましたように、そんな感じで進めてきているところでございます。

○坂口委員 今回の閣議決定の中には、計画の中の措置した予算の支援策の見える化とかフォローアップとか、周知の徹底をやっていくということだから、つくったところも、つくってない宮崎も一緒でしたということになれば、それはつくったところが怒ると思うんです。

だから、情報開示をしっかりとやりながら、約束したとおりにやっていきますよということになると、やはり乗りおけている心配があるから、大急ぎで。時間的に、物理的にも12月しか間に合わないんでしょうけれども、もうそれを延ばすようなことは絶対だめだということと。さっき言われましたように、格好よくじゃなくて、実をとるために、県独自じゃなくて、やはりメニューの中にはめ込む作業をやらないと、ちょっと心もとないなということです。

○平原危機管理局長 まさに今言われたとおりで、できるだけ入れ込む形と、独自にやるというのは、やはり言われるような形のものでなくても、補助とか交付金をとりにいく場合に、強靱化計画にも入れて、こういう形で取り組んでますという形で、国にも話がしやすかろうということで、産業の振興とか、結構幅広く書かせていただいたところでございます。

○坂口委員 地方創生という大きい枠があるから、そういうのも戦略的には必要かもわかりませんが、あくまでも予算がとれることを、やはり最優先でやってほしいということで。

○二見委員長 ほかに、質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 では、次に、請願の審査に移ります。

請願第3号については、県執行部の所管ではありませんので、執行部からの説明は省略いたします。

関連して、委員から質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 では、最後に、その他で何かありませんか。

○中野委員 その他じゃなくて、前にさかのぼっていいかな。防災拠点庁舎整備事業についてお尋ねしたいと思います。

きょうは、事前にいろいろと詳しく説明があったから、何も発言することはないなと思っておりましたが、この拠点庁舎の委員とのやりとりを聞いておって、これは大変大きな問題だなと思いつながり聞いておりました。それで、不明な点がありますから、二、三お尋ねしていきたいと思つます。

まず、当初のこの設計の計画では、兵庫県南部地震や南海トラフ地震に耐え得る設計だったということでしたが、その兵庫県地震と南海トラフの地震は、震度幾らだったんですか。

○志賀防災拠点庁舎整備室長 兵庫県南部地震は、最大震度が7です。南海トラフにつきましては、予測の段階でございますけれども、宮崎市においては、最大震度が7になり得る、7になる地域があると聞いております。

○中野委員 次は、益城と一の宮と比較で、一の宮のほうが大きいという説明でしたよね。一の宮というのは阿蘇のことですか。

○志賀防災拠点庁舎整備室長 熊本県阿蘇市の一の宮でございます。

○中野委員 それで、この益城の状況を見て、これではいかんということで設計をやり直され

たということでしたが、益城も一の宮も震度は7だったんですか。

○志賀防災拠点庁舎整備室長 益城町で観測されました震度は7で、一の宮は震度6弱でございました。

○中野委員 何かさっきは一の宮のほうが大きいように聞こえたけれど、そうじゃなかったわけですね。

○志賀防災拠点庁舎整備室長 一の宮と益城町の地震波を比較いたしますと、震度としては7と6弱ということで異なっているんですが、実際の観測データを見てみますと、益城町の場合は、比較的短い0.9秒刻みの揺れのところに揺れのピークがあります。

一方で、一の宮の場合は、周期が3秒をちょっと超えるぐらいのところにピークがありまして、そのピークの高さは同じ程度だったということでございます。

計測震度の決定につきましては、これは気象庁が機械的に行うことになっておりますが、どちらかといいますと、比較的短い揺れに対応して計測震度を定めることになっておりますので、一の宮のほうの震度というのは、比較的、今、小さ目に出ているのかと考えております。

○中野委員 それで、さっきはまた加速度の話もされましたが、これはガルという単位ですよ。それで、震度7は800ガル以上ですが、あとは青天井だと思っただけけれど、今言った4カ所ないし、益城のほかに7もあれば、このガルが幾らだったかというのはわかっていないんですか。

それと、このガルというのは、破壊力を示す数字なのか、数字が大きいほうが、強さが大きいということなんでしょう。それを前提に、お尋ねしたいと思います。

○志賀防災拠点庁舎整備室長 地震の揺れの大きさを示す指標としては、主に、一般的に用いられますのが、気象庁が発表します震度でございませぬけれども、その震度の決定要素となっておりますものに、先ほど委員がおっしゃいましたガル、それから速度というものがバックデータとしてございませぬ。

ちょっと先ほど触れさせていただきましたけれども、気象庁が震度を決定するに当たりまして、どちらかといいますと、比較的短い周期の揺れにターゲットを絞って、計測震度を決めております関係で、例えば、極端に短いような揺れが極めて大きい加速度を持っておったような地震というのが過去にございませぬ。過去に我が国で震度7を記録した地震というのは5回ございませぬ。古いほうから申しますと、兵庫県南部地震、それから新潟中越地震、それから東日本大震災と熊本地震が2回ということでございませぬけれども、そのうち兵庫県南部地震につきましては、御存じのとおり、大変大きな被害を出しましたが、東日本大震災につきましては、津波の被害が極めて甚大でしたので、純粋に地震で壊れたものというのは、なかなか明確に示されてこなかったところとございませぬけれども、国土交通省の資料によりますと、津波によって損壊した建物が極めて多くを占めておりまして、純粋に地震によって倒壊した建物は、それほど多くはなかったと言われておりまして。東日本大震災のときに、非常に多くある観測点のうちたった1カ所だけ7を観測したところがございませぬ。そこは、7は観測したんですが、全壊率が0.2%程度だったということで、必ずしも震度が大きければ建物倒壊率が大きいかという、そうでもないというケースもございませぬ。

それから、加速度についてもお話がございませぬ。

したけれども、加速度と計測震度につきましては、直接的な関係はございませぬ。どちらかという、加速度が大きいほうが計測震度は大きくなる傾向にはございませぬけれども、何ガル以上が震度7とか、6強とか、そういうふうに決められているわけではございませぬ。

○中野委員 その加速度は、800ガル以上が震度7になっているんじゃないの。今、決められていないって言われたけれど。

○志賀防災拠点庁舎整備室長 加速度の大きさと計測震度の間には直接的な関係はございませぬ。どちらかという、その加速度が大きいものが震度は大きく出るという傾向はございませぬけれども、800ガル以上が7とか、そういったふうに決められているわけではございませぬ。

○中野委員 そうですか。単なるそれは、何かの目安だったんですか。そういう資料をもらっておったものだから質問しましたが。それはそれでいいんですが、このガルという単位での破壊力とか、これではわからないわけですか。ガル数が100だったから、200だったからって、倍の破壊力があるとか、そういうことではないわけですね。

○志賀防災拠点庁舎整備室長 地震の被害というのはさまざまにございませぬ。その中でよく建物の被害状況が一番クローズアップされることが多いと思いますが、建物の被害につきましては、揺れの周期が1秒ないし2秒の周期を持った揺れのときに、木造の戸建て住宅に関しましては、被害が一番出やすいと言われておりまして、兵庫県南部地震あるいは今回の熊本地震につきましては、1秒から2秒の地震波の威力が非常に大きかったと聞いておりまして、実際に大きな被害が出ております。

加速度につきましては、例えば、短い周期の0.5

秒未満というのは、非常に短い周期のカタカタと細かく揺れるような揺れの加速度が非常に大きい場合は、必ずしも震度が大きくなるケースもありまして、0.5秒未満の加速度が大きい場合には、それほど地震の被害につながらないといった傾向がございます。

実際、東日本大震災で唯一震度7を記録しました宮城県の築館というところがございすけれども、ここは、短周期で2,000ガルに至るような非常に大きな加速度を記録はいたしましたけれども、結果的に住宅の全壊は0.2%程度であったといった結果も出ておりまして、ガルと震度の大きさに関しましては、どちらかという、ガルが大きいと震度も大きくなるという傾向にはございすけれども、直接的な関係というのにはございせん。

○坂口委員 なぜ免震なのかというところを、それと危険な一、二秒の周期のやつをこのところを周期を長くしてガルを落としてやるんだという——なぜ免震構造にするのかというのは、全く関係ない話ではないんです。

やはり一、二秒の周期の一番破壊力のあったものを4秒ぐらいの周期にしましょう、ところが、4秒ぐらいの周期にした途端に、今度は建物の固有周期と、言われたような熊本での心配事が出てきましたよというようなことだから、何かこう、わかりやすい説明を。

それと今、神戸だか淡路だか言われた2,000ガルぐらいを記録したっていう話をされましたよね。2,000ガルぐらいを記録したエリアの中の免震構造のところは600ガルぐらいに加速度は落ちているんですよ、だから、建物自体には問題なかったんですと。今度は、600ガルに落としたことで、緩い長い刺激になったから、物が倒れて、中でけがした人はたくさんいたんですよという

ようなこと、そんなものをしていかないと、個別個別の専門的なことを説明されても、ますます混乱すると思うんです。

だから、そこをしっかりと、うまく説明していただいて。何も文句を言っているんじゃないです。僕らは素人だということと、そこで専門的にやられてもだめだと。

なぜ、加速度が早いと壊れてしまうのか、4秒だと壊れないのかということ、力の移動が変わるときに折れたりするわけです。そんなのとか、あとは、縦揺れと横揺れの違いとか、そんなのをわかりやすくしないと、これは1日かけても、僕らは理解できなくなると思うんです。

○志賀防災拠点庁舎整備室長 ちょっと説明の要領を得ていませんで、申しわけございません。

少し、その地震の揺れに関する御説明をさせていただきますと、地震の揺れと申しますのは、実際揺れるときには、一つの揺れのように揺れますが、その中には、非常に短い揺れと、あとは1秒から2秒ぐらいの典型的な揺れ、それを超えるようなゆっくりとした揺れ、いろんな種類の揺れが入り交ざって一つの地震波、地震になって、建物を襲ってまいります。

その中で、地震の性質が決まりますのは、短い揺れがたくさんあるのか、それとも長い揺れがたくさんあるのかによって、その場所でどんな被害が出るのか出ないのかといったことが決まってまいります。

一般的に申しますと、1秒ないし2秒の周期の揺れが多く含まれるような地震の場合は、とりわけ木造の戸建て住宅に大きな被害が出ると言われております。

それと、それを下回るような1秒未満の揺れが多いような地震の場合は、先ほどもちょっと触れさせていただきました東日本大震災もそう

でございますが、人体には強く感じられるんですが、建物の被害はそれほど、1秒から2秒のものほどは出ないと言われておりまして。と申しますのが、人間の知覚がどうも0.5秒ぐらいの周期の揺れが一番体に感じやすいという研究結果もございまして。ただ、0.5秒ぐらいの素早い揺れというのは、どちらかというと建物には被害を及ぼしにくいという傾向があるとされておりまして。

一方で、坂口委員から免震構造のお話もございましたけれども、免震構造というのは、一般的に1秒から2秒のところでは被害が出やすいところを逆手にとりまして、建物の固有周期を機械的に変えてしまおうという先進的な手法でございまして、建物の基礎のところにはゴムの差し挟むことによりまして、実際の地震の揺れが1秒から2秒で来たとしても、それをゴムのところで変換してしまって長い揺れに変えてしまうといった装置でございまして、免震構造の建物につきましては、一般的に周期が4秒前後に設定されるケースが多々ございます。

ちょっと話が戻りますけれども、冒頭、中野委員からの一宮の話がございましたけれども、その一宮というところにおきましては、周期が3秒前後のところ、非常に大きな揺れのピークがございまして——と申しますのは3秒と免震構造の固有周期の4秒ということで、かなり近うございますので、益城の揺れよりは一宮の揺れのほうが免震構造に与えるダメージは大きい揺れであったと。震度としては小さかったんですけれども、免震構造については、その影響の大きい地震波だったと言われておりまして。ですから、もうこれは設計事務所の提案でもございましたけれども、その地震波も新たに検討材料に加えることによって、より長周期の

緩やかな揺れに対しましても強い建物を設計することができるということで、今回新たに益城と一宮、両方の地震波を検討材料に加えたいと考えたところでございます。

○中野委員 要は、当初は兵庫の地震、それと南海トラフの想定する地震で設計を組んだけれども、それを超えることは想定していなかった。しかし、今回熊本地震があったところが同じ震度7でも非常に建物が何秒か云々と言われましてたけれど、揺れが大きいか破壊力が大きかったということでしょう。だから建物が倒れた。だから、事前の想定を見直して、新しい想定範囲内が熊本地震だから、それに対応する、また、そういう地震がここでも起きる可能性はあるということから設計変更されるわけでしょう。

ということは、地震が起きるたびに、また想定が変わるということが想定されませんか。それはもう、想定内ということになるわけですか。

○志賀防災拠点庁舎整備室長 冒頭、委員から御指摘がありましたように、気象庁の震度階の中で、震度1から震度6強までは上限と下限が設定されておりますが、7については下限のみが設定されておまして、7は上限がございません。

ですから、全ての7に耐え得る建物というのは、設計するのは困難だと考えておりますが、現在の科学的な知見に基づきまして、これぐらいの余裕が必要であろうというところで——熊本地震により、かなりの余裕度が小さくなったような状況がございましたので、今後、熊本地震よりもかなり大きな地震というのも起こらないとも限りませんので、そこら辺の余裕度も見込みまして、もう少し余裕度を持たせた形で新たに設計を見直したいと考えているところでございます。

○中野委員 室長の説明、ちょっと、何が何か、わけがわからんことになっているんです。要は、今からつくる建物が、この揺れに耐えられるか云々かということの判断だけでされたわけでしょう。

当初の判断では、それをつくる想定が兵庫県南部地震あるいは南海トラフも近くだから、それも想定される。その場合の揺れは、これだけだから、その設計に合わせて、これ以上のことは想定できないということで、当初、設計されたんでしょ。

新たなのは、今度は、実際、熊本地震が起こってみたら、それよりももっと破壊力の大きかった、実際、建物が想定したものより、大きく壊れたわけでしょうが、兵庫の建物被害より熊本のほうが上回ったと。そういう現実が4月にあったのに、今つくろうとするものを、それを無視してつくれば、つくった後に、実際、熊本と同じような地震が発生した場合には、この防災庁舎は被害を受けるわけでしょう。受けるということが想定されるから、見直しをされるわけよね。

そのときには、熊本で地震があったという現実があったのを想定せずに設計をしたという責任があるということだから——責任回避というとまた語弊がありますが、そのためには、2,000万円も予算をつけて設計やり直しをせんといかんということで——午前中は何か建築費が3億ぐらい上がるような話を想定されておりましたが、まだ、設計をしてないから想定されるのかなという気がしましたが。要は、そういうことをしないと、近いところの熊本であった地震相当のものが来た場合には、後で責任を云々言われたらいかんということで、それには備えるのが当然ですよ。現に、日本でそれだけの地震が、破壊する地震が発生したのを無視して建物

をつくって——ないかもしれないけれど、あった場合には大きな問題になりますからね。

こういう震度7というのは、ガルを言いましたが、800以上はずっと青天井でしょうが。もう一つ、何か単位を言われましたけれども。もっと破壊力のあるものがあったり、いろいろすることはしないのか、そこだけを聞いたかったです。なければいいんです。想定されたら、それに備えないといかんですから、発生した場合には、想定されたのに、なぜ、そういう設計をしなかったかということを、後日問われますからね。

そういうことで、設計変更もしてきたということだろうと思うんです。だから、非常にこれは大きな問題だなと思ったんです。今、ちょうどつくる前に、そういう地震があって、わかったからいいものを。そうした場合に、もっと話を進めるとするならば、先ほどもちょっと午前中に話がありましたが、建物がそれだけ壊れるような、壊れないと思ったものが壊れるぐらいの地震が、地面が揺れたわけですから、それに耐え得る建物を今度は新しくつくる、これしかないということでしょう。回りも皆全部壊れるということでしょう。

ただ、思ったのは、一つそれだけが、いろんな災害に対するいろんな対応等について、その防災庁舎が残っておけば対応はできると思うけれども、しかし、そのポツンとしたものだけで対応できるのかなと思ったんです。周りのものは全部壊れて、それこそ、あっち倒れ、こっち倒れで、そこにも行きつかない、前もそういう議論があったんですが、その環境も全部、土地まで壊れてしまうわけですから、その庁舎にも行けないじゃないかとか。

だから、建物だけの見直しでよかったのかな

と、ほかのことも含めて、つくる場所やら土地へのことやら、周りの環境のことも含めて見直しをすべきじゃないのかなと思ったんですが、そういうことは考慮されないわけですか。

○志賀防災拠点庁舎整備室長 まず、地震の想定につきましては、今回熊本地震がございました。その結果、午前中には、余裕度が13%まで落ちましたと御説明させていただきましたけれども、その余裕度のもとが建築学会の指針になっておりまして、学会の指針はクリアをしておりますので、仮に原設計の状態ですと、熊本地震の本震に見舞われたとしても、当初見込んでおりました大地震後に、その構造体の大きな補修をすることなく業務を継続できるということは、恐らく達成できたんであろうと思います。

ただ、委員も御指摘のように、今後、熊本地震よりも大きな地震が起こるかもしれません。

ですから、今後、さらにその大きな地震が起こった場合にも対応できるように、一定の余裕度を見込んでおきたいということでございます。

○中野委員 当初の設計では、余裕度を25%。今度新しいのでは、余裕度を50%と、さっきも午前中話されましたよね。だから、建物はそのぐらいの余裕を持ってつくるわけだから、きちんと建物は残ると思うんです。

ところが、電気、水道、全ての、周りが壊れるのに、1戸、建物がポツンと建った状態で本当にそこが災害復旧の指揮をとれるんだろうかなど、話のやりとりを聞いてちょっと、純粋な疑問が午前中起こったんです。

だから、その辺のことも含めた見直しを、この際すべきじゃないのかなと、そのことをされたんだろうかということをお願いしたい。最初、単位のことを聞いたから、結局わけがわからん

ことになったけれど、何かガルというのが数字が大きくなれば破壊力がまだまだあるのかなと思って。世界基準は知らないけど、日本は、9段階のうちの最高は震度7ということですから。それ以上も、壊れ方は兵庫県とも違う、それから熊本県とも東北とも違う、そしてまた、震度6弱であってもまた違うということですからね。

どのくらいの大きなものが来るかわからんけれども、今の想定する熊本の地震が来た場合、前の設計ではだめだということだから、新しいもので大丈夫になる、それはいいことだと思うんです。

ところが、それだけをポツンと残していいのかなと。それぞれ、本当に、要は防災拠点ですから、いろいろ地震があった後の復旧の指揮をとらないかんわけでしょう。そういう全体を考える必要はないのかということなんです。

○志賀防災拠点庁舎整備室長 委員御指摘のように、建物だけが残りまして、いわゆるライフラインが断絶してしまつては、その機能を失います。そのライフラインにつきましても検討をしております、電気、上下水道、都市ガス、それから通信につきましても、巨大地震時に二重化するなりしまして、仮に、例えば電力で申しますと、変電所がダウンして九電がストップしたような事態になりましたら、非常発電機を稼働させまして、最大2週間は稼働ができるといった状況でございますし。給水につきましても、普段から貯留してあります雨水あるいは近傍にあります井戸水を浄化して継続して使用ができるというような備えもしております。

このように、電気あるいは上下水道、都市ガス、通信等のライフラインにつきましても、地震時における断絶を想定しまして、それに対する対応を検討しているところでございます。

○中野委員　そういう備えをしておれば、そう答えないといかんですからね。そこも含めた見直しをすべきじゃないかなとは思いますが。もうそれは意見として。いいです。

○坂口委員　113%の余裕度では壊れるから、やはり必要があるわなという解釈だったですよ。そうはならないんじゃないかなということで、ならないって明言しなかったんです。余裕度100%とは、何に対しての余裕度なのか。免震の場合、転倒なのか、それとも鉛直方向なのかとか、いろんな、それに対して何を言ってるのか、強度を言ってるの、剛性を言ってるの、靱性を言ってるの、そんなのを、まず整理しないと、だんだん深みに引っ張り込まれていって、設計基準上、建築設計何とかですか、基準のどうのこうのと、さっき言った各層ごとの水平耐力点ですか、それが125だ、150だって小さいものやっていったとか、事細かな部分で一体何をやっていいのか。

100%の余裕度、かさ上げゼロでも大丈夫なんですよと。最大限の想定をしたときに、さらに13%の余裕があるんですと。でも、それは何に対してなのか。折れてしまうという心配しか、ここはしてないんですけれど、免震にしたら倒れる心配もあるんですよとか、それで、むしろ縦に弱くなるんですよと。ところが、ここは縦の地震は心配要らないところで、熊本は縦でやられたんです、淡路も縦でやられたんです、東南海は横なんですって、そういうのをやらないと、ますます混乱してしまう。

この前の説明のとき、今やろうとされてる、先ほどの速度とスペクトルを僕らには資料として提示されたけれど、何に対して、どういうことを余裕度と言うんですよと、100%とはどういうことで、150%とはこういう途方もない数字な

んですよとか、そういうのをまず示してほしい。

説明の途中で、なぜ宮崎が150なのか、静岡の条例は150なのって言うときに、南海、東南海プレート両端に位置しているからと、いかにもイメージ的なことを言われたけれど、そんなのは物理的にあり得ないと思うんです。じゃ、糸魚川周辺なり、そういった非常に大きい地震が心配されているようなところが、余裕度をいくら持たせた、そういった庁舎を持ってるのということとかやらないと。金をかければいいものができることはわかっています。だけど、ぎりぎりの必要最小限度は確保しなきゃいかんということもわかっている。しかしながら、過剰なものは、余力がないということもわかっている。

まず余裕度とは一体——免震構造に対しては、最大限の配慮をする——余裕度100%のときは、それでも想定した揺れには大丈夫なんですよと。でも、さらに念のため、それも超すようなことがあったときのために、国の基準では、25%の余裕度とかをもたせていこうとか。それを言わないと。そして、最初だから、25%ぐらいをオーダーしたけれど、結果として30が出てきたけれども、良としたんですよとならないと——何に対してのどういうことを余裕度と言うのか、100%でクリアできないのかとか、113というのは本当に危険な数字なのかとか、そこをもう一回してもらわないと。これは、もう終わったと思ってたけれど、また振り出しに戻ったですよ。

○志賀防災拠点庁舎整備室長　申しわけございません。ちょっと説明が要領を得ませんでした。

委員御指摘の余裕度というのは何かということでございますけれども、これは、日本建築学会の免震構造設計指針というものがございます。

この中で、上部構造と免震構造の部分に分けて設計の目安を設定をしてございます。

免震構造につきましては、今回の建物、十分余裕がございますので、上部構造について申し上げますと、層間変形角というものがございまして、これは、各階の柱が地震力を受けますと、免震構造によって、上部構造に伝わる地震力というのは、地面の揺れよりも大分小さなものが上部構造に伝わってまいります。それでも上部構造はわずかに柱が傾きます。その傾きとしまして、レベル2の地震に対して200分の1以下にしなければという目安がございまして。

これは、各階の柱の高さに対して、柱の頭の部分がどのくらい触れるかということの比率でございまして、これを200分の1以下にしなければという基準がございまして。この基準に対しまして、設計事務所の提案で25%に設定するところからスタートしておりますが、それに対しまして、益城の地震波を入れてシミュレーションをいたしましたところ、それが25%を下回って13%になったということでございまして。

先ほどから申し上げております余裕度と申しますのは、日本建築学会が指針で示しております上部構造の層間変形角のこととございまして。

○坂口委員 100%だったら確実にアウトなのかということ。転倒してしまったり、あるいは折れてしまったりするのか。13%というのは、そんなに心配な数字なのかということ。その判断にならないんです。

だから、余裕度を100%ということはどういうことで、現実的にはこういうことが起こることが想定されるんだと。建築学会か設計協会か知らないけれど、そこが言ってる200分の1なり、25%なりというものは、どういうことなんだと。

今、県が改めて強い地震、最後の熊本で経験した地震の波を入れた。地震波を入れて、それを計算してみたら13%しか、その余裕度がないんだと。13%はそういった基準をもう無視した数字だから、これはもうやりかえざるを得ないんだとか、そういう危険な数字なんだとかというのが全くできない。

13%でも安全は確保されると思っております。だから、その考えが間違いだったら、こういうところが13%は危険なんだというのを教えていただきたい。50%を期待せざるを得ない、それには、また何億円かの大きい投資額が膨れ上がることは想定されるけれど、50%確保せざるを得ないというものがそこであるんだとしたら、その説明をしてくださいということを午前中から言っているんです。

50%もの余裕度って、必要ないんじゃないんですか。13%でもクリアできるけれど、念のために最初に25%を期待しようとしたら、25%のところに戻しても十分耐え得るんじゃないんですかということ、しきりに朝から言っているわけです。

○志賀防災拠点庁舎整備室長 日本建築学会の示しております、先ほど申しました200分の1という数字は、いわゆる損傷限界というものでございまして、ぴったり200分の1の場合は、そこを下回ると損傷する可能性がかなり高いですという意味合いの数字でございまして。

13%というのは、恐らく損傷はしないだろうと思っておりますが、そこにつきましては、詳細な構造計算をやって、はり、柱一本一本について、再度詳細な検証をする必要がございまして、恐らく持ちこたえるだろうとは思いますが、余裕度が小さいような状況になっておりますので、そこがちょっと、この際余裕度をさらに上

げておいたほうがよかろうかと思っております。

それから、見直し後の50%という数字につきましては、まだ設計の指示を正式にはしておりませんので、今現在の、かなり概略の計算での見通しで、どのくらいの余裕度になりますでしょうかということをご設計事務所と協議をした結果、返ってきている数字でございまして。この見直しの作業につきましては、天井高を変えない、あるいは建具の寸法を変えないと、いろんな制約がある中で、とにかくコストダウンを図りながらやってくださいという指示をお願いするつもりにしております。

その中で、柱なり、はりなりの寸法を少し動かしてみて、シミュレーションをやって、コストがどのくらい増減するのか。また動かしてみて、コストがどう動くのかといったことを繰り返し繰り返しやっていただいて、その結果、最適と思われる解を見出すといったような作業をやっていただくことになるかと思うんですが、そういった作業の過程において、今のところ出てきている数字が50%ということですので、これにつきましては、再度詳細な検証をする必要があるかと考えております。

○坂口委員 その13%というのが、まだわからないのです。今、一つ言われたのは、200分の1が一つの目安だということと、13%ということになると250分の1ぐらいになるのかなとか思うんですけれど、だから、その安全圏に入っているのか、入っていないのか、心もとないんだという言い方をしきりにされるけれど、一つの専門的に出したのが200分の1であれば、13%はそれの外側なのか内側なのか。50%なんかかなり内側なんだとか、そのところを単純に教えていただきたい。

13%が危険な領域に入る、200分の1の外側に

いってしまうという数字であれば、早急に見直しさんといかんということになるけれども、それは微妙なのか、いや安全圏には入ってますよと、でも、やはり万が一を考えると、今考えている以上のことが起こったときに、もうちょっとその余裕を持たせたいんだという考えなのかという。それは、当然ながら、その余裕度を高めるほど、常識的に建築費はかかっていきますよね。

だけど、際限なくやれば、もうこんないいことはないけれど、それはもう不可能な話だし、また現実的でもない。だから、合理的な線として何パーセントぐらいもたせようかなというのに、僕らが判断する材料としては、県が最初発注されたときの仕様書に求められた25%、これは、想定されることに対して安全な余裕度なんだと。

今度も想定するもともとのものは変わったけれども、25%というのは変わりっこないわけですから、それに対して25%の余裕度のものを持ってこいとやるのが、本当の委託のあり方じゃないかな。向こうが50%のものができ上がりました、はい、ありがとう、幾ら要るのって、幾らかかりますって金払うなんて、そんなばかなことをするんですかっていうことを、ただ単純にそれだけを言っているんです。

でなければ、25%の仕様を出したときの根拠は何だったのと、そんないい加減なやり方を最初からやってきたのということを言いたいんです。

○志賀防災拠点庁舎整備室長 13%という余裕度の意味合いでございましてけれども、先ほど申しました200分の1というのは目安でございまして、最終的には、200分の1をクリアした上で、柱1本、はり1本について、構造計算の結果を行って、その結果を見て、本当に損傷するのか

どうかという最終確認が必要になってまいります。

設計事務所の見解ですけれども、その13%の余裕というのは、安全側に入っているんですが、その損傷が全くゼロ、軽微な損傷も全くしないのかと言われると、そこまではちょっと言い切れないような数字だといった状況でございます。

○坂口委員 壊れる、壊れないは、そこで入力してシミュレーションやれば出ますよ。後は、壊れるのは施工上の問題です。粗雑な工事をやれば壊れます。しかしながら、コンピューターにそれを入力して、シミュレーションをやったときは、これは壊れるとか、どこが破壊するとか、何が弱いとか、計算上は、微妙なということはある得ないです。この13%の余裕では、この波に対して、もつかもたないかわかりませんなんて言い方を設計会社がするのは、おかしいと思うんですよ。コンピューターはもっと利口です。

シミュレーションをやるんでしょう。全部シミュレーションをやって、先ほどの余裕度を出してくるわけでしょう。すると、シミュレーションをやりながら余裕度が出てくるという過程が、その途中にあるじゃないですか。安全と出るじゃないですか。壊れるか壊れないかわからないというのは、計算上はないですよ。あとは施工の問題です。

○志賀防災拠点庁舎整備室長 ちょっと繰り返しになりますけれども、余裕度13%の状態での、これはまだ仮の構造計算でございますけれども、軽微な損傷は生じ得るといった答えが出ております。

○坂口委員 13%で安全なほうに入っていないですか。

○志賀防災拠点庁舎整備室長 目安として13%は安全側の数字ではあるんですが、構造計算を行っていた場合には、局部的にこの軽微な損傷は生じ得るといった結果でございます。

○坂口委員 それは、基準上、補修を必要とする損傷に入っていくわけですか。軽微っていうのは曖昧です。基準が求めている構造計算です。

I類に分類されるものについては、いかなることがあっても補修等を要しないで使用に耐える施設をつくりなさいと。ペンキが剥がれたり、瓦がずれたり、そんなことはあり得るですよ。

○志賀防災拠点庁舎整備室長 シミュレーションがまだ仮で、構造計算も仮でございますので、結果も仮ということになりますけれども、計算上は、軽微な損傷が生じ得るような範囲に入っているといった状況だと聞いております。

○坂口委員 それは、ちょっとおかしいですね。じゃ、100%というのは不完全な建物となるじゃないですか。余裕度がプラスもマイナスもない、ゼロというのは、こういう建物はだめですよという分類になっちゃうじゃないですか。壊れますよっていう、そんな基準ってないと思うんです。

それはそれでいいですよ。そこで、そんだけ突っ張って物をつくろうとされているに、先ほど言いますように、例えば、地域防災計画の洪水でも80センチぐらい水がたまる場所なんです。津波のシミュレーションだって、たった一つのシミュレーション結果で水が来ないってただだけで、ほかのシミュレーションをやれば50センチの津波の浸水地域なんです。こんな基準は絶対だめだぞって言ってるんですよ。

そこは、ある程度宮崎県の体力に応じて、新たなところに新たな土地を買って、そこにつくって、いろんなインフラ整備をするという体力が

ないから、最悪が重なっても何とか努力の中で、建物をどけたり、水とかも障害とか弊害を排除しながらでもここを使おうという、そういう努力で乗り切ろうかなということやってきてるのに、なぜ最終的にこれだけ50%も必要なのか、なぜ何億も投入しないとならないのか、その説明ができるのかをしきりに言ってる。これはもう考え方だから、いくらやっても切りがないかもしれないけれど、それが絶対必要なんだと言われれば、逆にほかのこともやるべきだと。

今、中野委員が言ったように、そんな完璧を求めるんなら、場所がえからです。水道管なりいろんなものの、接続部分が壊れないように蛇腹にするだ、やれ、何にするだ、代替の電源だ、水槽持つだって言われるけれども、そんなことをする必要がなくて、安全なところに、最初からそんなものを想定にするというのは、余裕度13%以下の世界ですよ。万が一のときは、タンクがあります、この発電機を回しますというのを。だから、全然バランスがとれてないです。でも、これはいくらしても考え方の違いだから、それはそれでいいですよ。

二千何十万円かの設計変更の中に、聞くところによると、今回の熊本地震の地震波の解析もできてないから、そこをやって、それに耐え得る設計をやっていこうと、補強をやっていくため、そのための経費も入っているんだと言われるんですけれども、そういった検証こそ、設計会社にやらせるべきじゃなくて、もっと権威あるところの検証を引用すべきじゃないんですか。

設計会社が、自分のところで、熊本地震の地震波、まだ国も検証できてない、専門委員会もそれを検証してないのに、設計会社は、それをどうやって検証するんですか。そして、それをもとに、どういう設計をやっていくんですか。

○志賀防災拠点庁舎整備室長 今回の委託の中で、熊本地震の地震波は、建築基準法の定めに沿いまして正式につくり上げて、その上で新たなシミュレーションを起こした、構造計算を起こした後、それを第三者委員会の性能評価を受けて、さらに、国土交通省の審査も受けることになっております。

○坂口委員 地震波の検証のための経費まで、それを設計会社に設計料として払うわけでしょう。だから、こんな2,000万も上がるんだと思うんです。

でも、一企業じゃないですか。じゃなくて、もうちょっと権威ある機関が出してくるものを——そんな何年もかかる検証じゃないです。そう時間を経ずして出てくるはずですよ。そこらのものを、もっと権威ある認められたものを基本に設計をやっていくか、それか、もうちょっと違うところに、お金払ってでも第三者にその検証を改めて委託して、それをもとに、設計会社にはこういうものをつくれっていうことをやらせないで。地震波の検証までやって、それに耐え得る設計にしてくださいなんて、ちょっと無茶じゃないですかっていうことを言ってる。

設計に一番大切なのは照査です。もともと基礎にした数字が間違いがないのか、間違っている、同じ者がやれば照査できないです。その地震波の検証というか、解析が正しい正しくない、どういう解析をやったかというのは、どこが照査するんですか。内部チェックでしょ。

○志賀防災拠点庁舎整備室長 今回新たに使います熊本地震の地震波につきましては、設計事務所みずからがつくるのではなくて、設計事務所以外の専門機関に委託をしてつくらせると聞いておりました。それを使って、今、設計事務所がシミュレーションと構造計算をやった結果

を、これまた別の第三者機関に性能評価を依頼するという流れになっております。

○坂口委員 それで、設計変更に2,000万もかかりますか。シミュレーションなんかの経費が結構かかってくるんだと思います。後は、そこから出てきたものに、その余裕度なり何なりを期待できるような組み合わせをやっていく作業ですから。そしてまた、でき上がった成果品の検証を照査設計に出す。そしたら、そこでやる作業は知れてるじゃないですか。やはり県が解析の発注をやって、しっかり県が責任持ってそれを受け取って、それに図を書かせるべきです。

そして、その企業の内部チェックのあり方、体制に従って、照査設計はやらせるべきです。照査設計なんかは、ちゃんとそのコストの中に、積算の中に入っているわけですから。

だから、少なくとも地震波検証、まだ国もやっていないようなもの、どの波を拾って、どう検証するのかわからんけれど、やはり権威あるところにやらせて、ここで1,000万高くなったら、またやりかえるよりも信頼あるほうがいいですよ。

設計会社がどこに頼んで、どういう精度の高い、どれだけ認知されたものをもとに図面を書くということは仕様で出されてるんですか。そうじゃないんでしょう。丸ごと設計変更だけを出されたわけでしょう。これだけのやり直しをするのに、それは、おかしいですよ。やはり、それに立脚してやっていくわけですから、徹底してミスが起こらないようなやり方、徹底して責任とれるような、しかも根拠となる数字は一番大切なものです。

やはり検証というか、地震波解析が一番基礎です。そんな大切な部分だったら、専門的などころに出すべきだと思うんです。

○志賀防災拠点庁舎整備室長 もとになる地震波は、文部科学省の防災科学研究所というところが熊本県益城町で採取したものでございますけれども、この採取された地震波を、建築基準法に定められた仕様に加工する作業を設計事務所から委託すると聞いておまして、その加工されたものを設計事務所が使ってシミュレーションと構造計算を行うという流れだと聞いております。

○坂口委員 そしたら、もう、加工されたものはあるんじゃないんですか。

○志賀防災拠点庁舎整備室長 兵庫県南部地震ですとか非常に多くの建物の耐震性能の検証に用いられた地震波につきましては既往のものがございましては既往のものがございますけれども、この熊本地震を用いて耐震性能の検証をするといった例は、ちょっと勉強不足ではございますけれども、まだ聞いたことがございませぬので、恐らく全国でも初めてのケースではないかと考えております。

○坂口委員 ないと思うんです。だから、県が直接、そこに発注して、そこから解析図をもらって、それを仕様書とともに提供する資料というんでしょうか、設計図書というんですか、それとして発注していかないと、設計変更額を決めていくのに、それを受けたところが、自分のところはどこに頼むかわからないけれど、解析図をくれと言って、頼んだって、積算の仕方一つが、根拠がとれないじゃないですか。

一番は信頼度です。やはり県が責任を持って、それを解析させて、この解析図に従って設計しようというのが当たり前じゃないんですか。設計してくださいと言って、はい、私のところがじゃ、解析は外注しますねとか、成果品のチェックも外注しますねとか。

現実的には内部組織で、専門的にこういう仕

事を請け負ってやっていくというシステムでしようけれど、だけれども、これだけ、先ほどから余裕度の話もしています。それは根拠は何もない。最低限、このことに対しては、これだけの余裕度を持たせんといかんのだという根拠は何もないわけです。結果としていくら出ましたとか、うちは25%で発注しましたとかいう、そういう世界の中において、じゃ、解析図から何から丸投げするよりも、県がやはり責任を持って、そこにそういった解析する研究機関なり、試験機関があれば、そこに発注したらどうですか。まして、公的機関なら、県ならばそこには本当に手数料ぐらいで済むんじゃないかなとかです。

小さい話になってしまったけれど、最初からその余裕度とかが、もう全く裏づけのない数字を言われるから、こんなになってきているんです。何かおかしいぞというところになってきているんです。おかしいというのは、疑いを持つじゃないですよ。一貫性がない、合理性がないという。

そのところは、もうこれは本当に切りがないけれども、まず、二千何十万かかかるってされたところをもう一回検証して行って、そして、それを、やはり事細かく、リスクというか、そういった懸念事は分割して。設計というのは、物をつくる工事とは違うんです。なるだけ照査できるように、いろんな人が、やはり間違いに気がつくようにしていかないと、1人の人間が基礎調査から何から数字を求めるところから、成果品のチェックまでやっていったら、つくった人がチェックしたら気づかないです。また、設計変更をしないといけないようになってしまいます。

今後設計変更があり得ないと、設計も3月いっ

ぱいまでかかると、年度ぎりぎりの工期もありませんよと。仮に延ばすということはありません、絶対にもう延びることはないんだと。何も起こらないんだという前提ならまだしも、それが、また場合によっては延びるかもしれませんという不安材料を抱えたり、今後何が起こるかわからない。それなら、そんなにかからないでしょうから、むしろ公的な機関が公表されるものを待つからです。それをもとに設計させるか。

どうも、これは不安です。また、変わるんじゃないかなというのと、何を根拠に150%もの余裕度をその設計会社は進めようとしているのかとかです。

もうこれで終わりますけれども、その積算に対しても、こういった設計業務の積算は、なかなかわかりにくい。当初、契約したときの契約がどうであるのか、それから、今度はそれを基準にして設計変更した、増額なりの契約変更するのか、どんな積算をされていくのかわからんですけれども、これは、やはりしっかり説明できるようにしてほしいなと思うんです。切りがないから、これでやめます。

○中野委員 設計の一部の見直しをしようと言い出した人は誰ですか。

○志賀防災拠点庁舎整備室長 私です。

○中野委員 そりゃ、大したもんじゃ。わかりました。

○二見委員長 ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 以上をもって、総務部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時22分休憩

午後 2 時 27 分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

次に、採決についてですが、委員会日程の最終日に行くことになっていますので、あす16日金曜日に行いたいと思います。開会時刻は13時15分としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、本日の委員会を終了いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 では、以上をもちまして、本日の委員会を終わります。

午後 2 時 28 分散会

平成28年 9 月16日 (金曜日)

午後 1 時15分再開

出席委員 (8 人)

委 員 長	二 見 康 之
副 委 員 長	重 松 幸次郎
委 員	坂 口 博 美
委 員	星 原 透
委 員	中 野 一 則
委 員	日 高 博 之
委 員	満 行 潤 一
委 員	来 住 一 人

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

事務局職員出席者

議 事 課 主 査	長 谷 恵美子
総 務 課 主 任 主 事	日 高 真 吾

○二見委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に、各議案につきまして、賛否も含め、御意見がありましたらお願いいたします。

○来住委員 ただいまから採決される議案の中の、議案第 1 号の補正予算について賛成できませんので、よろしくお願ひします。

○二見委員長 ほかに、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 よろしいですね。それでは、採決を行います。

採決につきましては、一部を個別採決、残りを一括採決といたしますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、議案により賛否が分かれておりますので、まず、議案第 1 号について採決を行います。

議案第 1 号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○二見委員長 挙手多数。よって、議案第 1 号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 4 号、議案第 9 号の各号議案について、一括して採決いたします。

各号議案につきましては、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第 4 号、第 9 号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第 3 号についてであります。この請願の取り扱いも含め、御意見をお願いいたします。

暫時休憩します。

午後 1 時17分休憩

午後 1 時19分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

請願第 3 号につきまして、採決をとるということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、請願第 3 号の賛否をお諮りいたします。

請願第 3 号について、採決すべきものとすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○二見委員長 挙手全員。よって、請願第 3 号

は採択することに決定いたしました。

ただいま請願第3号が全会一致で採択となりましたが、この請願は意見書の提出を求める請願であります。お手元に配付の所得税法第56条の廃止を求める意見書案について、何か御意見はございませんか。

暫時休憩します。

午後1時22分休憩

午後1時23分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

お諮りいたします。意見書につきましては、意見書案の上から1行目のところを「経済の担い手として本県経済の発展に貢献している小規模企業者は」と修正をした上、当委員会発議とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 御異議ございませんので、そのように決定いたします。

次に、請願第6号についてであります。この請願の取り扱いも含め、御意見をお願いします。

暫時休憩します。

午後1時24分休憩

午後1時29分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

お諮りいたします。請願第6号を継続審査することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○二見委員長 挙手少数。よって、請願第6号を継続審査とすることは否決されました。

ただいま継続審査することは否決されましたので、これから採択または不採択のいずれかをお諮りすることになります。

これから、すぐに採決してもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、請願第6号の賛否をお諮りいたします。

なお、態度保留の場合は、退席したものとみなしますので、御了承ください。

請願第6号について、採択すべきものとすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○二見委員長 挙手少数。それでは、念のために、反対採決を行います。

請願第6号について、不採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○二見委員長 挙手多数。よって、請願第6号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。

委員長報告の項目として、特に御要望等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時32分休憩

午後1時34分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、先ほどいただきました御意見等を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りいたします。

総合政策及び行財政対策に関する調査については、継続調査といたしたいと思いますが、御

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

次に、閉会中の委員会について、御意見を伺いたいと思います。

10月31日月曜日に予定されております閉会中の委員会につきまして、御意見、御要望等はいかがでしょうか。

暫時休憩します。

午後 1 時34分休憩

午後 1 時36分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

10月31日の閉会中の委員会につきましては、休憩中の協議のとおりの内容で、委員会を開催することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、そのようにいたします。

そのほか、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 ないようですので、以上で委員会を終了いたします。

午後 1 時36分閉会